# 第Ⅳ章 資

١	1.	
7	-	L
4	1	Γ

1	仙台市環境基本条例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	107
2	仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	110
3	仙台市環境影響評価条例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	114
4	仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
5	仙台市公害防止条例 ····································	127
6	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
7	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
8	廃棄物処理手数料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
9	廃棄物処理施設の受入基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
1 0	㈱仙台市環境整備公社(概要) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
1 1	仙台市の環境保全事業の歩み及び年表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	146
1 2	仙台市の廃棄物処理事業の歩み及び年表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154

## 資料 1

## 〇仙台市環境基本条例

平成八年三月一九日仙台市条例第三号

目次

前文

第一章 総則(第一条一第六条)

第二章 環境の保全及び創造に関する施策

第一節 施策の基本方針等(第七条一第十条)

第二節 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 十一条一第二十五条)

第三節 地球環境保全の推進(第二十六条・第二十七条)

第三章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制(第二十八条・第二十九条)

第四章 環境審議会(第三十条)

附則

わたしたちは、これまで、「公害市民憲章」や「仙台市公害防止条例」を制定し、公害の未然防止及び排除に努めるとともに、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」を制定するなど、積極的に「杜の都」の環境を守るための努力を続けてきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組だけでは対応が困難な都市型、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化してきており、さらに、個々人の活動及び都市の活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてきていることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、すべての人は、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を享受する権利を有すると同時に、こうした恵み豊かな環境を維持し、発展させ、将来の世代に継承していく責務を有する。

特に、わたしたちは、日々の暮らしが、先人のたゆまぬ努力によって守られ、かつ、築き上げられてきた「杜の都」の自然環境及び歴史的、文化的な所産の恵沢によって支えられていること、並びにこれらをさらに発展させ、将来の世代に引き継いでいかなければならないという重要な使命を有することを忘れてはならない。

このような認識のもと、わたしたちは、市民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、この仙台が、人と自然が健全に共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な、世界に誇りうる都市となることをめざし、この条例を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

- 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化 又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物 の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部 分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全で あって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で 安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代の市民に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、 活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然 が健全に共生していくことを目的として行われなければな らない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として 認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極 的に推進されなければならない。

## (市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第六条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市 が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力 する責務を有する。
- 第二章 環境の保全及び創造に関する施策

第一節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第七条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な 状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び 生活環境を保全すること
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び回復を図ることにより、人と自然が健全に共生することのできる良好な環境を確保すること
- 三 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、杜の都の自然環境及び歴史的、文化的な所産並びにこれらの特性を活かした魅力ある都市空間の形成を図ることにより、より質の高い環境を創造すること
- 四 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築するとともに、地球環境保全に貢献すること
- 五 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働することのできる社会を形成すること

(環境基本計画)

第八条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仙台市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 環境の保全及び創造に関する目標
  - 二環境の保全及び創造に関する施策の方向
  - 三環境の保全及び創造に関する配慮の指針
  - 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に 関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、仙台市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これ を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保等)

第九条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を 策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との 整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(年次報告書)

第十条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第二節 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (環境影響評価の措置)

第十一条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、あらかじめ適切な段階で、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいてその事業に係る環境の保全を図るための適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講じなければならない。(規制の措置)

第十二条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第十三条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第十四条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るように誘導するため、必要かつ適正な経済的支援その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(杜の都の緑豊かな環境の確保等の推進)

第十五条 市は、森林その他の杜の都の風土を象徴する緑が有する環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備並びに市街地等における緑化の推進に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、杜の都の風土にふさわしいより質の高い環境を創造するため、公園その他の公共的施設の整備その他の人と自然との豊かな触れ合いを確保するための事業の推進及び水、緑等に包まれた魅力ある都市空間の形成に関し必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第十六条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量等の推進)

第十七条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市 民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利 用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要 な措置を講じなければならない。 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進しなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進) 第十八条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。 (環境教育及び環境学習の振興等)

第十九条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自発的な活動の促進)

第二十条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講じなければならない。

#### (事業者の環境管理の促進)

第二十一条 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減についての取組を実効あるものとするため、事業者の環境管理(環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、担当部署の設置等の体制整備及びこれらの監査の実施等をいう。)の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### (情報の収集及び提供)

第二十二条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報を随時収集し、これを適切に提供するように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力の促進)

第二十三条 前四条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。(環境の状況の把握等)

第二十四条 市は、監視、測定等の実施により環境の 状況を的確に把握するとともに、環境の変化及びこれに 伴う影響の予測に関する調査及び研究その他の環境の 保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び 研究を実施しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十五条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めなければならない。

## 第三節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第二十六条 市は、前節に掲げる施策と相まって、地球環境保全に貢献することのできる施策を積極的に推進しなければならない。

(地球環境保全に関する国際協力)

第二十七条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、 民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力 を推進するように努めなければならない。 第三章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するため の体制

(総合的な調整等のための体制)

第二十八条 市は、環境の保全及び創造に関する施策 について総合的な調整を行い、及び計画的に推進する ために必要な体制を整備しなければならない。

(市民等との協働体制)

第二十九条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市、市民、事業者及び民間団体が協働することのできる体制の整備に努めなければならない。

#### 第四章 環境審議会

第三十条 環境の保全及び創造に関する基本的事項 について調査審議するため、仙台市環境審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査 審議する。
  - 一 環境基本計画に関すること
  - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、他の条例の規定により その権限に属させられた事項
- 3 審議会は、委員三十人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表 者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱す ス
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

## 〇仙台市地球温暖化対策等の推進に関する 条例

令和元年一〇月二三日 仙台市条例第一二号

目次

第一章 総則(第一条一第七条)

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画(第八条)

第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等(第九条 一第十五条)

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組(第 十六条一第二十六条)

第三節 気候変動適応(第二十七条)

第三章 雑則(第二十八条一第三十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地球温暖化対策等の推進に関し、 基本理念を定め、市、事業者及び市民等の責務を明ら かにするとともに、地球温暖化対策等を推進するために 必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総 合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の良好 な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「法」という。) 第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策等 地球温暖化対策(温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。第三十二条において同じ。)及び気候変動適応(気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。以下同じ。)に関する施策をいう。
- 三 温室効果ガス 法第二条第三項各号に掲げる物質をいう。
- 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する 温室効果ガスの排出をいう。
- 五 特定事業者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - イ本市の区域内に、年度(四月一日から翌年三月 三十一日までをいう。以下同じ。)における事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量(エネルギー の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換 等に関する法律施行令(昭和五十四年政令第 二百六十七号)第二条第二項に規定する原油 換算エネルギー使用量をいう。)が、当該年度の 前年度において市長が定める量以上である事業 所を設置している事業者
  - ロ 本市の区域内に、年度における事業活動に伴う温室効果ガスのいずれかの物質の排出の量が、当該年度の前年度において市長が定める量以上である事業所を設置している事業者(イに掲げる者を除く。)

ハ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業を経営する者で、使用の本拠の位置を本市の区域内に登録している自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。第十九条第一項において同じ。)(市長が定めるものに限る。)の総数が当該年度の前年度の末日において市長が定める台数以上であるもの

六 市民等 市内に居住し、又は滞在する者をいう。 (基本理念)

第三条 地球温暖化対策等の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な 都市の実現を目指すこと
- 二 杜の都の良好な環境を将来の世代の市民へ継承 することを目指すこと
- 三 気候の変動による影響に対応した安全で安心な地域社会の実現を目指すこと
- 四 地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図ること

(市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念(第七条において「基本理念」という。)にのっとり、地球温暖化対策等を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、その事務及び事業に関し、地球温暖化の防止及 び気候変動適応のための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、地球温暖化対策等について、事業者及び市民 等の関心と理解を深めることができるよう、広報その他の 啓発活動を行うものとする。
- 4 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携し、 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する国際協力を推進するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化の防止及び気候変動適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、地球温暖化の防止及び気候変動適応について、その従業者の関心と理解を深めるため、啓発を行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第六条 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動 適応のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努 めなければならない。

2 市民等は、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する地球温暖化対策等に協力するよう努めなければならない。

(協働による取組)

第七条 市、事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、協働による地球温暖化の防止及び気候変動適応に取り組むものとする。

第二章 地球温暖化対策等の推進

第一節 地球温暖化対策等の推進に関する計画

第八条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策等の推進に関

する計画(以下この条において「推進計画」という。)を 策定するものとする。

- 2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二推進計画の目標
  - 三 法第二十一条第三項各号に掲げる事項
  - 四 気候変動適応に関し市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 五 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、 仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号) 第三十条第一項の仙台市環境審議会(第七項において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを 公表するものとする。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による推進 計画の変更について準用する。
- 7 市長は、推進計画の実施状況について、毎年度、審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 第二節 地球温暖化の防止

第一款 事業者温室効果ガス削減計画書等 (事業者温室効果ガス削減指針)

第九条 市長は、事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資するため、事業者がその事業活動において温室効果ガスの排出の量を削減するために講ずべき措置に関する指針(以下「事業者温室効果ガス削減指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、事業者温室効果ガス削減指針を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、これを公表するものとす

(事業者温室効果ガス削減計画書の提出)

第十条特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指 針に基づき、計画期間(特定年度(令和二年度及び同 年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過し たごとの年度をいう。)の初日から同日から起算して三年 を経過する日までの期間をいう。以下同じ。) ごとに、当 該計画期間におけるその事業活動(第二条第五号イに 該当する特定事業者にあっては本市の区域内に設置さ れる同号イの事業所におけるもの、同号口に該当する特 定事業者にあっては本市の区域内に設置される同号ロ の事業所におけるものに限る。以下この款において同 じ。) に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画 書(以下「事業者温室効果ガス削減計画書」という。) を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなけれ ばならない。ただし、事業者が計画期間の中途において 特定事業者となったときは、特定事業者となった年度前 の年度におけるその事業活動に関する事業者温室効 果ガス削減計画書を作成し、及び提出することを要しな

- 2 事業者温室効果ガス削減計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 特定事業者の氏名及び住所(法人にあっては、そ の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 二 事業者温室効果ガス削減計画書を提出する年度 の前年度における事業活動に伴う温室効果ガスの排 出の量
- 三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減の目標
- 四 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容
- 五 前号の措置を推進するための体制
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第一項の規定により事業者温室効果ガス削減 計画書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表 するものとする。
- 4 第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)は、当該事業者温室効果ガス削減計画に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更後の事業者温室効果ガス削減計画書を市長に提出しなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項の規定による事業者温室効果 ガス削減計画書の提出について準用する。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出)

第十一条 計画書提出特定事業者は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、計画期間の各年度について、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「事業者温室効果ガス削減報告書」という。)を作成し、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない。

- 一事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- 二 前条第二項第三号の目標を達成するために実施した措置の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書が提出されたときは、速やかに、その概要を公表するものとする。

(事業者温室効果ガス削減報告書の評価)

第十二条 市長は、前条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減報告書(計画期間の最後の年度に係るものに限る。)が提出されたときは、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該事業者温室効果ガス削減報告書について評価を行うものとする。

- 2 市長は、前項の評価を行ったときは、当該評価に係る計画書提出特定事業者に対し、速やかに、当該評価の結果を通知するものとする。
- 3 市長は、第一項の評価の結果が優良であると認める計画書提出特定事業者について、速やかに、その旨を公表するものとする。

(表彰)

第十三条 市長は、前条第一項の評価の結果が特に 優良であると認める計画書提出特定事業者を表彰する ことができる。

(助言)

第十四条 市長は、計画書提出特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が効果的に行われるよう、当該計画書提出特定事業者に対し、必要な助言をすることができる。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出等)

第十五条 特定事業者以外の事業者(次項において「一般事業者」という。)は、事業者温室効果ガス削減指針に基づき、当該計画期間に係る事業者温室効果ガス削減計画書を作成し、市長が定める期日までに市長に提出することができる。

2 第十条(第一項を除く。)から前条までの規定は、一般 事業者が前項の規定により事業者温室効果ガス削減 計画書を提出する場合について準用する。この場合に おいて、第十条第三項中「第一項」とあるのは「第十五 条第一項」と、同条第四項中「第一項の規定により事 業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者 (以下「計画書提出特定事業者」という。)」とあり、並 びに第十一条第一項本文、第十二条第二項及び第三 項並びに第十三条中「計画書提出特定事業者」とある のは「第十五条第一項の規定により事業者温室効果ガ ス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者」 と、第十条第四項中「提出しなければならない」とあり、 及び第十一条第一項中「提出しなければならない。ただ し、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなった ときは、この限りでない」とあるのは「提出することができ る」と、前条中「計画書提出特定事業者」とあるのは 「次条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計 画書を提出した同項に規定する一般事業者」と読み替 えるものとする。

第二款 地球温暖化の防止に資する各種の取組 (エネルギーの使用の合理化)

第十六条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

## (設備等の使用の方法)

第十七条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

2 市民等は、その日常生活において使用する物品について、温室効果ガスの排出の抑制に資する方法で使用するよう努めなければならない。

## (環境物品等の選択)

第十八条 事業者及び市民等は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第一項に規定する環境物品等をできる限り選択するよう努めなければならない。

## (公共交通機関の利用の推進等)

第十九条 事業者は、その事業活動及びその従業者の通勤において、自動車等(自動車及び道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。次項及び次条において同じ。)の使用による温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動の推進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民等は、自動車等の使用による温室効果ガスの排出 の抑制を図るため、公共交通機関若しくは自転車の利 用又は徒歩により移動するよう努めなければならない。 (自動車等に係る温室効果ガスの排出の抑制) 第二十条 自動車等を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入するよう努めなければならない。

2 自動車等を運転し、又は所有する者は、温室効果ガス の排出の抑制を図るため、当該自動車等を適切に運転 し、又は整備するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギーの優先的な利用)

第二十一条 事業者及び市民等は、再生可能エネルギーを優先的に利用するよう努めなければならない。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制)

第二十二条 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。第二十五条において同じ。)を新築し、増築し、又は改築しようとする者は、当該建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (廃棄物の発生の抑制等)

第二十三条 事業者及び市民等は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

#### (森林の保全及び整備)

第二十四条 森林を所有し、又は管理する者は、森林 による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図る ため、その森林を適切に保全し、及び整備するよう努め なければならない。

## (緑化の推進)

第二十五条 土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その土地又は建築物に係る緑化の推進に努めなければならない

## (情報の提供等)

第二十六条 市は、事業者及び市民等が行う地球温暖化の防止に資する各種の取組を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第三節 気候変動適応

第二十七条 市は、地域の特性を踏まえ、気候の変動による影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候の変動による影響の効果的な活用の両面から気候変動適応に関する施策を推進するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動に及ぶ気候の変動による影響 に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及 び技能の習得に努めなければならない。
- 3 市民等は、その日常生活に及ぶ気候の変動による影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識の 習得に努めなければならない。

## 第三章 雜則

## (報告の徴収等)

第二十八条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、計画書提出特定事業者その他の関係者に対し、この条例に基づく必要な措置の実施状況その他の必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

## (立入調査)

第二十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度に おいて、その職員に、計画書提出特定事業者その他の 関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (勧告)

第三十条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 一 第十条第一項若しくは第四項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減計画書を提出せず、又は第十一条第一項の規定に違反して事業者温室効果ガス削減報告書を提出しなかった者
- 二 事業者温室効果ガス削減計画書又は事業者温室 効果ガス削減報告書に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第二十八条の規定による報告若しくは資料の提出 をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした 者

#### (公表)

第三十一条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 公表の原因となる事実
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当 該公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機 会を与えなければならない。

## (電気事業者等の協力)

第三十二条 市長は、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者及びガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス事業者(本市の区域内にエネルギーを供給しているものに限る。)に対し、本市の区域内におけるエネルギーの供給量その他の地球温暖化対策を推進するために必要な情報の提供を求めることができる。

## (委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 資料3

## 〇仙台市環境影響評価条例

平成一〇年一二月一六日 仙台市条例第四四号

日 次

第一章 総則(第一条一第三条)

第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針(第四条・ 第五条)

第三章 環境影響評価に関する手続

第一節 事前調查書(第六条)

第二節 方法書(第七条-第十条)

第三節 環境影響評価の実施等(第十一条・第十二条)

第四節 準備書(第十三条一第十八条)

第五節 評価書(第十九条一第二十一条)

第六節 対象事業の実施の制限等(第二十二条・第二十 = 条)

第四章 事後調査に関する手続(第二十四条一第三十一条) 第五章 対象事業の内容の変更等(第三十二条一第三十四 条)

第六章 都市計画対象事業に関する特例(第三十五条一第 三十七条)

第七章 法対象事業等に係る条例の手続(第三十八条一第四十五条)

第八章 仙台市環境影響評価審査会(第四十六条)

第九章 雑則(第四十七条一第五十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号。以下「基本条例」という。)の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- 2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着 手後に、当該事業に係る環境影響について行う調査をい う。
- 3 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模、実施される地域等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)

第二条第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)及び法第四条第三項第一号又は第二号の措置がとられる前の法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。

- 一 道路の新設又は改築の事業
- 二 ダム、堰せき又は放水路の新築又は改築の事業
- 三 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
- 四 飛行場の設置又は変更の事業
- 五 工場、事業場又は研究所の建設の事業
- 六 電気工作物の設置又は変更の事業
- 七 廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業
- 八 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- 九 下水道の終末処理場の設置又は変更の事業
- 十 住宅団地又は別荘団地の造成の事業
- 十一 工業団地、研究所団地又は流通業務団地の造成の 事業
- 十二 学校用地の造成の事業
- 十三 スポーツ施設又はレクリエーション施設の用地 の造成の事業
- 十四 浄水施設又は配水施設の用地の造成の事業
- 十五 公園の建設の事業
- 十六 墓地又は墓園の造成の事業
- 十七 畜産施設の設置又は変更の事業
- 十八 土石の採取の事業
- 十九 土地区画整理事業
- 二十 公有水面の埋立て又は干拓の事業
- 二十一 大規模建築物又は高層の建築物若しくは工作 物の建設の事業(前各号に掲げる事業の種類に該当す るものを除く。)
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類
- 4 この条例(次条第二項を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施し、又は実施しようとする者(国が行う対象事業にあっては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。)の長、委託に係る対象事業にあってはその委託をし、又はしようとする者)をいう。

(平二三、一二・改正)

(市等の責務)

第三条 市は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集、整理及び提供に努めるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究並びにその成果の普及に努めなければならない。

- 2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、 又は低減するように努めなければならない。
- 3 市民は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの有益な情報の提供その他の方法により、当該手続の実施に協力するように努めなければならない
- 第二章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針 (環境の構成要素に係る項目)

第四条 市長は、基本条例第七条に規定する環境の保全 及び創造に関する施策の基本方針を踏まえ、対象事業に 係る環境影響についての調査、予測及び評価を行うべき 環境の構成要素に係る項目として一般的に認められるもの を規則で定めなければならない。

(技術指針)

第五条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、 次に掲げる事項に係る指針(以下「技術指針」という。)を定 めなければならない。

- 第六条第一項の規定による事前調査の実施の手法及び事前調査書の作成の方法
- 二 第七条第一項の規定による環境影響評価方法書の 作成の方法
- 三 第十一条第一項の規定による環境影響評価の項目 並びに調査、予測及び評価の手法の選定の方法
- 四 第十二条及び第十九条第一項第三号の規定による 環境影響評価の実施の手法並びに第十三条第一項の 規定による環境影響評価準備書の作成及び第十九条 第二項の規定による環境影響評価書の作成の方法
- 五 第二十六条(第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事後調査の実施の手法及び事後調査報告書の作成の方法
- 六 第四十二条第一項の規定による事後調査計画書の 作成の方法
- 七 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後 調査に関する技術的事項で必要と認められるもの
- 2 市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき 検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなけ ればならない。
- 3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。
- 第三章 環境影響評価に関する手続

## 第一節 事前調査書

第六条 事業者は、対象事業の立案に際し(法第四条第三項第二号の措置がとられた対象事業にあっては、当該措置がとられた後、速やかに)、技術指針で定めるところにより、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、文献調査その他の方法により、規則で定める項目ごとの調査(以下「事前調査」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した事前調査書を作成しなければならない。

- 一 事前調査の対象とした地域の範囲
- 二 事前調査の結果をその項目ごとに取りまとめたもの
- 三 第一号の地域に存する野生生物、地形その他の自然 物及び森林、水辺地その他の地域のうち事業の実施に 当たり保全しようとするもの
- 四 前号に掲げるもののほか、事業の実施に当たり環境 の保全及び創造について配慮しようとする内容
- 2 事業者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項の記載 に際しては、基本条例第八条の規定に基づき定められた 仙台市環境基本計画との整合が図られるよう十分に配慮 しなければならない。
- 3 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合 は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業に ついて、併せて事前調査書を作成することができる。
- 4 市長は、事前調査を行うべき項目に関しての基礎的な情報を収集し、かつ、整理し、事業者にこれを提供するように 努めなければならない。

#### 第二節 方法書

(方法書等の提出)

第七条 事業者は、事前調査書に記載されているところにより環境の保全及び創造についての適正な配慮をして対象事業の計画を検討した後、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成し、これを要約した書類(第三項において「要約書」という。)及び当該方法書に係る事前調査書と併せて、市長に提出しなければならない。

- 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二対象事業の名称、目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る 環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)の範囲及びその概況
- 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予 測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合 にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 前条第三項の規定は、方法書の作成について準用する。
- 3 第一項の規定による方法書、要約書及び事前調査書(以下「方法書等」という。)の提出は、当該対象事業の内容がおおむね特定され、かつ、環境影響評価の結果に基づいてその計画を修正することが可能な時期に行わなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書等の公告及び縦覧等)

第八条 市長は、方法書等の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、方法書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書等を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(第四十三条第三項及び第五十条第六項を除き、以下「免許等」という。)又は届出(当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)が必要とされる対象事業について、前項の規定による公告を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る方法書等を送付するものとする。

(平一一、一二・平二三、一二・改正)

(方法書説明会の開催等)

第八条の二 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る方法書に記載された関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規 則で定めるものにより、前項の規定による公告をした方法書

説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

- 4 事業者は、方法書説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由を、書面により市長に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し 必要な事項は、規則で定める。

(平二三、一二・追加)

(方法書についての意見書の提出等)

第九条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第八条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意 見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し(意見 書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載し た書面)を市長に送付しなければならない。

(平二三、一二・改正)

(方法書についての市長の意見)

第十条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、前条第一項の意見に配意 するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければなら ない。
- 3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、 その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。 (平一一、一二・改正)
- 第三節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定等)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の意見に配意して関係地域の範囲及び第七条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え、必要があると認めるときは関係地域の範囲を修正し、かつ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四節 準備書

(準備書の提出)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを要約した書類(次条において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 第九条第一項の意見の概要
- 三 第十条第一項の市長の意見

- 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 五 関係地域の範囲及びその概況
- 六 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 七 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容
- 八 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
- ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
- イ 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
- ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- 九 事後調査(前号イに掲げる措置が事業に係る工事の着手 後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に おける当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計 画として、次に掲げるもの
- ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間
- イ その他規則で定める事項
- + 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 第六条第三項の規定は、準備書の作成について準用する。
- 3 第一項の規定による準備書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期までに行わなければならない。

(平二三、一二·改正)

(準備書の公告及び縦覧等)

第十四条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、準備書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 第八条第二項の規定は、準備書及び要約書の送付について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書説明会の開催等)

第十五条 事業者は、前条第一項の縦覧期間内に、対象事業に係る準備書に記載された関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第八条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十五条第二項において準用する前項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第十五条第一項及び同条第二項において準用する前三項」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(準備書についての意見書の提出等)

第十六条 準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第十四条第一項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写し(意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面)を市長に送付しなければならない。

#### (公聴会の開催)

第十七条 市長は、前条第二項の規定による送付を受けた場合において、次条第一項の意見を述べるため必要があると認めるときは、遅滞なく、公聴会を開催するものとする。

- 2 市長は、事業者に対し、公聴会への同席について協力を求めることができる。
- 3 市長は、第一項の規定により公聴会を開催したときは、速 やかに、聴取した意見の概要その他の公聴会の結果を記 載した書面を作成し、その写しを事業者に送付しなければ ならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な 事項は、規則で定める。

(準備書についての市長の意見)

第十八条 市長は、第十六条第二項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、第十六条第一項の意見、 同条第二項の事業者の見解及び前条第三項の意見に配 意するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければ ならない。
- 3 市長は、第一項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、 その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

## 第五節 評価書

(評価書の提出)

第十九条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十六条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 第七条第一項第二号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。)第六条から第二十一条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ること
- 二 第七条第一項第一号又は第十三条第一項第二号から 第四号まで、第七号、第九号若しくは第十号に掲げる事 項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項、次条及び 第二十一条の規定による環境影響評価に関する手続を経 ること
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定める ところにより当該修正に係る部分について対象事業 に係る環境影響評価を行うこと
- 2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、技術指針で定めるところにより作成し、これを要約した書類

(次条及び第二十一条において「要約書」という。)と併せて、 市長に提出しなければならない。

- 一 第十三条第一項各号に掲げる事項
- 二 第十六条第一項の意見の概要
- 三 前条第一項の市長の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解

(評価書の公告及び縦覧)

第二十条 市長は、評価書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、評価書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書及び要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない

(平二三、一二·改正)

(免許等を行う者等への要請)

第二十一条 市長は、対象事業の実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる場合において、前条の規定による公告の日までに当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る評価書及び要約書を送付するとともに、当該免許等又は特定届出の審査に際し、当該評価書の記載事項に配意し、当該事業に関する環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

(平二三、一二・改正)

第六節 対象事業の実施の制限等

(対象事業の実施の制限)

第二十二条 事業者は、第二十条の規定による公告の日 以後でなければ、対象事業(第十九条第一項の規定による 修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業 に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならな い。

(事業者の環境の保全及び創造についての配慮)

第二十三条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全及び創造についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

第四章 事後調査に関する手続

(工事着手届)

第二十四条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した ときは、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なけれ ばならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、 その旨を公告しなければならない。

(工事完了届)

第二十五条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したとき(当該工事の完了前に、当該工事に係る土地又は工作物の供用(土地又は工作物において当該事業の目的である活動が行われることをいう。以下同じ。)が開始されたときを含む。)は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事後調査の実施等)

第二十六条 事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に基づいて、技術指針で定めるところにより、事後調査を行い、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を適切な時期ごとに作成しなければならない。

- 一 第十三条第一項第一号に掲げる事項
- 二 対象事業が実施される区域

- 三 対象事業に係る評価書に記載された関係地域の範囲
- 四 対象事業に係る工事の進ちょく状況又は対象事業に係る 土地若しくは工作物の供用の状況
- 五 環境の保全及び創造のための措置の実施状況
- 六 事後調査の項目、手法及び対象とする地域
- 七 事後調査の結果
- 八 前号の結果に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとし、又は講じた場合にあっては、その内容
- 九 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 十 その他規則で定める事項

#### (事後調査報告書の提出)

第二十七条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、遅滞なく、これを市長に提出しなければならない。

#### (事後調査報告書の公告及び縦覧)

第二十八条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、事後調査報告書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(平二三、一二・改正)

#### (工事着手後の環境の状況等に対する意見の申出)

第二十九条 事業者が対象事業に係る工事に着手した日 (以下「工事着手日」という。)以後、当該対象事業に係る 評価書に記載された関係地域における環境の状況又は第 二十六条第五号の措置の実施状況が明らかに評価書に 記載されているところと異なり、かつ、環境の保全及び創造 の見地から当該異なる状況について是正の必要があると認 める者は、工事着手日から当該対象事業に係る最後の事 後調査報告書の縦覧期間満了の日までの間に、その旨を 書面により市長に申し出ることができる。

## (実態調査等)

第三十条 市長は、第二十七条の規定による事後調査報告書の提出、前条の規定による申出その他の事由により、同条の環境の状況又は第二十六条第五号の措置の実施状況が評価書に記載されているところと異なっているおそれがあると認めるときは、工事着手日から前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間を経過する日までの間に、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、当該対象事業に係る同号の措置の実施状況、工事の完了時の状況、土地若しくは工作物の供用後の状況その他の対象事業に係る工事の着手後の状況について、職員に実態調査をさせ、又は当該対象事業に係る事業者に対し、期限を付して報告を求めることができる。

- 2 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせ、又は報告を求めるときは、これらに協力しなければならない。
- 3 第一項の規定による実態調査を行う職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 (技術の向上のための措置)

第三十一条 市長は、事後調査報告書の内容並びに前 条第一項の規定による実態調査の結果及び報告の内容 について、評価書との関連において必要な分析及び検討 を加え、環境影響評価に関する技術の向上に努めなけれ ばならない。

- 2 市長は、前条第一項の規則で定める期間を経過した日後において、環境影響評価に関する技術の向上のため必要があると認めるときは、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、職員に同項の規定の例による実態調査をさせることができる。
- 3 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせるときは、これに協力するように努めなければならない。
- 4 前条第三項の規定は、第二項の規定による実態調査について準用する。

#### 第五章 対象事業の内容の変更等

#### (事業内容の変更の場合の手続)

第三十二条 事業者は、第七条第一項の規定による方法 書等の提出後に同項第二号に掲げる事項を変更しようと する場合(第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を 除く。)において、当該変更後の事業が対象事業に該当す るときは、当該変更後の事業について、改めて環境影響評 価に関する手続を経なければならない。ただし、当該事項 の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その 他の規則で定める変更に該当する場合は、この限りでな

- 2 事業者は、前項の規定により当該変更後の事業について 環境影響評価に関する手続を経る場合は、速やかに、そ の旨を書面により市長に届け出なければならない。
- 3 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について進用する。
- 4 第二十条の規定による公告の日以後に第七条第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(第一項ただし書の規定により環境影響評価に関する手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)に対する第二十二条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「、対象事業」とあるのは「、第三十二条第一項の規定の適用を受ける変更後の事業」とする。

## (対象事業の廃止等)

第三十三条 事業者は、第七条第一項の規定による方法 書等の提出後に次の各号のいずれかに該当することとなっ た場合には、速やかに、その旨を書面により市長に届け出 なければならない。

- 一 対象事業を実施しないこととしたとき
- 二 第七条第一項第二号に掲げる事項の変更をした場合に おいて当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととな ったとき
- 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき
- 四 対象事業に係る工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用が開始された後、当該土地又は工作物の管理を 事業者以外の者に引き継いだとき
- 2 第二十四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 第一項第三号の場合において、前項において準用する第二十四条第二項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価及び事後調査に関する手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価及び事後調査に関する手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

- 4 第一項第四号の場合において、第二十六条、第二十七条、 第三十条第一項及び第二項並びに第三十一条第三項の 規定による事後調査に関する手続は、同号に規定する引 継ぎを受けた者(以下「管理者」という。)が事業者に代わっ て行うことができる。
- 5 管理者は、前項の規定により事後調査に関する手続を行う こととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に 届け出なければならない。

(長期間工事に未着手である場合等の手続の再実施の要請) 第三十四条 市長は、事業者が第二十条の規定による公 告の日から起算して五年を経過した日以後に対象事業に 係る工事に着手する場合(第三十二条第一項の規定の適 用を受ける変更後の事業について第二十条の規定による公 告が行われたときは、当該公告の日から起算して五年を経 過した日以後に当該変更後の事業に係る工事に着手する 場合)において、環境の保全及び創造の見地から必要があ ると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価 に関する手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。

- 2 市長は、事業者が対象事業に係る工事を五年を超えて中断した後再開しようとする場合において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価に関する手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。
- 3 前二項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による市長の求めにより改めて環境影響評価に関する手続を経る事業者に対する第二十二条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手続を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「実施して」とあるのは「実施し、又は中断した工事を再開して」とする。

第六章 都市計画対象事業に関する特例

(都市計画決定権者による手続)

第三十五条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業(以下これらを「都市計画対象事業」という。)については、第三章、第三十二条及び第三十三条(第一項第三号及び第四号並びに第三項から第五項までを除く。)の規定による環境影響評価に関する手続は、当該都市計画の決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該対象事業に係る事業者に代わって行うことができる。この場合において、第六条第三項(第七条第二項及び第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。

- 2 前項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって 環境影響評価に関する手続を行う場合において、都市計 画決定権者は、事業者に対し、同項の環境影響評価に関 する手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準 備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることが できる。
- 3 都市計画決定権者は、第一項の規定により環境影響評価 に関する手続を行うこととした場合には、速やかに、その旨 を書面により市長に通知しなければならない。

4 前三項及び次条に定めるもののほか、都市計画対象事業 に係る環境影響評価に関する手続について必要な事項は、 規則で定める。

(平二三、一二・改正)

(都市計画決定手続との連携の確保)

第三十六条 第十三条第三項の規定にかかわらず、都市計画対象事業に係る準備書の提出の時期は、都市計画法第十七条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告の前までとするものとする。

- 2 都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)又は同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は同法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による協議を要するものである場合においては、第八条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第二十一条の規定による送付又は要請は、当該協議の相手方に対しても行うものとする。
- 3 市長は、都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更に環境影響評価の結果が反映されるようにするため、 当該決定又は変更をする都市計画決定権者と十分な連携を確保し、必要な調整を行うように努めなければならない。

 $(\Psi - - \cdot - \bot \cdot \Psi \perp \Pi \cdot \Xi \cdot \partial \Xi)$ 

(事後調査に関する手続についての調整)

第三十七条 市長は、第三十五条第一項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手続を行った場合は、事業者又は管理者(以下「事業者等」という。)が行う事後調査に関する手続が円滑に行われるよう、都市計画決定権者及び事業者等と必要な調整を行うものとする。

第七章 法対象事業等に係る条例の手続

(計画段階環境配慮書についての市長の意見)

第三十七条の二 市長は、法第三条の七第一項の規定に 基づいて法第三条の二の第一種事業を実施しようとする者 (法第三条の十第二項の規定により第一種事業を実施しよ うとする者とみなされる者を含む。)に意見を述べるときは、あ らかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(平二四、一二•追加)

(法対象事業に係る方法書についての市長の意見)

第三十八条 市長は、法第十条第二項の規定に基づいて 県知事に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づ いて法第二条第五項に規定する事業者(以下「法対象事 業者」という。)に意見を述べるときは、法第八条第一項の 意見に配意するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴か なければならない。

(平二三、一二·改正)

(法対象事業に係る公聴会の開催)

第三十九条 第十七条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「法第十九条」と、「次条第一項」とあるのは「法第二十条第二項及び第四項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者」と読み替えるものとする。

(平二三、一二・改正)

(法対象事業に係る準備書についての市長の意見)

第四十条 市長は、法第二十条第二項の規定に基づいて 県知事に意見を述べるとき及び同条第四項の規定に基づ いて法対象事業者に意見を述べるときは、法第十九条の 意見及び見解並びに前条において準用する第十七条第 三項の意見に配意するとともに、あらかじめ、審査会の意見 を聴かなければならない。

(平二三、一二·改正)

(意見書の写しの提出の要請)

第四十一条 市長は、法第十条第二項及び法第二十条 第二項の規定に基づいて県知事に意見を述べるため必要 があると認めるとき並びに法第十条第四項及び法第二十 条第四項の規定に基づいて法対象事業者に意見を述べ るため必要があると認めるときは、法対象事業者に対し、法 第八条第一項及び法第十八条第一項の意見書の写しの 提出について協力を求めることができる。

(平二三、一二·改正)

(事後調査計画書の提出等)

第四十二条 法対象事業者は、法対象事業に係る工事に 着手するときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる 事項を記載した事後調査計画書を作成し、市長に提出し なければならない。

- 一 法第五条第一項第一号に掲げる事項
- 二 法対象事業の名称、目的及び内容
- 三 法対象事業が実施されるべき区域その他の法対象事業 に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範 囲及びその概況
- 四 事後調査(法第十四条第一項第七号ロの措置が事業に 係る工事の着手後判明すべき環境の状況に応じて講ずる ものである場合における当該環境の状況の把握のための 措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの
- ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間
- イ その他規則で定める事項
- 2 市長は、事後調査計画書の提出を受けたときは、遅滞なく、 その旨、事後調査計画書の縦覧の場所その他規則で定 める事項を公告するとともに、事後調査計画書を公告の日 から起算して一月間縦覧に供しなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定による事後調査計画書の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、 事後調査の計画について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べることができる。
- 4 前項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見 を聴くことができる。
- 5 市長は、第三項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、 その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。
- 6 法対象事業者は、第三項の意見が述べられたときはこれを 勘案して、事後調査計画書の記載事項について検討を加 え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、速やかに、 修正を行うとともに、当該修正後の事後調査計画書を市 長に提出しなければならない。
- 7 第二項の規定は、修正後の事後調査計画書の提出について準用する。

(事後調査等に関する手続)

第四十三条 第四章及び第三十三条の規定による事後調査に関する手続は、法対象事業について準用する。この場合において、第二十四条中「事業者」とあるのは「第三十八条に規定する法対象事業者(この章及び第三十三条において「法対象事業者」という。)」と、第二十五条及び第二十六条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評

価書に記載された事後調査の計画」とあるのは「事後調査 計画書(第四十二条第六項の規定に基づいて修正をしたと きは、当該修正後の事後調査計画書。以下同じ。)」と、同 条第一号中「第十三条第一項第一号に掲げる事項」とある のは「第四十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事 項」と、同条第三号中「評価書に記載された関係地域」とあ るのは「第四十二条第一項第三号の地域(同条第六項の 規定に基づいて事後調査計画書の修正をしたときは、当該 修正後の事後調査計画書に記載された当該地域。以下同 じ。)」と、同条第五号中「環境の保全及び創造のための措 置」とあるのは「法第十四条第一項第七号ロの措置」と、第 二十七条及び第二十九条中「事業者」とあるのは「法対象 事業者」と、同条中「評価書に記載された関係地域」とある のは「第四十二条第一項第三号の地域」と、「明らかに評価 書」とあるのは「明らかに法第二十一条第二項の環境影響 評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規 定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書。 以下同じ。)」と、第三十条第一項中「評価書」とあるのは 「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、「事業者」と あるのは「法対象事業者」と、同条第二項中「事業者」とあ るのは「法対象事業者」と、第三十一条第一項中「評価書」 とあるのは「法第二十一条第二項の環境影響評価書」と、 同条第三項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第 三十三条第一項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、 「第七条第一項の規定による方法書等の提出後」とあるの は「法第二十七条の規定による公告の日後(第三号に該当 することとなった場合にあっては、法対象事業に係る工事の 着手後)」と、同項第二号中「第七条第一項第二号に掲げ る事項」とあるのは「第四十二条第一項第二号に掲げる事 項」と、同項第四号及び同条第三項中「事業者」とあるのは 「法対象事業者」と、「環境影響評価及び事後調査」とある のは「事後調査」と、同条第四項中「事業者」とあるのは「法 対象事業者」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、法第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業について、法対象事業者及び前項において準用する第三十三条第四項の管理者(以下「法対象事業者等」という。)が前条及び前項の規定に基づく事後調査に関する手続を円滑に行えるよう、都市計画決定権者及び法対象事業者等と必要な調整を行うものとする。
- 3 市長は、法対象事業の実施に係る法第四条第一項第一号の免許等を行う者が、当該免許等を行うに当たって、法第三十三条第二項各号(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付した場合で当該条件が事後調査に関するものであるときは、当該免許等を行う者及び法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。
- 4 市長は、法対象事業者等が法第十四条第一項第七号ハの措置を講じる場合にあっては、前条及び第一項の規定による事後調査に関する手続に関し、法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。

(平二三、一二・改正)

(都市計画に定められる法対象事業等)

第四十四条 法第三十八条の六第一項又は第四十条第一項の規定の適用を受ける法対象事業及び法第三十八条の六第二項の規定により法第二章第一節の規定による法第三条の二第一項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う法第二条第三項に規定する第二種事業に係る第三十七条の二から前条までの規定の適用について必要な技術的読替えば、規則で定める。

(平二四、一二・改正)

(港湾計画に係る事後調査に関する手続等)

第四十五条 第十七条、第四章、第三十三条及び第四十条から第四十二条までの規定は、法第四十八条第一項の規定の適用を受ける港湾計画(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画をいう。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えば、規則で定める。

#### 第八章 仙台市環境影響評価審査会

第四十六条 この条例によりその権限に属せられた事項並びに環境影響評価及び事後調査に関する重要な技術的事項を調査審議させるため、審査会を置く。

- 2 審査会は、委員十五人以内で組織し、委員は、環境の保全及び創造について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会 に臨時委員を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関 し必要な事項は、規則で定める。

#### 第九章 雑則

(法対象事業から対象事業へ移行する場合の措置)

第四十七条 法対象事業がその事業規模の縮小その他市長が認める変更により、新たに対象事業に該当することとなった場合において、当該変更前に法の規定に基づいて行われた手続は、市長が定めるところにより、この条例の相当する規定により行われたものとみなすことができる。この場合において、当該対象事業について、第六条の規定は、適用しない。

(対象事業以外の事業への環境影響評価及び事後調査 に関する手続の要請)

第四十八条 市長は、第二条第三項各号に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業で対象事業以外のもの(法対象事業を除く。)について、当該事業に係る環境影響の程度が特に著しいものとなるおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手続を経るよう求めることができる。

(実地調査への協力の要請)

第四十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において、職員に 実地調査を行わせることができる。

- 2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員の行う実地調査について、協力するように努めなければならない。
- 3 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による実地調査 について準用する。

(勧告及び公表)

第五十条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者等(都市計画決定権者及び法対象事業者等を含む。以下この条において同じ。)に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

事業者等がこの条例の規定による手続の全部又は一部を実施しなかったとき

- 二 事業者等が虚偽の記載をした事前調査書、方法書、 準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書 を提出したとき
- 三 事業者が第二十二条(第三十二条第四項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき
- 四 市長が第三十条第一項(第四十三条第一項において 準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に よる実態調査をさせ、又は報告を求めた場合において、 事業者等が実態調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき
- 五 市長が第三十条第一項の規定による実態調査をさせ、又は報告を受けた場合において、対象事業又は法対象事業に係る工事の着手後の状況が、事業者等の責めに帰すべき事由により、評価書又は法第二十一条第二項の環境影響評価書(法第二十五条第一項第二号又は同条第二項の規定による補正をしたときは、当該補正後の環境影響評価書)に記載されているところと異なるものであり、かつ、環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるとき
- 2 市長は、前項第五号の規定により必要な措置をとるべきことを勧告するに当たって、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、事業者等が第一項の規定による勧告に従わないと きは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業について、第三項の規定による公表で工事着手日以前の行為に対してなされた勧告に基づくものをしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、その内容を書面により通知するものとする。
- 6 市長は、その実施に際し、法第四条第一項第一号の免許 等が必要とされる法対象事業で、当該免許等を行う者が 当該免許等を行うに当たって法第三十三条第二項各号 (同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により 条件を付していたものについて、第三項の規定による公表 をしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者に対し、その 内容を書面により通知するものとする。

(平一一、一二・改正)

(近隣市町村等との協議)

第五十一条 市長は、対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると市長が認める地域が近隣の市町村の区域にわたると認めるときは、当該対象事業に関してよるべき手続について、当該市町村の区域の属する県又は市町村の長と協議し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(適用除外)

第五十二条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- 一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第 八十八条第二項に規定する事業
- 二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十四 条の規定が適用される場合における同条第一項の都 市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号) 第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行 われる同項第三号に規定する事業

(規則への委任)

第五十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、 第一章、第二章、第八章、第五十二条及び第五十三条 の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 宮城県環境影響評価要綱(平成五年宮城県告示第八百五十七号)別表第一及び別表第二に掲げる事業(以下「県要綱対象事業」という。)に該当するものを除くほか、対象事業については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間は、第三章から第六章までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象事業であって次に掲げるもの(第二号及び第三号に掲げるものにあっては、施行日(第二項の規定の適用を受ける対象事業にあっては同項の期間を経過した日。以下同じ。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第三章から第六章までの規定は、適用しない。ただし、第二号及び第三号に掲げるものについて、施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。
- 環境影響評価条例(平成十年宮城県条例第九号)附則 第二項の規定により同項各号に定める手続を経たも のとみなされて同条例に基づく手続を行うもの
- 二 前号に掲げるもののほか、都市計画対象事業以外の 対象事業で施行日前に第十三条第三項の規則で定め る時期を過ぎたもの
- 三 第一号に掲げるもののほか、都市計画対象事業で施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われたもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)
- 4 第二項の規定にかかわらず、施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた都市計画対象事業(前項第一号に掲げるものを除く。)であって次に掲げるもの(施行日以後に当該都市計画対象事業に係る都市計画についてその内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第六章の規定は、適用しない。
- 県要綱対象事業に該当する都市計画対象事業で都市計画法第六十条の規定による申請をした日又は当該都市計画対象事業が都市計画に定められなかったとした場合に適用されることとなる第十三条第三項に規定する準備書を提出すべき期限のいずれか早い日が施行日以後であるもの
- 二 施行日から起算して五年を超えて当該対象事業に 係る工事に着手するもの
- 5 この条例の施行後に事業者となるべき者は、規則で定める ところにより、この条例の施行前においてこの条例の規定の 例による手続を行うことができる。

- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。 (平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者 の移転に係る土地区画整理事業等の環境影響評価及び 事後調査に関する手続に関する特例)
- 7 市長は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した者の移転に係る土地区画整理事業及び防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第二条第二項に規定する集団移転促進事業として実施される住宅団地の造成の事業並びに仙台市震災復興計画(平成二十三年十一月三十日議決)に基づき堤防機能を付加するために行う道路の新設又は改築の事業に関し特に緊急に実施する必要があると認めるときは、第三章及び第四章に規定する手続を簡略化することができる。

(平二三、一二・追加、平二四、一二・改正)

8 前項の規定による手続の簡略化の内容は、同項に規定する土地区画整理事業、住宅団地の造成の事業及び道路 の新設又は改築の事業に係る事業者からの申出に基づき、 市長が決定する。

(平二三、一二・追加、平二四、一二・改正)

9 市長は、前項の規定による決定をするにあたっては、あらか じめ審査会の意見を聴かなければならない。

(平二三、一二・追加)

附 則(平一一、一二・改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平二三、一二·改正)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、 附則に見出し及び三項を加える改正規定は、公布の日か ら施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の仙台市環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第八条、第十四条、第二十条又は第二十八条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第三項に規定する方法書等、新条例第十三条第一項に規定する準備書及び要約書、新条例第十九条第二項に規定する評価書及び要約書又は新条例第二十六条の事後調査報告書について適用する。
- 3 新条例第八条の二(新条例第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る新条例第七条第一項に規定する方法書及び前項の準備書について適用する。

附 則(平二四、三·改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、「第八十七条 の二第二項」を「第八十七条の二第三項」に改める部分は、 平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平二四、一二・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章中第三十八条の前に一条を加える改正規定及び第四十四条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

## ○仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、 運用等の促進に関する条例

令和五年三月一四日 仙台市条例第三○号

私たちのまち仙台は、多様な自然が織りなす緑に満ちた都市景観を形成し、生物多様性を保全しながら、個性的な伝統と文化を培いつつ、情緒ある環境を育んできた。このかけがえのない「杜の都」を次の世代へ確実に引き継いでいくことは、私たちの大きな責務である

東日本大震災からの復興を果たす本市では、平成二十七年に開催された第三回国連防災世界会議における「仙台防災枠組二〇一五一二〇三〇」採択都市として、市、市民、事業者、地域団体等が相互に連携しながら防災・減災の強化を図っており、あらゆる施策に防災や環境配慮の視点を織り込み、市民の生活、経済活動の安全・安心や快適性が高い水準で保たれる、しなやかで強靭な「防災環境都市」を目指している。

近年、気候変動問題が世界的な危機となっていることから、国際社会が一体となって解決に向けて取り組むため、「パリ協定」が採択され、わが国は「二千五十年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現」を目指している。再生可能エネルギーの果たす役割はますます大きくなっており、本市においても、太陽光発電の導入が積極的に進められている。一方で、太陽光発電事業の導入拡大に伴い、土砂災害や景観への影響、野生動植物の生息環境の悪化、適切な維持管理を巡っての問題等が生じ、市民の懸念や不安が高まっている。

このため、本市においては、太陽光発電施設の設置による災害 発生のおそれ並びに自然環境及び生活環境に及ぼす影響を可能 な限り予防し、又は低減し、太陽光発電事業の導入促進と、自然環 境及び市民の安全・安心な生活環境の調和を図るとともに、リユー ス及びリサイクルを推進し、循環型社会を実現していくことが重要で あると認識するに至った。

このことから、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄 等の手続及び地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に必要 な事項を定めるため、この条例を制定する。

(目的)

- 第一条 この条例は、「防災環境都市」としての仙台における脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的とする。(定義)
- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
  - 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその 附属施設(その全部を建築基準法(昭和二十五年法律第二 百一号)第二条第一号に規定する建築物に設置するものを 除く。)で合計出力が二十キロワット以上のもの(増設により合 計出力が二十キロワット以上となるものを含む。)をいう。
  - 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設 (これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更 を含む。)をいう。
  - 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業(当該太陽光発電により発電した電気の全てを自ら使用するものを含む。)をいう。
  - 四 事業者 太陽光発電事業を行う者(個人であるものを含む。)をいう。

- 五 大規模事業者 事業者のうち、太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上の太陽光発電事業を行うものをいう。
- 六 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域(太陽 光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあって は、当該水上の区域を含む。)をいう。
- 七 設置規制区域 次のイからチまでに掲げる区域をいう。
  - イ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条 第一項の規定により指定された地すべり防止区域
  - ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四 十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定 された急傾斜地崩壊危険区域
  - ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推 進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第 一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
  - 二 砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十 二号)第二条第一号の規定により指定された砂防指定地
  - ホ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項の規定に 基づき指定された対象狩猟鳥獣(イノシシを除く。)の捕獲 等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域であって規 則で定める区域
  - へ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 律第二十八条第一項の規定に基づき指定された鳥獣保 護区であって規則で定める区域
  - ト 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第二十九条第一項の規定に基づき指定された特別保護 地区であって規則で定める区域
  - チ 広瀬川の清流を守る条例(昭和四十九年仙台市条例第三十九号)第八条第一項第一号の規定により指定された環境保全区域のうち、広瀬川の清流を守る条例施行規則(昭和五十一年仙台市規則第二十六号)第十条第一号に規定する特別環境保全区域
- 八 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、必要な措置を適切 かつ円滑に講ずるものとする。

(事業者の責務)

- 第四条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実に行うために 必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。
- 2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する 情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な 実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(土地の所有者等の責務)

第五条 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は 良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者 に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければ ならない。

(地域住民等への説明等)

第六条 次条の許可を申請しようとする者又は第十二条の規定による届出をしようとする者(以下「設置許可申請者等」という。)は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。)の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい

影響を受けるおそれがある地域に居住する者(以下これらを「地域住民等」という。)に対し、太陽光発電事業の計画(以下「事業計画」という。)の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、 規則で定める軽微な変更については、この限りでない。 (設置規制区域内への設置)
- 第七条 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(設置規制区域内における設置許可)

- 第八条 市長は、前条の許可(以下「設置許可」という。)の申請が あった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定め る基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものと する。
- 2 市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。
- 4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第十二条の規定による届出があったものとみなす。 (変更許可)
- 第九条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変 更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可(以下「変更許可」 という。)を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な 変更については、この限りでない。
- 2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準 用する。

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

- 第十条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
  - 大陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了 したとき
  - 二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき

(設置許可の取消)

- 第十一条 市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次の各号 のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取 り消すことができる。
  - 一偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき
  - 二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき
  - 三 第八条第二項(第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき
  - 四 第二十三条の規定による命令に違反したとき (事業計画の届出)

- 第十二条 太陽光発電施設の全部が設置規制区域外にある太陽 光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定め るところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。 (誓約書の提出)
- 第十三条 設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、 前条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届 け出るときに、規則で定めるところにより、誓約書を市長に提出し なければならない。

(事業計画の変更)

第十四条 第十二条の規定により事業計画を届け出た者は、当該 事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、 規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなら ない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りで ない。

(維持管理等)

- 第十五条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則 で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。
- 2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための 計画(以下「維持管理等計画」という。)を作成し、当該維持管理 等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、 規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。
- 5 大規模事業者は、太陽光発電施設(一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。)の設置(太陽光発電施設の増設により一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものとなるものを含む。)を完了した後、規則で定めるところにより、当該太陽光発電施設に係る財務計算に関する諸表を市長に提出しなければならない。
- 6 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。 (大規模事業者の保険又は共済への加入)
- 第十六条 大規模事業者は、太陽光発電施設(一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。)の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済(以下「損害賠償責任保険」という。)への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。
- 2 大規模事業者は、災害等による太陽光発電事業(太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。)の途中での修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。 (地位の承継)
- 第十七条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。)があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同

- じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若 しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、 当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継 する。
- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、 その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、そ の旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第十二条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する
- 4 前項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、 当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以 内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なけれ ばならない。
- 5 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成するとともに第十三条の誓約書を市長に提出し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。
- 6 第十五条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画 を作成した場合に準用する。
- 7 前条の規定は、第一項又は第三項の規定により大規模事業者 の地位を承継した場合に準用する。 (廃止の届出)
- 第十八条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に 係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。 (太陽光発電施設の撤去及び処分)
- 第十九条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、使用済みとなる太陽光発電施設に関するリユース及びリサイクルに努め、関係法令に基づき適切に当該太陽光発電施設を廃棄しなければならない。

(指導及び助言)

第二十条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業 者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことがで きる。

(報告の徴収及び立入検査)

- 第二十一条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (勧告)
- 第二十二条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中 止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措 置又は原状回復をするよう勧告することができる。
  - 一 設置許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置

- 許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき
- 二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその 他不正の手段により変更許可を受け、当該設置許可を受け た内容を変更したとき
- 2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することが できる。
  - 一 正当な理由なく第二十条の規定による指導に従わなかったとき
  - 二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

(措置命令)

第二十三条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な 理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第 一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、 土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状 回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずる ことを命ずることができる。

(公表)

- 第二十四条 市長は、第十一条の規定により設置許可を取り消し、 又は前条の規定により第二十二条第一項に規定する太陽光発 電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の 防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同 条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、そ の旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受 けた者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏 名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、 当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければな らない。

(他自治体の条例との関係)

第二十五条 事業者がその設置する太陽光発電施設を本市と他の 自治体にまたがる区域に設置する場合、その適正な設置、維持 管理、廃棄等に関し、当該他の自治体において適用される関係 法令のほか、この条例の規定に基づき、適正に手続をしなけれ ばならない。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し 必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の 過料に処する。
  - 一 設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設の設置が1 たぎ
  - 二 第十二条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚 偽の届出をした者
  - 三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 附則第十三項の規定 公布の日
  - 二 附則第三項、附則第七項及び附則第九項の規定 公布の

日から六月を越えない範囲において規則で定める日 (経過措置)

2 第七条から第十七条まで(第十五条第一項を除く。)の規定は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置の工事に 着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、 適用しない。

(既存施設の届出)

- 3 既存施設を管理する事業者(以下「既存事業者」という。)は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、施行日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出るとともに、第十三条の誓約書を市長に提出しなければならない。
- 4 既存事業者は、その全部が設置規制区域外にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

(既存施設の変更許可)

- 5 既存事業者は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。
- 6 第六条から第十一条まで、第十八条第二項、第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条の規定は前項の許可について、第十五条、第十七条、第二十三条及び第二十四条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第九条第三項、第十一条第一号及び第二号、第十八条第二項並びに第二十二条第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第六項において準用する第九条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の維持管理等)

- 7 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、 施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る 維持管理等計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なけ ればならない。
- 8 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、 市長に届け出た維持管理等計画に係る既存施設について、地 域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当 該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めな ければならない。
- 9 既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するよう努めなければならない。
- 10 前項の規定は、既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者が、同項の維持管理等計画を変更する場合に準用する。この場合において、同項中「施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理等計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(既存大規模事業者の損害賠償責任保険等への加入)

11 既存事業者であって太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

(既存事業者の地位の承継)

- 12 既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。(準備行為)
- 13 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行 うことができる。 (検討)
- 14 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 資料5

## 〇仙台市公害防止条例

平成八年三月一九日 仙台市条例第五号

仙台市公害防止条例(昭和四十六年仙台市条例第三十九号)の全部を改正する。

月 次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公害の防止に関する責務

第一節 市長の責務(第三条一第九条)

第二節 事業者の責務(第十条一第十二条)

第三節 市民の責務(第十三条)

第三章 公害の防止に関する規制等

第一節 ばい煙等、騒音等及び排出水に関する規制(第 十四条一第二十二条)

第二節 事業活動又は日常生活に伴う自動車の排出ガス等に関する規制(第二十三条一第三十二条)

第三節 公害防止協定(第三十三条)

第四章 予想しない環境の保全上の支障による市民の健 康又は生活環境に係る被害の防止(第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条—第三十七条)

第六章 罰則(第三十八条一第四十一条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号)第三条に定める基本理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を保全することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- 2 この条例において「ばい煙等」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って発生し、 飛散し、又は排出されるばい煙又は粉じんをいう。
- 3 この条例において「騒音等」とは、工場等における事業活動又は指定建設作業(建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。以下同じ。)に伴って発生する騒音又は振動をいう。
- 4 この条例において「排出水」とは、工場等から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第三十条において同じ。)に排出される汚水その他の水又は廃液をいう。
- 5 この条例において「規制基準」とは、ばい煙等、騒音等 又は排出水の発生、飛散又は排出に係る量、濃度又は 程度の許容限度をいう。

第二章 公害の防止に関する責務

#### 第一節 市長の責務

(市長の基本的責務)

第三条 市長は、この条例の定めるところにより、公害を防止するための措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、あらゆる施策を通じて 公害その他の市民の健康又は生活環境に係る被害が 生じ、又は生ずるおそれのある環境の保全上の支障の 防止に努めなければならない。

## (監視等及び公表)

第四条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための措置を適正に実施するために必要な監視、測定及び調査を行うとともに、その結果明らかになった公害の状況等を市民に公表しなければならない。

#### (市民健康診断の実施)

第五条 市長は、公害の発生により市民の健康が害されるおそれがあると認めるときは、健康診断を実施し、保健指導を行わなければならない。

#### (意識の啓発)

第六条 市長は、事業者及び市民の公害の防止に関する意識を啓発し、これらの者による自発的な公害の防止に関する活動が促進されるように努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止についての配慮) 第七条 市長は、地域の開発及び整備その他の施策の 策定及び実施に当たっては、公害の防止について十分 に配慮しなければならない。

## (事業者に対する指導等)

第八条 市長は、事業者による公害の防止のための施設の整備、改善又は移転その他のその事業活動に伴って生ずる公害を防止するための措置について、指導、助成その他必要かつ適切な措置を講ずるように努めなければならない。

## (苦情の処理)

第九条 市長は、公害に関する苦情について、迅速かつ適切な処理に努めるとともに、公害に係る紛争の仲介等の要請があったときは、適切な解決が図られるように努めなければならない。

## 第二節 事業者の責務

## (事業者の基本的責務)

第十条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工等の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、 又は廃棄されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。

## (管理体制の整備)

第十一条 事業者は、公害を防止するための体制の整備に努めるとともに、その事業活動に伴って生じ、又は工場等から排出されるばい煙等、騒音等、排出水又は悪臭の状況を常に監視しなければならない。

## (事故時の措置)

第十二条 事業者は、工場等における事故により、公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、市長にそ

の事故の状況及び講じた措置の概要を報告しなければならない

#### 第三節 市民の責務

第十三条 市民は、その日常生活に伴う公害の発生の防止に努めるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

## 第三章 公害の防止に関する規制等

第一節 ばい煙等、騒音等及び排出水に関する規制 (規制基準の設定)

第十四条 市長は、ばい煙等、騒音等又は排出水による公害を防止するため、規則で必要な規制基準を定めなければならない。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、仙台市環境基本条例第三十条の規定により置かれる仙台市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

## (規制基準の遵守義務)

第十五条 工場等を設置し、又は指定建設作業を伴う 建設工事を施工する者は、規制基準を遵守しなければ ならない。

## (改善勧告、改善命令等)

第十六条 市長は、工場等における事業活動に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該工場等に設置している騒音等の発生に係る施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告 に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の 事態を除去するために必要な限度において、騒音等の 防止の方法の改善若しくは同項の施設の使用の方法 若しくは配置の変更を命じ、又は当該施設の使用の一 時停止を命ずることができる。

第十七条 市長は、指定建設作業に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該指定建設作業を伴う建設工事を施工している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該指定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告 に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の 事態を除去するために必要な限度において、騒音等の 防止の方法の改善若しくは当該指定建設作業の作業 時間の変更を命じ、又は当該指定建設作業の一時停 止を命ずることができる。

第十八条 市長は、ばい煙等若しくは排出水が規制基準に適合しないとき、又は規制基準に適合しないばい煙等若しくは排出水が発生し、若しくは飛散し、若しくは排出されるおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る工場等を設置している者に対し、期限を定めて、ばい煙等若しくは排出水を発生させ、若しくは飛散させ、若しくは排出する施設の構造若しくは使用の方法又は当該施設に係るばい煙等

若しくは排出水の処理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該施設に係るばい煙等若しくは排出水の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

第十九条 第十六条第二項、第十七条第二項又は前条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を採ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

## (小規模事業者に対する配慮)

第二十条 市長は、小規模の事業者に対する第十六条の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないように当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

## (適用除外)

第二十一条 第十四条から第十九条までの規定は、次に掲げるばい煙等、騒音等及び排出水については、適用しない。

- 工場等に設置される次に掲げる施設から発生し、若しくは飛散し、又は排出されるばい煙等
- イ 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第 二条第二項に規定するばい煙発生施設又は同条第九 項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第十項 に規定する特定粉じん発生施設
- ロ 公害防止条例(昭和四十六年宮城県条例第十二号。 以下この条において「県条例」という。)第二条第二項に 規定する特定施設のうち、ばい煙等を著しく発生させ、 若しくは飛散させ、又は排出するおそれのあるものとして 同項の規定に基づき定められたもの
- 二次に掲げる事業活動に伴って発生する騒音等
- イ 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条 第二項に規定する特定工場等における事業活動又は 同条第三項に規定する特定建設作業
- ロ 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条 第二項に規定する特定工場等における事業活動又は 同条第三項に規定する特定建設作業
- ハ 県条例第二条第二項に規定する特定施設のうち騒音等を著しく発生させるおそれのあるものとして同項の規定に基づき定められたものを設置する工場等における事業活動
- 三次に掲げる工場等から排出される排出水
- イ 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を 設置する工場等
- ロ 県条例第二条第二項に規定する特定施設のうち汚水 又は廃液を著しく発生させるおそれのあるものとして同項 の規定に基づき定められたものを設置する工場等

(規制基準の定めのない物質等に係るばい煙等及び排出水に係る勧告)

第二十二条 市長は、規制基準の定めのない物質等に係るばい煙等又は排出水によって公害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該ばい煙等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る工場等を設置している事業者に対し、公害を防止するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第二節 事業活動又は日常生活に伴う自動車の排出ガス等に関する規制

(自動車の排出ガス及び騒音)

第二十三条 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年 法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車 及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以 下この条において同じ。)を運転し、又は所有する者は、 常に自動車の適切な運転及び必要な整備を行うことに より、排出ガス及び騒音の低減に努めなければならない。

- 2 自動車を運転し、又は所有する者は、自動車の運行に 伴い発生する排出ガス及び騒音の低減に関し市長が講 ずる施策に協力するように努めなければならない。
- 3 市長は、排出ガスが発生しない又はその発生量が著しく 少ない自動車(次項において「低公害車」という。)の普及 及び排出ガスの発生量がより少ない自動車の利用の促 進に努めなければならない。
- 4 自動車を購入しようとする者は、低公害車または排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入するように努めなければならない。

(近隣の静穏保持)

第二十四条 何人も、日常生活において、音響機器音、楽器音、人声等によりみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜営業の制限)

第二十五条 静穏を保持すべき区域として規則で定める区域において次に掲げる営業を行う者は、規則で定める日を除き、午後十一時から翌日午前六時までの間においては、当該営業を行ってはならない。

- 一 ボーリング場営業
- 二 バッティング練習場営業
- 三ゴルフ練習場営業
- 四 水泳場営業
- 五 スケート場営業
- 六 自動車教習所営業
- 七コイン洗車場営業
- 八 前各号に掲げる営業に附帯する食品衛生法施行令 (昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十四条の 二第二号に規定する飲食店営業及び同号に規定する 喫茶店営業
- 2 市長は、前項の区域又は日を定める規則を制定し、又 は改廃しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなけ ればならない。

(拡声機使用の制限)

第二十六条 何人も、住居の環境が良好である区域又は学校若しくは病院の周辺の区域で規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

- 2 何人も、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、何人も、商業宣伝を目的 として拡声機を使用するときは、その使用方法、使用時 間等に関し規則で定める事項を遵守しなければならな い。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の区域若しくは場合又は 前項の事項を定める規則の制定又は改廃について準用 する。

(屋外燃焼行為の制限)

第二十七条 何人も、ゴム、硫黄、石油ピッチ、皮革、合成樹脂その他の物を屋外において燃焼させることにより、著しくばい煙、有害ガス又は悪臭を発生させてはならない。

(地盤の沈下の防止)

第二十八条 何人も、過剰な地下水の採取その他の地盤の沈下を生じさせる行為をしてはならない。

2 地下水の採取を伴う工事を施工しようとする者は、地盤の沈下の防止のため、地下水の採取の抑制に資する工法を採用するように努めなければならない。

(地下水の水質の保全)

第二十九条 何人も、土壌の汚染、有害物質の地下への浸透その他地下水の水質を悪化させる行為をしてはならない。

(公共用水域の水質の保全)

第三十条 土砂の掘削、盛土、切土、整地その他大量の土砂を発生させる行為をする者は、当該土砂を著しく公共用水域に流出させることにより、その水質の汚濁を生じさせてはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第三十一条 市長は、事業活動に伴って生じた大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭でばい煙等、騒音等及び排出水以外の原因によるものによって公害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、当該事業活動を行っている事業者に対し、公害を防止するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第三十二条 市長は、第二十五条又は第二十六条の規定に違反する行為により周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の発生に係る施設の構造又は使用の方法の改善、当該行為の停止その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告 に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の発生 に係る施設の構造若しくは使用の方法の改善その他必 要な措置を採るべきことを命じ、又は当該行為を停止す べきことを命ずることができる。

第三節 公害防止協定

第三十三条 市長は、事業活動に伴って大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、市民の健康を保護し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、事業者と協議し、公害の防止に関する協定の締結に努めるものとする。

- 2 前項の規定による協議の申出を受けた事業者は、誠意をもってこれに応じ、当該協定が成立した場合は、誠実にこれを遵守しなければならない。
- 第四章 予想しない環境の保全上の支障による市民の健 康又は生活環境に係る被害の防止

第三十四条 市長は、事業活動に伴って生じたこの条例の予想しない環境の保全上の支障によって市民の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業活動を行っている事業

者に対し、その事態を除去するために必要な指導をし、 又は必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

#### 第五章 雑則

(報告及び検査)

第三十五条 市長は、この条例の施行に必要な限度に おいて、ばい煙等、騒音等、排出水又は悪臭を発生さ せ、若しくは飛散させ、又は排出している者に対し、必要 な事項の報告を求め、又は職員に、工場等、指定建設 作業に係る建設工事の工事現場その他の場所に立ち 入り、帳簿書類、設備その他の物件を検査させることが できろ

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならな V1.

#### (経過措置)

第三十六条 この条例の規定に基づき規則を制定し、 又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又 は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内におい て、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。) を定めることができる。

(委任)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市 長が定める。

#### 第六章 罰則

第三十八条 第十六条第二項の規定による施設の使 用の一時停止の命令、第十七条第二項の規定による 指定建設作業の一時停止の命令又は第十八条第二 項の規定による施設の使用若しくは排出水の排出の一 時停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は 十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第三十二条第二項の規定による行為の 停止の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処す

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせ ず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処す

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務 に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰す るほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科 する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の仙台

(経過措置)

市公害防止条例(以下「改正前の条例」という。)第十六 条第二項(改正前の条例第二十八条第二項において 準用する場合を含む。)又は第三十二条第一項の規定 により仙台市公害対策審議会に諮問されている事項は、 その際この条例による改正後の仙台市公害防止条例 (以下「改正後の条例」という。)第十四条第二項若しく は第二十五条第二項の規定又は仙台市環境基本条 例第三十条第二項の規定により環境審議会に諮問さ れたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十六条の規 定により定められている規制基準は、改正後の条例第十 四条の規定により定められた規制基準とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正 前の条例第二十八条、第二十九条第一項及び第三項 並びに第三十七条の規定により規則で定められている 事項は、改正後の条例第二十五条、第二十六条第一 項、第三項及び第四項並びに第三十七条の規定によ り規則で定められた事項とみなす。
- 5 この条例の施行前に改正前の条例の規定によってした 処分、手続その他の行為は、改正後の条例中に相当す る規定があるときは、改正後の条例の規定によってした 処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用につ いては、なお従前の例による。

附 則(平三○、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令二、三・改正)

この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、 第二条の規定は、令和三年六月一日から施行する。

## 〇仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に 関する条例

平成五年三月一八日仙台市条例第五号

仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和四十七年仙台市条例第三号)の全部を改正する

目 次

- 第一章 総則(第一条一第七条)
- 第二章 廃棄物の減量(第八条-第十五条)
- 第三章 廃棄物の適正処理(第十六条-第二十四条)
- 第四章 清潔の保持(第二十五条・第二十六条)
- 第五章 手数料等(第二十七条一第二十九条)
- 第六章 雑則(第三十条一第三十四条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- 一 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- 二 生活環境影響調査書 処理施設の設置又は変更が 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査 (以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した 書類をいう。
- 三 処理施設 本市又は本市から一般廃棄物処理計画 に基づき処理の委託を受けた者が一般廃棄物を処理 するための施設をいう。
- 四 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄 物をいう。

(平一○、三・改正)

(市の責務)

第三条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の排出の抑制、その再生利用等による廃棄物の減量の推進を図るとともに、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るよう努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の減量の推進及び生活環境の清潔の保持に関する市民の自主的な活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び 生活環境の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意 識の啓発に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及び 生活環境の清潔の保持を図るため、必要な情報の収 集、調査研究及び技術開発に努めなければならない。 (事業者の責務)

第四条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、 及び再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において 適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理 及び生活環境の清潔の保持に関する市の施策に協力 しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品を積極的に使用し、その廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量の推進を図るとともに、生活環境の清潔の保持に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量の推進、廃棄物の適正処理及 び生活環境の清潔の保持に関する市の施策に協力し なければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市長は、法第六条第一項の規定により、一般 廃棄物処理計画を定めた場合は、これを告示するもの とする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、また同 様とする。

(生活環境影響調査書の縦覧等の対象となる処理施設)

第六条の二 法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による生活環境影響調査書の公衆への縦覧(以下この章において「縦覧」という。)及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設は、本市が設置し、又は変更する処理施設のうち、ごみ処理施設で焼却施設であるもの及び最終処分場(以下この章においてこれらを「対象施設」という。)とする。

(平一○、三・追加、平二三、三・改正)

(生活環境影響調査書等の縦覧)

第六条の三 市長は、縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 縦覧の場所及び期間
- 二 対象施設の名称及び対象施設に関する法第八条第 二項第二号から第五号までに掲げる事項
- 三実施した生活環境影響調査の項目
- 四 対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者(次条第一項において「利害関係人」という。)は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限
- 2 縦覧に際しては、生活環境影響調査書のほか、対象施設に関する法第八条第二項第二号から第九号まで に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 縦覧は、第一項の規定による告示の日から一月間、規 則で定める場所でこれを行う。

(平一○、三・追加)

(意見書の提出)

第六条の四 前条第一項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第三項に規定する縦覧期間が満了した日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、規則で定める場所とする。 (平一〇、三・追加)

(関係市町村との協議)

第六条の五 生活環境影響調査の対象となる周辺地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、市長は、

当該市町村の長に対し、生活環境影響調査書及び第六条の三第二項の書類の写しを送付し、当該市町村の住民に係る縦覧の実施の手続に関し協議を申し入れるものとする。

(平一○、三・追加)

(廃棄物対策審議会)

第七条 次に掲げる事項を調査審議するため、仙台市 廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 法第五条の七第一項に規定する一般廃棄物の減量 等に関する事項
- 二 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理の推進に 関する事項
- 三 その他一般廃棄物及び産業廃棄物に関する対策に ついて必要と認められる事項
- 2 審議会は、委員二十名以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、市議会議員、各種団体の代表 者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱す る。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 7 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、会長が 指名する委員をもって組織する部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

 $(\Psi - \Xi, \Xi \cdot \Psi - \Xi, - \bigcirc \cdot 改 \Xi)$ 

## 第二章 廃棄物の減量

(事業者による減量の推進)

第八条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 長期間使用が可能な製品の開発、製品の修理及び 回収体制の確保等により、廃棄物の減量に努めなけれ ばならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、繰り返し使用することが可能な容器の採用に努めるとともに、 その容器を回収し、再び使用すること等により、廃棄物 の減量に努めなければならない。

(事業者による再生利用の推進)

第九条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 その製品、容器等の再生利用の容易性についてあら かじめ自ら評価し、再生利用が容易な製品、容器等の 開発を行うこと、再生利用の方法に関する情報を提供 すること等により、その製品、容器等の再生利用の推進 に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用が可能な容器及び包装資材を採用し、使用後の容器及び包装資材を回収すること等により、その容器及び包装資材の再生利用の推進に努めなければならない。 (事業者による適正包装の推進等)

第十条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 過剰な包装を自粛し、簡易な包装を推進すること等に より、廃棄物の発生の抑制に配慮した適正な包装の推 進が図られるよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、市民が不要となった包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業者による資源の有効利用)

第十一条 事業者は、その事業活動に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第五項に規定する再生部品をいう。)及び再生品を積極的に使用すること等により、資源の有効利用に努めなければならない。

(平一三、三・改正)

(事業用建築物の所有者の義務)

第十二条 事業用の建築物(以下「事業用建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者。以下この条において同じ。)は、当該事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業用建築物の占有者は、当該事業用建築物から 生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、当該事業用 建築物の所有者に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業 者の義務)

第十三条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(所有者以外に当該事業用大規模建築物の全部の管理について権原を有するものがあるときは、当該権原を有する者。以下「事業用大規模建築物所有者等」という。)及び事業用大規模建築物所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの(以下「多量排出事業者」という。)は、市長の定めるところにより、それぞれ当該事業用大規模建築物等しところにより、それぞれ当該事業用大規模建築物等(以下「事業用大規模建築物等」という。)から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の 減量の推進及び適正処理のため必要があると認めたと きは、事業用大規模建築物所有者等又は多量排出 事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を 指示することができる。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第十四条 事業用大規模建築物所有者等及び多量排出事業者は、事業用大規模建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(市民による減量の推進)

第十五条 市民は、分別収集及び集団資源回収へ協力すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を選択するに際して、再生利用が容易な商品、簡易な包装の商品等廃棄物の減量及び資源の有効利用に配慮した商品を選択するよう努めなければからかい

## 第三章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の処理の申出)

第十六条 市民又は事業者は、一般廃棄物処理計 画に従って本市が実施する一般廃棄物の収集、運搬 及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、 規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申し出て、 その指示に従わなければならない。

(市民による一般廃棄物の適正処理等)

第十七条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、相互に協力し、一般廃棄物の集積場所の清潔を保持しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第十八条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら 運搬し、又は処分する場合は、法第六条の二第二項 に規定する一般廃棄物処理基準又は同条第三項に 規定する特別管理一般廃棄物処理基準による等、そ の種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方 法で処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、 又は処分しない場合は、廃棄物の収集、運搬若しくは 処分を業として行うことのできる者に運搬させ、又は処 分させなければならない。
- 3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集させるに際して、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。

(排出禁止物等)

第十九条 市民又は事業者は、一般廃棄物処理計画に従い行われる一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- 一 毒性を有するもの
- 二 危険性を有するもの
- 三 引火性を有するもの
- 四 火気のあるもの
- 五 著しい悪臭を発するもの
- 六 多量の汚水を排出するもの
- 七 前各号に定めるもののほか、本市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損うおそれがあるもの
- 2 市民又は事業者(一般廃棄物収集運搬業者を含む。 第二十一条及び第三十二条において同じ。)は、前項 各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはな らない。
- 3 市民又は事業者は、第一項各号に掲げる一般廃棄物 又は特別管理一般廃棄物を運搬し、又は処分しようと するときは、市長の定める方法に従わなければならない。 (処理施設への一般廃棄物搬入の承認)

第二十条 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、申請書を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(処理施設の受入基準等)

第二十一条 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が、前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、 又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないとき は、当該一般廃棄物を当該処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。 (適正な処理が困難な製品等の抑制)

第二十二条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発に努めること、その使用者に適正処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第二十三条 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に本市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを 告示するものとする。告示した事項を変更したときも、ま た同様とする。
- 3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行 う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう指示 することができる。
- 4 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任 において適正処理困難物の回収等の措置を講じなけ ればならない。
- 5 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。

(本市が処理する産業廃棄物)

第二十四条 法第十一条第二項の規定により本市が 行う産業廃棄物の処理は、一般廃棄物とあわせて処 理することができる産業廃棄物で規則で定めるものの 処分とする。

2 第十九条第二項、第二十条及び第二十一条の規定 は、前項の規定に基づき本市が産業廃棄物を処分す る場合について準用する。この場合において、第十九 条第二項中「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは 「産業廃棄物収集運搬業者」と、第十九条第二項、 第二十条及び第二十一条中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(平一五、一○・改正)

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の更新)

第二十四条の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第二条第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)及び省令第二条の三第二号に規定する指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)は、一年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(平一二、三・追加)

(変更の指定の申請)

第二十四条の三 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。) 又は一般廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生活用業者」という。)が取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。(平一二、三・追加) (一般廃棄物再生輸送業等に係る廃止の届出)

第二十四条の四 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平一二、三・追加)

(指定の取消し等)

第二十四条の五 市長は、一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定に係る一般廃棄物が再生利用されなくなったとき
- 二 法若しくは条例又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき
- 三 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき (平一二、三・追加)

(産業廃棄物再生輸送業の指定等への準用)

第二十四条の二から前条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定(省令第九条第二号に規定する指定をいう。)及び産業廃棄物再生活用業の指定(省令第十条の三第二号に規定する指定をいう。)について準用する。この場合において、第二十四条の三及び第二十四条の五第一号中「一般廃棄物」とあるのは、「産業廃棄物」と読み替えるものとする。(平一二、三・追加)

## 第四章 清潔の保持

(公共の場所の清潔保持)

第二十五条 何人も、公園、道路、河川その他の公共 の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する場所の管理者は、その場所の清潔を 保つように努めなければならない。

(土地の管理)

第二十六条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下、本条において「所有者等」という。)は、その土地の清潔を保つように努めなければならない。

2 市長は、所有者等が前項の規定に違反し、生活環境 の保全上支障があると認めるときは、所有者等に対し、 改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

## 第五章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第二十七条 市長は、本市が行う別表第一に掲げる 一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、それぞれ 同表に定める手数料を徴収する。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に規定 する手数料を減免することができる。

(平-二、三・平-九、一〇・改正)

(産業廃棄物処分費用)

第二十八条 市長は、法第十三条第二項の規定により、本市が行う産業廃棄物の処分に関し別表第二に定める費用を徴収する。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項に規定する費用を減免することができる。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第二十九条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、 それぞれ当該各号に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞ れ当該各号に定める額とする。

	ı	1
<ul><li>一 法第七条第一項の規定に基づく一般廃棄物の収集又は運搬の業の許可の申請に対する審査</li></ul>	一般廃棄物収集運搬許可申請手数料	一万二千四百円
二 法第七条第二項 の規定に基づく 般廃棄搬の収集 は運搬の業 の更新の する審査	一般 廃棄物 収集 更新 申請手数料	一万千六百円
三 法第七条第六項 の規定に基づく一 般廃棄物の処分の 業の許可の申請に 対する審査	一般廃棄物処分業許可申請手数料	一万六千六百円
四 法第七条第七項 の規定に基づく一般廃棄物の処分の 業の許可の更新の 申請に対する審査	一般 廃棄物 见分 業 請 手数料	一万六千二百円
五 法第七条の二第一年	一般 集 物 集 塞 搬 要 票 許 明 事 業 許 可 非 手 数 料	一万二百円
六 法第七条の二第 一項の股廃棄物のの く一般廃棄業のの 分の業のの許可の 申請に対する審査	一般 一般 一般 分麗 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一	一万三千円
七 法第七条第一項 おお	一般 廃棄物 収集運用 交付手数料	二千五百円
八 法第七条第六項 の規定に基づく一 般廃棄物の処分の 業の許可証の再交 付の申請に対する 審査	一般 廃棄 物 则 般 解 并 付 手 数 料	二千五百円
九 法第八条第一項 の規定を物の 般廃産の の設置の 計に対する審査	一般 理許 料 物設請	法四す棄設のは百他棄設のは百第項る物にに十円の物にに十円の物にに十円条規般理るっ万そ般理るっ万条規般理るっ万の廃施もて五の廃施もて五の廃施もて五の廃施もで五

十 法第九条第一項 の規定に基づく一 般廃棄物処理施設 の変更の許可の申 請に対する審査	一般廃棄物変更新用手数料	法四す棄設のは円の物にに十、外に一処係あ、そ般理るっ!!の廃施もて百条規般理るっ!!の廃施もて百年を規解するっ
十一 法第九条の二 の四第一項の規定 に基づく熱回収施 設設置者の認定の 申請に対する審査	一般 廃棄物 熟回 収 施設 置者認定申請手数料	三万三千円
十二 法第九条の二 法第九条の二 第二項 知 回 収 起 でく 熱 回 収 を設置者 の認 定 の 更 新 の 申 請 に 対 る 審 査	般 般 般 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服 服	二万円
十三 法第九条の五 第一項 規定 報知 できまった。 第一の の できまった。 第一の の できまります。 第一の では できまります。 第一の できます。 第一の できまます。 第一の できまます。 第一の できまます。 第一の できまます。 第一の できまます。 第一の できままます。 第一の できまままままままままま。 第一の できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	一般廃棄物 ・ 般理施 ・ 受け等許可 申請手数料	七万六千円
十四	一般 魔 施 伊 雅 帝 設 等 妻 歌 設 等 手 数 料	七万六千円

(平一二、三·全改、平一二、一二·平一三、三·平一 五、一○·平二三、三·平二八、三·改正)

(産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第二十九条の二 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、一件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

ー 法第年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第	業産業 乗 例 認	十四万七千円
二 第項二人 乗って 半の のに 事廃るる 定事 を でいる 理にに のののの おと が ののの で 対 で が ののの で 対 に の のの で 対 に の のの で 対 に の の の で が の の で が の の の で が の の の で が の の が の が の の が の の が の の が の の が の の が の の が の が の の が の が の が の の が の が の の が の が の の が の の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の が の が の が の が の が の が の が の が の の が の	業産 理 理 変 アイス を 関 記 定 変 物 認 定	十三万四千円

三 法第十四条第一 項の規定を 産業原の 産業を 取の で で で で で の の の の の の の の の の の の の	産業 廃棄物収集 軍制 報報 報業 計可申請 数料	八万千円
四 法第十四条第二 項の基地 四条第二 項の基本 収 の 東 で で 変 を で で で で で で で で で で で で で で で で	産 業 廃 棄 物 収 集 運 乗 搬 業 計 可 更 新 申 請 手 数 料	七万三千円
五 法第十四条第六 項の規定に基づく 産業廃棄物の処分 の業の許可の申請 に対する審査	産業廃棄物 処分業許可 申請手数料	十万円
六 法第十四条第七 項の規定に基づく産 業廃棄物の処分の業 の許可の更新の申請 に対する審査	産業 廃棄物 処分業計請 更新申請手 数料	九万四千円
七 法第十四条の二基第一の規定を制定を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	産業集業 東	七万千円
八 法第十四条の二 第一項の規定に基づ く産業廃棄物の処分 の業の事業の範囲の 変更の許可の申請に 対する審査	産 処 無 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 野 野 郡 計 料	九万二千円
九 法第十四条の四 第一項の規管理産 づく特別収集理産 廃棄物の収集又は 運搬の業の許可の 申請に対する審査	特別 察 選 理 座 収 許 数 料	八万千円
十 法第十四条の四基第一四規管理条のに産産と特別の収集を開かる。 では、	特別 驚 選 理 産 収 許 請 手 数 料	七万四千円
十一 法第十四条の 四第六項の規定に 基づく特別の処 業廃棄物の処 業の許可の申請に 対する審査	特別管理産 業廃棄可 計手数料	十万円
十二 法第十四条の 四第七項の規定に 基づく特別処理産 業廃棄物の処更新の 業の許可の更新の 申請に対する審査	特別 廃棄 許 實	九万五千円

十三 第十四 条のに 産 第一 の 規 管 理 集 事 の の に 産 又 業 庭 職 囲 の の 東 が 業 変 更 が す の の 申 請 で が ま 査	特 開 開 東 北 一 世 物 業 変 調 世 明 ま の の の の ま の の の の の の の の の の の の の	七万二千円
十四 法第十四条の 五 第 4 四 規 定 理 の 果 で の の 範 明 で の の 節 可 の 即 請 に 対 す る 審 査	特別 管棄事理 建	九万五千円
+五 法第十五条第 一大 法第十五条第 一大 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	産業 廃 理 理 所 要 設 計 手 数 料	法第定廃施もて円の物にに十第四す棄設のは、産処係あ二十項る物にに十そ業理るっ万五に産処係あ四の廃施もて円
十六 二 に 第 十 一 項 産 報 の 規 廃 変 で に 処 理 可 の 申 請 対 す る 審 査	産 業 理 要 変 地 可 判 料	法第定廃施もて円の物にに十十項る物にに十そ業理るっ万地であって、産処係あ一の廃施もて円の機能をである。
十七 法第十五条の 三第一項の規 定に基づく熱回収 施設設置者の認定 の申請に対する審 査	産業廃棄物 熱回収施設 設置者認定 申請手数料	三万三千円
十八 法第十五条の規 三の三第二項の回収 定に基づく熱 回収 施設 置者の認定 の 更新の申請に対する審査	産業 欠 整 整 整 整 整 整 整 服 置 置 新 申 請 計 計 新 料	二万円
十九四る 大田 東京 では できまれる できまいる しょう できまいる しょう	産業 廃 整 乗 物 譲 受 け 等 数 料	六万八千円

二十 法第十五条の 四におい九条に準理施設等 の一項業物のである法第のの合に対して を業をのの合に対して を業をののののでは、 一項業のののでは、 一項業のののでは、 一項業のののでは、 一の認可ののでは、 分割ののでは、 分割のである。 に対する審査

(平一二、三·追加、平一二、一二·平一三、三·平一 五、一○·平二三、三、平三○、三·改正)

## 第六章 雑則

(報告の徴収)

第三十条 市長は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(平一五、一○·改正)

(立入調査)

第三十一条 市長は、法第十九条第一項に規定する もののほか、この条例の施行に必要な限度において、 職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建 物に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を 示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、 これを提示しなければならない。

(勧告、公表及び受入拒否)

第三十二条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第十三条第一項の規定に違反した者
- 二 第十三条第二項の規定による指示に従わない者
- 三第十四条の規定に違反した者
- 四 第二十一条第一項(第二十四条第二項において準 用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 2 市長は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に 従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、市民又は事業者が、第十九条各項の規定(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)に違反していると認めるときは、その旨を公表することができる。
- 4 市長は、前二項に規定する公表をしようとするときは、 当該公表に係る者に対して、あらかじめその理由を通 知するとともに、意見を述べ、有利な証拠を提出する機 会を与えなければならない。
- 5 市長は、第一項に規定する勧告を受けた者が、第二項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者が排出する廃棄物(その勧告を受けた者が事業用大規模建築物所有者等である場合には、当該事業用大規模建築物から排出される廃棄物)を処理施設に受け入れることを拒否することができる。

(本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第三十三条 法第二十一条第三項の条例で定める 資格は、省令第十七条第一項に規定する資格とする。 (平二四、六・追加)

(委任)

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平二四、六・旧第三十三条繰上)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。 (経過措置)

2 改正後の仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第一の規定の適用については、同表ごみ等の項中「

七〇〇円

七〇〇円

」とあるのは、平成五年四月一日から同年六月三十日までの間においては「

五〇〇円

三五〇円

」と、同年七月一日から平成六年三月三十一日ま での間においては「

七〇〇円

五〇〇円

」とする。

- 3 新条例別表第二の規定の適用については、同表中「七○○円」とあるのは、平成五年四月一日から同年六月三十日までの間においては「三五○円」と、同年七月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「五○○円」とする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)第十二条第三項の規定により審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日において、新条例第七条第三項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、新条例第七条第四項の規定にかかわらず、委員の任期は平成六年三月三十一日に満了する。
- 5 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、 手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされ た処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 平成十三年三月一日から同月三十一日までの間においては、市長は、第二十七条及び別表第一の規定にかかわらず、同年四月一日以後において定日に収集する粗大ごみの収集、運搬及び処分に関し手数料を徴収することができる。この場合において、当該手数料の額は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年仙台市条例第三十七号)による改正後の別表第一粗大ごみの項に定める額とする。(平一二、三・追加)

7 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間においては、別表第一一般廃棄物(犬、猫等の死体及びし尿を除く。)処分の項中「三○○円」とあるのは「一五○円」と、「一、○○○円」とあるのは「八五○円」と、別表第二中「一、○○○円」とあるのは「八五○円」とする。

(平一二、三・追加)

(東日本大震災により生じた廃棄物に係るごみ処理施設に関する特例)

8 第六条の二の規定にかかわらず、東日本大震災により 生じた廃棄物を処理するために本市が設置し、又は変 更するごみ処理施設で焼却施設であるものは、法第九条の三第二項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による生活環境影響調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる施設としない。

(平二三、四・追加)

附 則(平九、三・改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。 (経過措置の原則)
- 2 次項から附則第十三項までに定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平一○、三・改正)

この条例は、平成十年六月十七日から施行する。

附 則(平一二、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第七条第二項の改正規定 平成十二年七月一日
- 二 附則に二項を加える改正規定(附則第六項に係る部分に限る。) 平成十三年三月一日
- 三 第二十七条第二項の改正規定、附則に二項を加え る改正規定(附則第七項に係る部分に限る。)、別表第 一の改正規定、別表第二の改正規定及び附則第四 項の規定 平成十三年四月一日 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の目前に仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則(平成五年仙台市規則第三 十号)の規定によりした手続その他の行為で、この条例 による改正後の仙台市廃棄物の減量及び適正処理 等に関する条例に相当する規定のあるものは、同条例 の規定によりしたものとみなす。
- 4 平成十三年四月一日前に収集の申込みがあり、かつ、同日以後に臨時に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、附則第一項第三号に掲げる改正規定による改正後の第二十七条第二項及び別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平一二、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第二十九条及び第二十九条の二の規定は、 この条例の施行の日以後に受理した申請に係る審査 について適用する。

附 則(平一三、三・改正)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平一五、一○・改正)

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。 ただし、第七条、第二十四条及び第三十条の改正規 定は、公布の日から施行する。

附 則(平一九、一〇・改正) (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第二十七条及び別表第一の規定による家庭 ごみ及びプラスチック製容器包装の収集、運搬及び処

分に係る手数料の徴収は、この条例の施行前において も行うことができる。

附 則(平二三、三・改正)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平二三、四・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。 (手数料に関する経過措置の原則)
- 4 次項に規定するもののほか、施行日前になされた申請 その他これに類する行為に係る手数料については、な お従前の例による。

附 則(平二九、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の処分 に係る手数料について適用し、施行日の前日までの一 般廃棄物の処分に係る手数料については、なお従前 の例による。
- 3 改正後の別表第二の規定は、施行日以後の産業廃棄物の処分に係る費用について適用し、施行日の前日までの産業廃棄物の処分に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平三○、三・改正)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令四、一○・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行った改正前の別表第一の 規程によるプラスチック製容器包装の収集、運搬及び 処分に係る手数料の徴収は、改正後の別表第一の 規程によるプラスチック資源の収集、運搬及び処分に 係る手数料の徴収とみなす。

## 別表第一(第二十七条関係)

(平一二、三・全改、平一九、一〇・平二九、三・改正)

	X	<b>三</b> 分	単位	金額	備考
般廃棄物(犬、猫笠定日に収集するものに	収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市	家庭ごみ	市長が指定する特小袋(容量が一〇リットル相当のもの)一袋につき市長が指定する小袋(容量が二〇リットル相当のもの)一袋につき	一八円	家は日のとなる。ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、まないのでは、まないのでは、これが、ないのでは、いいので

		市長が指定す	二七円	収集するもの
		る中袋(容量が		以外のものを
		三〇リットル相		いう。
		当のもの)一袋		
		につき		
		市長が指定す	四〇円	
		る大袋(容量が		
		四五リットル相		
		当のもの)一袋		
		につき		
プラン	スチック	市長が指定す	八円	プラスチック資
資源		る小袋(容量が		源とは、プラス
		一五リットル相		チックに係る
		当のもの)一袋		資源循環の促
		につき		進等に関する
		土目がおさい	_L,m	法律(令和三
		市長が指定す	一六円	年法律第六十
		る中袋(容量が		号)第二条第
		三〇リットル相		三項に規定す
		当のもの)一袋		るプラスチック
		につき		使用製品廃棄
		市長が指定す	一五田	物(容器包装
		る大袋(容量が		に係る分別収
				集及び再商品
		四五リットル相		化の促進等に
		当のもの)一袋		関する法律施
		につき		
				行規則(平成
				七年大蔵省、
				厚生省、農林
				水産省、通商
				産業省令第一
				号)別表第一
				の七の項で定
				める商品の容
				器を除く。)を
				いう。
业	マヮ	ш.		
粗大ごみ	マットレス	一枚	三,000	
み	レスグ		円	
	よっ。	一、六〇〇円以	L 【内で品目別	
	レス以外のものスプリングマット	に規則で定める		
	外のナ	I - WEAT C KEAT	, H24	
	かかり			
	•——			

1		ı	1		İ
		収集、運搬	一〇キログラム	二六〇円	一回につき一
		及び処分	又はその端数		○キログラム
		(一般廃棄	ごと		又はその端数
		物処理計画			ごとに二六〇
		に従い本市	一回	-,000	円を乗じて算
		が臨時に収		円	出した額(スプ
		集するもの			リングマットレ
		に限る。)			スにあっては
		(-1200)			一枚ごと三、
					000円、ス
					プリングマット
					レス以外の粗
					大ごみにあっ
					ては一、六〇
					○円以内で品
					目別に規則で
					定める額)に
					一、〇〇〇円
					を加算した額
	処分	缶、びん、	一〇〇キログ	三〇〇円	市長が指定す
	分		ラム又はその		る処理施設に
		棄物で再生			自ら搬入する
		利用に資す			ものに限る。
		ると市長が			. ,,,,,
		認めるもの			
		, , , ,			
		スプリング	一枚	=,000	
		マットレス		H	
		その他	一〇〇キログ	一、五〇〇	
		C ->  L	ラムまで	円	
			7-16 (	1,3	
1			一〇〇キログ	一五〇円	
			<ul><li>一○○キログ</li><li>ラムを超える部</li></ul>	一五〇円	
				一五〇円	
			ラムを超える部	一五〇円	
			ラムを超える部 分につき一〇	一五〇円	
+	lp.	大田 米人・ロボ letr →n	ラムを超える部 分につき一○ キログラム又は その端数ごと		
大、猫	収集、	複数頭焼却	ラムを超える部 分につき一○ キログラム又は その端数ごと	=, ±00	
	集、	炉を使用す	ラムを超える部 分につき一○ キログラム又は その端数ごと		
大、猫等の死体	集、		ラムを超える部 分につき一○ キログラム又は その端数ごと	=, ±00	
	集、	炉を使用する場合	ラムを超える部 分につき一○ キログラム又は その端数ごと	=, ±00	
	収集、運搬及び処分	炉を使用する場合	ラムを超える部 分につき一○ キログラム又は その端数ごと 一頭	三、七〇〇	
	集、	炉を使用する場合 用一頭 用する場合	ラムを超える部 分につき一○ キログラム又は その端数ごと 一頭	三、七〇〇 円	

			二○キログラム	一頭	——、 四〇〇円	
	処分		頭焼却使用す	一頭		市長が指定する処理施設に 自ら搬入する ものに限る。
		一頭焼却炉を伸	二○キログラム	一頭	四、六〇〇	
		焼却炉を使用する場合	二○キログラム	一頭	九、三〇〇	
し尿	処分物処	(一点	股廃棄 画に従 収集す	一人月額	一六〇円	一般家庭のし 尿(水洗式のく み取り便所に 係るものを除 く。)で定日に 収集するもの に限る。
				九○リットル又 はその端数ご と	三二〇円	

## 別表第二(第二十八条関係)

(平一二、三・平二九、三・改正)

区分		単位	金額	備考
産業廃棄物	処分	<ul><li>一○○キログラムまで</li><li>一○○キログラムを超える部分につき一○キログラム又はその端数ごと</li></ul>	円五〇円	市長が指定する処理施設に 自ら搬入する ものに限る。

## ○ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例

平成一一年三月一六日 仙台市条例第五号

仙台市環境美化の促進に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第四十一号)の全部を改正する。

わたしたちは、美しく住みよいまち「杜の都仙台」の 恵まれた生活環境を守り育むため、まちぐるみ清掃など の美化活動や清掃活動に取り組んできた。

しかし、空き缶やたばこの吸い殻などのごみの散乱は、依然としてわたしたちの清潔で快適な生活環境を損ねている。この問題は、行政、市民及び事業者が連携して取り組まなければ解決できないものであり、わたしたち一人一人が考え、学び合い、力を合わせて行動を起こしていかなければならない。

このような認識のもと、わたしたちは、「杜の都仙台」に暮らす市民としての誇りと決意を持って、ごみの散乱のない快適なまちづくりを目指し、この条例を制定する。(目的)

第一条 この条例は、ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ごみ 飲料又は食料を収納していた缶、びんその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飼い犬のふん、紙くずその他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- 二 事業者 市内において事業活動を行うすべての者を いう。
- 三 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を 通過する者をいう。
- 四 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- 五 自主的活動団体 ごみの散乱の防止のための自主 的かつ継続的な活動を実施する市民団体(主として市 民により組織された団体をいう。)をいう。

## (市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、ごみの 散乱の防止についての総合的な施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うにあたって、 ごみの散乱を防止するとともに、事業所、その周辺その 他事業活動を行う地域における清掃活動に努めるとと もに、ごみの散乱の防止について従業員の啓発に努め なければならない。

- 2 飲料、食料、たばこその他ごみの散乱の原因となるおそれのあるものの製造、加工及び販売を行う者は、ごみの散乱の防止について消費者の啓発を行わなければならない。
- 3 容器入り飲料又はたばこを販売する事業者は、その販売する場所に飲料を収納していた容器を回収する容器

又は吸い殻入れをそれぞれ設置するとともに、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

#### (市民等の責務)

第五条 市民等は、屋外において自ら生じさせたごみ を持ち帰り、又は適正に処理する等みだりにごみを捨て てはならない。

- 2 市民は、その居住する地域における清掃活動に積極 的に参加する等ごみの散乱のない快適なまちづくりの 推進に努めなければならない。
- 3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い 設入れが設置されている場所において喫煙し、又は携 帯用吸い設入れを使用するよう努めなければならない。
- 4 市民等は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

## (土地所有者等の責務)

第六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は 管理する土地におけるごみの散乱を防止するため、土 地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措 置を講じなければならない。

2 土地所有者等は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(行動計画の策定)

第七条 市は、第三条の施策を推進するための計画 (以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 行動計画には、ごみの散乱の防止に係る次に掲げる 事項を定めるものとする。
- 事業者、市民等及び土地所有者等の意識の啓発に 関する事項
- 二 市、事業者、市民等及び自主的活動団体相互の連 携に関する事項
- 三 自主的活動団体等の支援に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 市は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを 公表しなければならない。
- 4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、 事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の意見が十分に反映されるよう、あらかじめ、その案を 公表し、意見を求める等必要な措置を講じなければな らない。

## (推進地区の指定)

第八条 市長は、特にごみの散乱を防止する必要があると認められる区域を、ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、推進地区を指定したときは、これを公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、推進地区の区域を変更し、又は推進 地区の指定を解除する場合について準用する。

## (推進団体の認定)

第九条 自主的活動団体のうち、推進地区においてご みの散乱を防止するための活動を行おうとするものは、 当該活動の実施に関する計画を作成し、これを市長に 提出して、当該自主的活動団体がごみの散乱のない 快適なまちづくり推進団体(以下「推進団体」という。) である旨の認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の認定の申請があった場合において、同項の計画が第一条の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 推進団体は、第一項の認定に係る計画を変更しようと するときは、市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、推進団体が第一項の認定に係る計画(前項の承認を受けた場合は、変更後の計画)に従ってごみの散乱を防止するための活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

#### (推進団体への支援)

第十条 推進団体は、推進地区における清掃活動を 行おうとするときは、市長に対し、ごみの収集及び運搬 並びにごみ袋その他市長が定める清掃用具の贈与又 は貸与の依頼をすることができる。

- 2 市長は、前項の依頼があったときは、これに応じなければならない。
- 3 推進団体は、第一項の依頼のほか、ごみの散乱の防止のための広報活動、研究その他のごみの散乱のない快適なまちづくりに関する活動を行おうとするときは、市長に対し、協力の依頼をすることができる。
- 4 市長は、前項の協力の依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

#### (推進団体以外の者に対する支援)

第十一条 市長は、推進団体以外の自主的活動団体及び市の区域内において清掃活動、ごみの散乱の状態の調査その他のごみの散乱のない快適なまちづくりに関する活動を行う者に対し、清掃用具の貸与その他の支援を行うことができる。

#### (指導及び勧告)

第十二条 市長は、第四条第三項の規定に違反している者に対し、指導又は勧告を行うことができる。

#### (委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市 長が定める。

#### 附則

この条例は、平成十一年五月三十日から施行する。

# 廃棄物処理手数料等

# 一般廃棄物処理手数料

表現   100   1分につき   217   217   217   217   218   2		区	分		単位	金 額	備考	
家庭 ご み						9円		
中袋 常蔵がりットル相当の   16円		家庭ごみ			18円	一般廃棄物(粗大ごみ及びし尿を除		
では、						27円	目的として分別して収集するもの以外	
投分   投票機能		▽隹 海郷及び				40円		
別様するものに関係。		処分(一般廃棄物処理計画に従い本市が定日に				8円	プラスチック資源とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第0号)第2条第3項に	
大装 (容量が5リットル相当の   25円   高部業権令第1分別 展第1の7の項 定める商品の容器を除く。) をいう。		収集するものに限る。)	プラスラ	チック資源		16円	規定するプラスチック使用製品廃棄物 (容器包装に係る分別収集及び再商品 化の促進等に関する法律施行規則(平成	
を除く。) 相大ごみ レス スプリングマット 1,600円以内で品目別に規則で定める額 1回につき10㎏又はその端数ごとに20円 発売に類(スプリングマットン)にあっては1枚ごと3,000円 スプリングマットン)にあっては1枚ごと3,000円 スプリングマットンとは3,000円 スプリングマットンとは3,000円 スプリングマットンとは3,000円 スプリングマットンとは3,000円 スプリングマットンとが開発した額(スプリングマットンとは3,000円 スプリングマットンとが開発した額(は1,000円以内で品目別に規則で定め額)に1,000円 間に会すると市長の記念めるもの 1 枚 2,000円 市長が指定する処理施設に自ら権入するものに限る。 150円 100㎏を超える部分につき10㎏又 150円 であるものに限る。 20㎏と超える部分につき10㎏又 150円 関連規則を使用する場合 1 頭 3,700円 収分 現場対応を使用する場合 1 頭 11,400円 複数頭線起脚を使用する場合 1 頭 1,800円 市長が指定する処理施設と自ら権入する場合を超えるもの 1 頭 1,800円 市長が指定する処理施設と自ら権入するものに限る。 20㎏と超えるもの 1 頭 1,800円 市長が指定する処理施設と自ら権入するものに限る。 20㎏と超えるもの 1 頭 9,300円 円形が指定する処理施設と自ら権入するものに限る。 1 反 1,800円 市長が指定する処理施設と自ら権入するものに限る。 1 反 1,800円 市長が指定する処理施設と自ら権入するものに限る。 20㎏と超えるもの 1 項 9,300円 円形が配合したのに限る。 1人月額 160円 円がに係るものと除ん。)で定日に収集をよって対象のに関係を確定して、本市 1人月額 160円 円がに係るものと除ん。)で定日に収集をよって対象のに関係を確定して、本市 1人月額 160円 円がに係るものと除ん。)で定日に収集を記述して、本市 1人月額 160円 円がに成する 1人月額 150円 円がに成する 1人月額 150円 円がに成する 100㎏ 20㎏と 20㎏と 20㎏と 20㎏と 20㎏と 20㎏と 20㎏と 2						25円	商産業省令第1号)別表第1の7の項で	
大 猫等の死   1,600円以内で品目別に規則で定める額   1回につき10kg又はその端数ごと   260円   1回につき10kg又はその端数ごと   260円   1回につき10kg又はその端数ごと   260円   1回につき10kg又はその端数ごと   260円   1回につき10kg又はその端数ごと   260円   1元表した。200円   1,000円   1,000円   1,000円   1,000円   1,000円   1,000円   1,000円   1,000円   1,000円を加算した額   1,000円   1,000円   1,000円を加算した額   1,000円   1,	死体及びし尿		和士ディ、		1 枚	3,000円		
取集・運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市   10kg又はその端数ごと   260円   円を乗じた類(スプリングマットレス)			粗大ごみ		1,600円以内で品目別に規則で定	める額		
1 回   1,000円   11,600円以内で品目別に規則で定め 額 に1,000円を加算した額		収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市			=	260円	1回につき10kg又はその端数ごとに260円を乗じた額(スプリングマットレスにあっては1枚ごと3,000円,スプリン	
加に資すると市長が認めるもの		が臨時に収集する	らものに限る。)		1 回	1,000円	グマットレス以外の粗大ごみにあって は1,600円以内で品目別に規則で定める 額 に1,000円を加算した額	
		処 分			100kg又はその端数ごと	300円	市長が指定する処理施設に自ら搬入す	
その他   100kgまで			スプリングマッ	トレス	ス 1 枚 2,000円			
100kgを超える部分につき10kg又 はその端数ごと   150円   複数頭焼丸炉を使用する場合			7		100kgまで	1,500円	るものに限る。	
大、猫等の死体     収集、連搬及び 処分     20kgと超えるもの     1 頭     6,500円       大、猫等の死体     複数頭焼出炉を使用する場合     1 頭     11,400円       処分     一頭焼出炉を使用する場合     1 頭     1,800円       処分     一頭焼出炉を使用する場合     1 頭     4,600円       しまる場合     20kg以下のもの     1 頭     9,300円       しまる場合     20kgを超えるもの     1 り     1人月額       しまるよのに限る。     1人月額     160円			その他			150円		
大、猫等の死体     20kgを超えるもの     1 頭     11,400円       大、猫等の死体     複数頭焼お炉を使用する場合     1 頭     1,800円       処分     一頭焼お炉を使用する場合     1 頭     4,600円       処分     一頭焼お炉を使用する場合     1 頭     4,600円       型はより下のもの     1 頭     9,300円       しまるのに限る。     1 人月額     160円       1 屋     収集、運搬及び処分(一般廃棄物が埋壁上画に従い本市     1人月額		収集 運搬及び 20kg/15/04/0 1 頭 6.55	複数頭焼却炉を	吏用する場合	1 頭	3,700円		
大、猫等の死体     20kgを超えるもの     1 頭     11,400円       処分     複数頭焼却炉を使用する場合     1 頭     1,800円       処分     一頭焼却炉を使用する場合     1 頭     4,600円       市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。       20kgを超えるもの     1 頭     9,300円       収集、運搬及び処分(一般発棄物処理計画に従い本市     1人月額     160円       1 反     160円			6,500円					
	大, 猫等の死体		用する場合	20kgを超えるもの	1 頭	11,400円		
・ ・			複数頭焼切りを	吏用する場合	1 頭	1,800円		
20kgを超えるもの 1 頭 9,300円 一般家庭のし尿 (水洗式のくみ取り便所に係るものを除く。) で定日に収集 運搬及び処分 (一般廃棄物処理計画に従い本市 1人月額 160円 ポースものに限る		処 分	処分 一頭焼お炉を使	20kg以下のもの	1 頭	4,600円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限る。	
収集、運搬及び処分(一般廃棄物処理計画に従い本市 1人月額 160円 所に係るものを除く。)で定日に収集 である。)で定日に収集 できょうに関え			用する場合	20kgを超えるもの	1 頭	9,300円		
	- し 尿			処理値に従る本市	1人月額	160円	一般家庭のし尿(水洗式のくみ取り便 所に係るものを除く。)で定日に収集 するものに限る。	
90リットル又はその端数ごと 320円		~ 1~ <del>~</del> 7 ~ 0°7(	(7)(4)戻る。 )		90リットル又はその端数ごと	320円		

<sup>(</sup>注) 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例より抜粋

# 産業廃棄物処分費用

		た 木 に	无未物处力 貝 <b></b> 而		
	区	分	単 位	金 額	備考
産業廃棄物	机	$\Leftrightarrow$	100kgまで	1,500円	市長が指定する処理施設に自ら搬入す
生未完果例	<u> </u>	M	100kgを超える部分につき10kg又 はその端数ごと	150円	るものに限る。

<sup>(</sup>注) 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例より抜粋

# 資料 9

# 廃棄物処理施設の受入基準等

#### 受 基 準 入

	区 分	廃棄物の種類,性状等		
共通事項		1 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること 2 後に記載する排出禁止物等が含まれていないこと 3 仙台市一般廃棄物処理要領(平成20年9月29日環境局長決裁)第25条 の規定により前処理をするよう指示したときは、当該処理がなされて いること		
焼	今泉工場	可燃性のごみ(長さ80cm以下、かつ太さ10cm以下のものに限る。)		
却工	葛岡工場	可然性のこみ(安さ80㎝以下、かり入さ10㎝以下のものに限る。)		
場	松森工場	可燃性のごみ(長さ1.5m以下(ただし,ごみピットへ直接投入するものは,長さ80cm以下),かつ,太さ10cm以下のものに限る。)		
粗大ご	今泉粗大ごみ処理施設	粗大ごみのうち、次の基準を満たすものに限る。 (1) 長さ2m以下、かつ、太さ20cm以下のものに限る。 (スプリングマッ		
み処理施設	葛岡粗大ごみ処理施設	トレスを除く。) (2)PCB要除去製品については,PCB使用部分を除去した旨の確認書が添付 されたもの		
埋立処分場	石積埋立処分場	罹災ごみ及び不燃性のごみのうち、次の基準を満たすものに限る。 (1) 一辺の長さが 1 m以下で重量が 300kg以下のもの (2) 中空の部分の割合が大きいものについては、破砕及び圧縮等により 減容化したもの		
資源	松森資源化センター	(1) 缶・びん・ペットボトルのうち、仙台市一般廃棄物処理要領(平成20年9月29日環境局長決裁)第8条第2号から第9号までに掲げる事項を		
化施設	葛岡資源化センター	遵守したもの (2) 仙台市資源物店頭回収実施要綱(平成13年2月13日環境局長決裁) 第5条により認定した優良事業者が搬入する筒型乾電池		

- (注) 1 この表中「粗大ごみ」とは、P.144の表「粗大ごみ」の例による。 2 搬入受付時間は平日9:00から16:15まで。(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年 1月3日までの日は受付しない。)

#### 排 出 禁 止 物 等

区 分	品目の例示				
毒性を有するもの	劇物,毒物,農薬,溶剤,塗料,廃油等				
危険性を有するもの	ガスボンベ,消火器,鉛蓄電池,火薬等				
引火性を有するもの	ガソリン,灯油,溶剤,廃油,塗料等				
火気のあるもの	燃え殻等で火気の残っているもの等				
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣,有機性汚泥等				
多量の汚水を排出するもの	汚泥等				
その他処理業務を困難にし, 又は処理施設の機能を損なう おそれがあるもの	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物,重量が 1 kgを超えるパーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。),ピアノ,自動車,排気量 50 cc を超えるオートバイ,タイヤ,大型金庫等				

- (注) 1 汚泥等については、南蒲生環境センターに搬入しようとする浄化槽汚泥を除く。 2 家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物及び重量が 1 kgを超えるパーソナルコンピュータについては、破損、汚損等により再商品化できないものを除く。

#### 大 ご み 粗

区分	品目の例示			
電気・ガス・石油器具類	オーディオ機器,加湿器,ガステーブル,カラオケ演奏装置,換気扇,空気清浄機,こたつ,照明器具,除湿器,食器乾燥機,食器洗浄機,炊飯器,ストーブ,ズボンプレッサー,扇風機,掃除機,電気カーペット,電気ポット,電子レンジ,日本語ワードプロセッサ,ビデオテープレコーダー,ファクシミリ,ファンヒーター,布団乾燥機,風呂がま,ホットプレート,マッサージ器,ミシン,ミニコンポ,湯沸かし器			
家具・寝具類	アコーディオンカーテン,いす,ウッドカーペット,オーディオラック,カラーボックス,キッチンラック,鏡台,げた箱,小型棚,サイドボード,収納箱,じゅうたん,食器棚,スプリングマットレス,洗面化粧台,ソファー,たたみ,建具,たんす,調理台,机,テーブル,テレビ台,電話台,パイプハンガー,布団,ブラインド,ベッド,本棚,ロッカー,ワゴン			
趣味用品	オルガン, ギター, キーボード(演奏用), 健康器具, ゴルフ用具, スキーキャリア, スキー用具, 卓球台			
その他	アンテナ,乳母車,傘立て,脚立,クーラーボックス,車いす, 原動機付自転車,小型耐火金庫,子供用遊具,米びつ,三輪車, 自転車,芝刈機,水槽,スーツケース,チャイルドシート,流し台, 仏壇,ペット小屋,物置,物干竿,物干台,浴槽,その他のもの			

## (株)仙台市環境整備公社(概要)

(令和5年4月1日現在)

\*

1 概要

〔設 立〕 昭和59年5月26日

〔所 在 地〕 仙台市泉区松森字阿比古7-1

[役員・従業員] 役 員 9人(代表取締役社長 遠藤 守也)

従業員 259人 (パート・再雇用含む)

[出 資] 1億円·2,000株(仙台市5,000万円·1,000株,仙台清掃公社3,340万円·668株,

公害処理センター 1,660万円・332株)

[設 備] 車 両:缶びん等収集車61台・犬猫運搬車2台・残渣物運搬車5台(中型破砕車2

台・小型破砕車1台・10tダンプ2台)・マットレス運搬車(2t) 1台・

フォークリフト3台・ショベルローダ2台・連絡車5台

# 2 収支等

〔収 支〕 (単位:千円)

年度 項目	Н30	R元	R2	R3	R4
収 入	1, 337, 580	1, 374, 684	1, 469, 127	1, 462, 061	1, 488, 112
支 出	1, 251, 567	1, 303, 655	1, 352, 620	1, 372, 952	1, 332, 714
税引前当期利益	86,013	71, 029	116, 507	89, 109	155, 398

#### [市環境局からの委託業務]

① 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集運搬業務(青葉区・太白区) 〈昭和59年10月から〉

② 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集運搬業務(宮城野区・若林区) 〈昭和59年10月から〉

③ 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務 〈平成4年4月から〉

松森資源化センター 〈平成4年9月から〉

葛岡資源化センター 〈平成7年9月から〉

④ 缶・びん類選別加工品売払い業務 (平成16年4月から)

⑤ 犬猫等死体収集運搬焼却及び手数料徴収業務 〈昭和60年10月から〉

⑥ 今泉粗大ごみ処理施設運転管理業務 〈昭和61年8月から〉

⑦ 葛岡粗大ごみ処理施設運転管理業務 (平成7年9月から)

⑧ スプリングマットレス後方輸送業務 (平成5年4月から)

⑨ 葛岡工場処理手数料徴収等業務 〈令和2年4月から〉

※ペットボトルの収集運搬選別業務については平成9年10月から開始

# 仙台市の環境保全事業の歩み及び年表

仙台市は「学都」「杜の都」として、豊かな自然に恵まれた良好な環境を守ってきた。昭和37年には全国に 先駆けて「健康都市」を宣言し、「市民のすべてが健康で文化的な生活を営むことのできる都市」の建設を 都市づくりの目標として掲げた。

昭和39年に「公害対策委員会」を設置し(後に「公害対策審議会」に改組),昭和45年には「公害を未然に防止し、これを排除する」ための基本的な考え方を示した「公害市民憲章」を制定。昭和46年には、市民憲章の精神を継承し、市民の健康と生活環境の保全を第一とする基本姿勢に立ち、市長、事業者及び市民の責務を定めた「仙台市公害防止条例」を仙台市公害防止行政の根幹として制定するなど、積極的に公害の未然防止に取り組んできた。この後も暖房用の燃料中のいおう分規制や開発行為に伴う排出水に対する独自の流量比規制の導入などの対策を推進し、また、東北新幹線の開通にあたっては騒音等の問題について当時の国鉄当局と精力的に折衝しながら、調査を行い対応してきた。

昭和48年には、自然と調和する環境の創造を都市づくりの基本として定めた「杜の都の環境をつくる条例」を、昭和49年には、広瀬川の水質を保全するために総量規制的な考え方を導入した「広瀬川の清流を守る条例」をそれぞれ制定し、自然環境の保全及び水質の保全に積極的に取り組んできた。広瀬川は、都市を貫流する河川でありながらアユが生息し、市民の川として市民に親しまれており、環境庁(現環境省、以下同じ)より「名水百選」の一つに選定されている。

昭和50年代,スパイクタイヤの普及に伴って深刻化した道路粉じん問題に対しては,全国に先駆けてスパイクタイヤの全面廃止に向けて積極的に取り組み,昭和60年12月の「宮城県スパイクタイヤ対策条例」及び平成2年6月の「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定に貢献した。

昭和63年に制定した「水辺のマスタープラン」では、杜の都にふさわしい水辺環境の創造・再生を図ることにより、新しい都市のアメニティ(快適さ)を創造する基本構想を示した。仙台市のこのような取り組みと民間団体を中心にして実施してきた光のページェントや河川一斉清掃の実績が認められ、平成4年10月、アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体として環境庁長官から表彰された。

良好な仙台市の環境を維持し、さらに快適な都市環境をつくり次代に引き継いでいくための知識の普及や 市民による実践活動に対する支援を行うため、仙台市では平成2年3月に「仙台市環境保全基金」を設置し、 その益金を環境教育など環境の保全のための取り組みに役立てている。

平成3年6月,環境教育の拠点として市役所本庁舎1階に「環境学習コーナー」を設置し、環境関係の情報の収集,提供を開始,その後,平成16年2月「環境交流サロン」として機能拡充を図り、平成18年5月,小田急仙台ビル9階に移転した。平成28年4月に東北大学青葉山新キャンパス内に「せんだい環境学習館(たまきさんサロン)」としてリニューアルした。

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に地域レベルで率先して対応するため、平成3年2月に「仙台市地球環境保全対策推進本部」を設置、平成4年6月に「地球環境保全に関する取組方針」、平成6年2月に「仙台市フロン対策」を決定した。平成7年9月に策定(平成14年5月、平成28年3月、令和3年3月改定)した「仙台市地球温暖化対策推進計画」に基づいて、最新の科学的知見や国の温暖化対策等を踏まえ、各種施策を展開するとともに、地域協議会や委員会などにより市民、事業者、行政が協働して取り組みを進めている。さらに、地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、地球温暖化を一因とする気候変動による影響に備えるため、仙台市環境審議会からの答申(令和元年6月)を踏まえ、同年10月に「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、令和2年4月から施行した。

社会経済活動の拡大や都市化の進展などに伴って顕在化した都市型の環境問題や自然生態系への影響, さらには地球規模の環境問題に対応するため、環境政策の新たな枠組みを示した「仙台市環境基本条例」を平成8年3月に制定した。また、本条例に基づき仙台市環境審議会を設置したほか、本市の環境基本計画となる「杜

の都環境プラン」を平成9年3月に策定(平成23年3月、平成28年3月、令和3年3月改定)し、実効ある計画の推進・進行管理を行うための市の組織として、「杜の都環境プラン推進本部」を設置した。また、杜の都環境プラン推進のための個別計画として、平成11年3月に、水の循環や生態系といった新たな視点を盛り込み、より良い水環境を保全・創造していくために、「水環境プラン」を策定した。その一環として平成17年1月から六郷堀・七郷堀通年通水事業を実施している。自動車公害防止対策を総合的に推進するため平成9年3月に策定した「仙台市自動車公害防止計画」は、ディーゼル微粒子の健康影響への懸念や自動車を主体とする運輸部門からの二酸化炭素排出の問題などを背景に平成16年4月に改定し、「仙台市自動車環境負荷低減計画」を策定した。また、平成14年8月には、環境に配慮し、行動できる「人」を育てていくための指針として「仙台市環境教育・学習プラン」を策定した。このプランの提案に基づき、環境に配慮できる人を社会全体で育てていくための推進組織として、平成16年5月に「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」(愛称:FEEL Sendai)を設立した。なお、これらの個別計画は「杜の都環境プラン」に理念等を引き継いだうえで統廃合を行った。

市役所自身が大規模な事業者・消費者であることから、市の事務事業に伴う環境負荷を率先して低減するため「仙台市環境率先行動計画」を平成10年3月に策定。平成11年9月には、本庁、北庁舎、区役所、総合支所の9つの庁舎において、政令指定都市としては初めて環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した(平成18年3月認証登録終了)。平成18年3月には、「仙台市環境率先行動計画」を全面改訂し、ISO14001のシステムを取り入れ、「仙台市地球温暖化対策実行計画(平成14年5月策定)」と統合した本市独自の環境マネジメントシステム「新・仙台市環境行動計画」を策定し、同年4月から全庁で運用を開始した。令和3年3月には、脱炭素社会の構築やプラスチック資源循環の推進等の新たな環境課題を踏まえ、「新・仙台市環境行動計画」を改定し、同年4月からは「仙台市環境行動計画」を運用している。

平成15年12月には、中小事業者が比較的容易に取り組める環境マネジメントシステムである「みちのく環境管理規格」を策定するとともに、規格の推進を図るため「みちのく環境管理規格認証機構」を設立した(平成19年1月特定非営利活動(NPO)法人環境会議所東北へ移管)。また、平成18年4月には、「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」を創設した。

開発事業者に、環境に配慮した事業の展開を促すための環境影響評価制度については、仙台市環境審議会からの答申(平成10年8月)を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し「仙台市環境影響評価条例施行規則」及び「仙台市環境影響評価技術指針」の整備を進め、平成11年6月より施行した。平成27年12月には条例施行規則を改正し、火力発電所、太陽光発電所等を対象事業に追加する(平成28年5月施行)とともに、平成29年5月には石炭火力発電所の規模要件を撤廃した(即日施行)。さらに、平成29年12月には市域内への石炭火力発電所の立地自粛を促す「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定した。令和2年12月には、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定し、都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正した。同時に、太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件の見直しを行い、併せて「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定した(令和3年4月施行)。その他、仙台市が実施する公共事業については、立地選定といった構想段階から事業の実施に係る環境への配慮を徹底しようとする仕組みである「仙台市環境調整システム」を平成12年10月より実施している。

令和5年3月には、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続を定め、地域と共生する太陽 光発電事業の普及促進に寄与するため、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関 する条例」を制定した。

環境国際交流の面では、「仙台・ヘルシンキ都市セミナー」を平成9年に仙台、11年にヘルシンキ市で開催。 平成13年にはヘルシンキ市と共催で、本市の国際姉妹・友好都市の市長等を招いて「環境国際会議」を開催 した。平成14年8月には「ヨハネスブルク・サミット」に際して開催された自治体セッションに参加し、環境 と経済の調和により持続可能な発展を目指すグリーン購入についての初の国際会議を仙台で開催することを提唱した(平成16年10月,「第1回グリーン購入世界会議in仙台」を仙台国際センターで開催。世界37の国と地域から約1,000人が参加)。また、平成15年11月には、市長がICLEI(イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会)の世界理事に就任し(任期:平成18年3月末まで)、同月、アテネ市で開催されたICLEI世界大会に参加した。さらに、平成17年5月には、本市において世界理事会を開催した。

平成17年6月には、国連の「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進する国連大学が、本市、気仙沼市、 無栗・伊豆沼地域(旧田尻町)を対象とする「仙台広域圏」を他の6地域とともに、世界で初めて「持続可能な開発に関する教育のための専門的知識の地域拠点(RCE)」に認定した。

# 年表(環境保全)

十衣(	環境保全		
西暦	年 号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
1959	昭和34年	○ 衛生局が発足し、公害の測定、苦情処理等を衛生局保健課で所管	
1962	37年	○「健康都市宣言」	
1963	38年	○ 保健所衛生課で公害苦情の受付・調査・処理を開始	
1964	39年	○ 市長の諮問機関として「公害対策委員会」を設置	
1966	41年	○ 衛生局衛生課に環境公害係,保健所衛生課に環境係を設置	
1967	42年		○「公害対策基本法」公布
1968	43年		○「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布
1969	44年	○ 環境公害係が公害係となる	
1970	45年	○ 庁内組織として「公害対策連絡調整会議」を設置	○「水質汚濁防止法」公布
		○ 衛生局に公害対策課を設置	
		○「公害市民憲章」制定	
		○「仙台市公害防止施設整備資金融資利子補給公布要綱」制定	
1971	46年	○ 公害対策課を公害課に変更	○「悪臭防止法」公布
		○ 衛生局に公害部を新設し調整課,規制課の2課とする	○ 環境庁発足
		○「仙台市公害防止条例」公布	○「水質汚濁防止法」施行
		○ 大気汚染常時監視テレメーター装置稼働開始	○ 環境基準(騒音,水質汚濁)告示
			○ 大気汚染防止法による燃料中のいおう分規制
1972	47年	○「公害対策委員会」を「公害対策審議会」に改組	
		○「公害防止条例施行規則」公布	
		○ 関係7自治体と新仙台火力発電所,東北石油等と「公害防止協定」	
		を締結	
		○ 開発指導要綱により流量比規則の排水処理を義務づけ	
1973	48年	○「杜の都の環境をつくる条例」公布	○ 環境基準(大気汚染)告示
		○ 水質自動測定局稼働開始	○ 仙台湾地域が国の公害防止計画地域に指定
			○ 環境基準(航空機騒音)告示
1974	49年	○ 原町東部で地盤沈下が問題となる	○「宮城県地盤沈下防止対策要綱」規定
		○「広瀬川の清流を守る条例」公布	
1975	50年		○ 工業用水法の地下水採取規制地域指定
			○ 環境基準(新幹線騒音)告示
1976	51年		○「振動規制法」公布
			○ 航空機騒音の環境基準地域類型指定告示
1977	52年		○ 東北新幹線の環境基準の地域類型指定告示
1978	53年	○「仙台市東部工場団地移転中小企業に対する公害防止資金融資利子	○ 二酸化窒素の新たな環境基準告示
		補給制度」制定	○ 宮城県沖地震
1980	55年	○ 公害部が環境公害部となり、環境調整課、公害規制課となる	
1981	56年	○ スパイクタイヤによる道路粉じんが大きな問題になる	
		○「道路粉じん問題研究会」を発足	
1982	57年	○「道路粉じん問題研究会」を「道路粉じん対策委員会」に改組	○ 東北新幹線開業
			○「宮城県公害防止条例」改正(深夜営業騒音規制
400=	(		開始)
1985	60年	○ 広瀬川が環境庁の名水百選に選ばれる	
1986	61年		○「宮城県スパイクタイヤ対策条例」公布
1987	62年	○ 地下鉄南北線開業	
		○宮城町編入	
1000	60 Æ	○「コイン洗車場の設置に関する指導要綱」制定 ○ 自由 おお伊町短3	
1988	63年	○ 泉市、秋保町編入	
1989	平成元年	○「水辺のマスタープラン」仙台・宮城地区編策定 ○ 政令指定都市に移行	
1909	十双几十	○ 以下相足部川に移刊 ○ 公害規制課に大気係、水質係、騒音係に加えて調整係を設置	
		○「水辺のマスタープラン」泉・秋保地区編策定	
		○ 悪臭防止法の規制地域を拡大	
		○「仙台市悪臭対策指導要綱」制定	
1990	2 年	○ 『明古印志吴刈東有等奏綱』 耐た ○ 環境保全基金 (4億円) を設置	│ │ ○「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法│
1000	2 +	○ 「環境保全活動推進に関する懇談会」設置	
1991	3 年	○「仙台市地球環境保全対策推進本部」設置	(本) 公和 ○ 環境基準(土壌汚染)告示
1001	0 +	○ 環境学習コーナー設置	O MARKET (TAKINA) HA.
1992	4年	<ul><li>○ 塚児ナ自ューケー 以直</li><li>○ 衛生局環境公害部を環境局環境保全部に改組、環境計画課、環境保</li></ul>	
1334	+ +-	○   御生同環児公告部を環児同環児床主部に収組, 環児計画課, 環児床 全課の2課体制となる	
		<ul><li>○ 悪臭防止法の悪臭物質を追加規制</li></ul>	
		○ 「地球環境保全に関する取組方針」策定	
1993	5年	○「仙台市電気自動車等普及懇談会」設置	○「環境基本法」公布
1000	0 4	○「(仮称) 杜の都環境プラン基本構想検討委員会  設置	○ 環境基準(水質汚濁)改正
		○「広瀬川の清流を守る条例」の水質保全区域を拡大	○ MONGT (MAINM) 以上
		○ 若林区文化センターに「環境ライブラリー」を設置	
		○ 石秤四人間にマフーに「衆児ノイノノリー」を収担	

西暦	年 号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
1994	6 年	○「仙台市フロン対策」策定	○ 環境基本法に基づく国の「環境基本計画」策定
		○「杜の都環境プラン」基本構想策定	○ 水質汚濁防止法排水基準改正
		○「仙台市における環境基準条例のあり方について」公害対策審議会	○ 環境基準(土壌汚染)改正
1005	5 F	に諮問	
1995	7 年	<ul><li>○「仙台市地球温暖化対策推進計画」策定</li><li>○「第5回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」仙台市開催</li></ul>	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた 取組の率先実行のための行動計画」 閣議決定
		○「第3回地球価吸化ケンケス十件地域とミケー」個百印開惟	□ 「宮城県公害防止条例」改正(「地盤沈下防止対
			策要網」廃止)
1996	8年	○「仙台市環境基本条例」公布	○「大気汚染防止法」改正(有害大気汚染物質対策
		○「仙台市公害防止条例」全部改正	の導入)
		○ 環境保全部を環境部に、環境保全課を環境対策課に名称変更、併せ	
		て推進係、大気騒音係、水質係に変更	
		<ul><li>○ 残したい日本の音風景 100 選に「広瀬川のカジカガエルと野鳥」, 「宮城野のスズムシ」の2件認定</li></ul>	
		<ul><li>○ 悪臭防止法の特定悪臭物質等の追加規制</li></ul>	
		○ 仙台市環境審議会を設置(公害対策審議会は廃止)	
		○「仙台市環境基本計画について」環境審議会に諮問	
1997	9年	○「仙台市環境基本計画について」環境審議会より答申	○「環境影響評価法」公布(施行は平成 11 年 6 月)
		○「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」策定	〇 環境基準(地下水)告示
		○「仙台市自動車公害防止計画」策定	○ 環境基準(ベンゼン,トリクロロエチレン及び
		<ul><li>○「杜の都環境プラン推進本部」設置</li><li>○「第1回音風景保全全国大会」仙台市開催</li></ul>	テトラクロロエチレンの大気汚染)告示
		○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー」開催	
		○「星空にやさしい街 10 選」仙台市認定	
		○「(仮称) 仙台市環境影響評価条例の基本的あり方について」環境審	
		議会に諮問	
1998	10年	○環境計画課に活動推進係を新設	○「宮城県環境影響評価条例」制定(施行は平成
		○「仙台市環境率先行動計画」策定 ○「アジア・太平洋環境会議(エコ・アジア '98)」「APEC持続可	11年6月) ○ 環境基準(騒音)改正(施行は平成11年4月)
		能な都市のための環境教育シンポジウム」開催	○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
		○「仙台市環境影響評価条例」制定	
1999	11年	○「仙台市環境影響評価条例施行規則」制定	○ 環境基準(水質汚濁,地下水)改正
		○「水環境プラン」策定	○「ダイオキシン類対策特別措置法」公布(施行は
		<ul><li>○「仙台市環境影響評価技術指針」制定</li><li>○「GPNグリーン購入大賞」優秀賞受賞</li></ul>	平成 12 年 1 月)      環境基準 (ダイオキシン類に係る大気、水質、
		○「GFNクリーン購入入員」後方員支員 ○「仙台市環境影響評価条例」施行	土壌)告示
		○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー'99」ヘルシンキ市にて開催	○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管
		○ 太白区文化センターに「環境ライブラリー」設置	理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)」公
		○ ISO14001 認証取得(本庁舎・北庁舎・区役所・総合支所)	布(施行は平成 12 年 3 月)
	10 /2	○「CO <sub>2</sub> ダイエットメッセ in 宮城・仙台」開催	
2000	12年	○ 環境部に環境影響審査課を新設(審査係1係体制),併せて環境計画課を管理係、計画係、活動推進係の3係体制に改組	○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する 法律」公布(施行は平成13年4月)
		□ 環境対策課大気騒音係を大気係に改称	<ul><li>公律」公布(他)な十成15 年4万)</li><li>○ 環境基本法に基づく国の「環境基本計画」(第二)</li></ul>
		○「環境報告書」,第4回環境レポート大賞奨励賞を受賞	次)策定
		○「仙台市環境調整システム実施要綱」施行	
2001	13年	○ ISO14001 認証取得(葛岡工場・ガス局)	○ 環境省発足
		○「仙台市における地球温暖化対策のあり方」について環境審議会に	○ 環境基準(ジクロロメタンの大気汚染)告示
		諮問 ○「仙台市環境率先行動計画」第2期計画策定	○ 水質汚濁防止法排水基準改正(ほう素,ふっ素 並びにアンモニア,アンモニウム化合物,亜硝
		○「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」制定	酸化合物及び硝酸化合物追加)告示(施行は平
		○「仙台市における地球温暖化対策のあり方」について環境審議会よ	成 13 年 7 月)
		り答申	○ 自動車NOx法の一部を改正する法律(SPM
		○「(仮称)環境教育・学習プランについて」環境審議会に諮問	追加)公布(施行は平成 13 年 12 月)
2000	14 =	○「環境フォーラムせんだい 2001・環境国際会議」開催	○「神巧治域小社織株本十個」中が治域と
2002	14年	○ ISO14001 認証取得(今泉工場) ○「『(仮称)環境教育・学習プラン』に係る目標,基本方針,施策の	○「地球温暖化対策推進大綱」地球温暖化対策推進 本部決定
		あり方、推進体制などについて」環境審議会より答申	○「土壌汚染対策法」公布(施行は平成 15 年 2 月)
		○ 環境部環境計画課と環境影響審査課を統合・再編し,環境管理課(企	
		画管理係,環境影響評価室)と環境都市推進課(環境活動推進係,	
		地球環境係)となる	
		○ 第二種特定製品引取業者,第二種フロン類回収業者の登録開始 ○「仙台市地球担略化対策推進計画」改定	
		○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定	

西暦	年 号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
2002	14年	<ul> <li>「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域を拡大</li> <li>○ PRTR法に基づく化学物質の排出量・移動量の届出開始</li> <li>「仙台市環境教育・学習プラン」策定</li> <li>「仙台市地球温暖化対策推進協議会」設置</li> <li>「仙台市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」制定</li> <li>○ ISO14001認証更新(本庁舎・北庁舎・区役所・総合支所)</li> </ul>	
2003	15年	<ul> <li>○「ヨハネスブルクサミット」自治体セッションに参加</li> <li>○「仙台市環境率先行動計画」第2期計画改定</li> <li>○「せんだいグリーン文具推奨制度」開始</li> <li>○「仙台市自動車公害防止計画」の見直しについて、環境審議会へ諮問</li> <li>○ 仙台市長が「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会」理事に就任(任期:平成18年3月末まで)。アテネ(ギリシャ)で開催された世界大会に出席</li> <li>○ グリーン購入企業セミナー、グリーン購入フォーラム in 仙台を開催</li> </ul>	○「水生生物の保全に係る環境基準」告示
2004	16年	○ 「みちのく環境管理規格認証機構」設立 ○ 環境学習コーナーを「環境交流サロン」に拡充 ○ 「仙台市自動車環境負荷低減計画」策定 ○ 「第1回グリーン購入世界会議 in 仙台」を開催し、「グリーン購入 仙台宣言」を発表 ○ 「G P N グリーン購入大賞」大賞受賞	○「環境配慮促進法」公布(施行は平成 17 年 4 月)
2005	17年	<ul> <li>○「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」設立</li> <li>○ 六郷堀・七郷堀通年通水事業の開始</li> <li>○ 本庁舎等 I S O サイトを二日町分庁舎,上杉分庁舎,泉区役所東庁舎に拡大</li> <li>○「イクレイ世界理事会」仙台市開催</li> <li>○ 仙台広域圏(仙台市,気仙沼市,旧田尻町)が国連持続可能な開発</li> </ul>	<ul><li>○「大気汚染防止法」改正(揮発性有機化合物の規制導入)</li></ul>
2006	18年	のための教育の 10 年を進めるための地域拠点 (RCE) に認定  ISO14001 認証登録終了 (本庁舎等・葛岡工場・今泉工場・ガス局)  「新・仙台市環境行動計画−持続可能な地域をつくるエコプラン」 策定  仙台グリーンペーパー推奨制度開始  「第2回グリーン購入世界会議 in バルセロナ」に前回開催都市として参加	<ul><li>○「宮城県グリーン購入促進条例」制定</li><li>○「水質汚濁防止法排水基準」改正(亜鉛基準強化) 公布(施行は平成18年12月)</li><li>○ 環境基本法に基づく国の「環境基本計画」(第三次) 閣議決定</li></ul>
2007	19年	<ul><li>○「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」創設</li><li>○「みちのく環境管理規格認証機構」民間特定非営利活動(NPO)</li><li>法人環境会議所東北へ事業移管</li></ul>	○「航空機騒音の環境基準」改正告示(適用は平成 25 年 4 月) ○「環境配慮契約法」公布(施行は平成 19 年 11 月)
2008	20年	<ul><li>○ 環境都市推進課の環境活動推進係と地球環境係を統合し、環境都市 推進係の1係体制に改組</li></ul>	○ 岩手・宮城内陸地震 ○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正(6月)
2009	21年	<ul> <li>○ 環境管理課と環境都市推進課を統合・再編し、環境企画課(企画調整係、地球温暖化対策係)、環境都市推進課(環境啓発係、環境調整係)に改組</li> <li>○「第3回グリーン購入世界会議 in スウォン」に第1回開催都市として参加</li> <li>○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問</li> </ul>	<ul> <li>「土壌汚染対策法」改正公布(施行は平成22年4月,ただし,平成21年10月に一部施行)</li> <li>環境基準(大気に係る微小粒子状物質)告示(9月)</li> <li>環境基準(水質汚濁,地下水)改正(11月)</li> </ul>
2010	22年	<ul><li>○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対 策推進計画の改定について」環境審議会より答申</li></ul>	○「大気汚染防止法」,「水質汚濁防止法」改正(不 正防止対策の強化,平成23年4月施行)
2011	23年	<ul><li>○ 水質自動測定局廃止</li><li>○「仙台市環境基本計画」議決(「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」改定)</li></ul>	<ul> <li>東日本大震災</li> <li>環境基準(水質汚濁,地下水)改正(10月)</li> <li>「水質汚濁防止法排水基準」改正(施行は平成23年11月)</li> <li>「環境影響評価法」を改正(施行は平成24年4</li> </ul>
2012	24年		月, 平成 25 年 4 月)  ○ 環境基本法に基づく国の「環境基本計画」(第四次) 閣議決定(平成 24 年 4 月)  ○「水質汚濁防止法」改正(施行は平成 24 年 6 月)

西暦	年 号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
2013	25年	○ 環境企画課地球温暖化対策係を再生可能エネルギー推進係に改称	○「水生生物の保全に係る環境基準(ノニルフェノール追加)」改正(8月)
2014	26年	○ 環境企画課の再生可能エネルギー推進係の業務の一部をまちづく り政策局エネルギー政策室に移管、地球温暖化対策係に改称	一ル追加引 以正(8月) 「水生生物の保全に係る環境基準(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩追加)」改正(3月) ○ 環境基準(土壌)改正(3月) ○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正(施行は平成27年5月)(5月) ○「大気汚染防止法」改正(建築物解体等時における石綿飛散防止対策の強化,平成26年6月施行) ○ 土壌汚染対策法基準改正(8月) ○ 環境基準(水質汚濁,地下水)改正(トリクロロエチレン強化)(11月) ○ 水質汚濁防止法排水基準及び浄化基準改正(カ
2015	27年	<ul><li>○ 環境都市推進課を環境共生課に改称</li><li>○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問</li><li>○「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正(火力発電所,太陽光発電所等を対象事業に追加)</li></ul>	ドミウム及びその化合物強化) (12月)  「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」改正 (施行は 平成 30年4月) (水銀及び水銀化合物の排出規制の 強化等) (6月)  「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正施行 (三ふっ化窒素追加)  、水質汚濁防止法排水基準及び浄化基準改正 (トリクロロエチレン強化) (10月)
2016	28年	<ul> <li>○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申</li> <li>○「仙台市環境基本計画」議決(「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」改定)</li> <li>○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定</li> <li>○「環境交流サロン」をリニューアルし、「せんだい環境学習館(たまきさんサロン)」を開館</li> </ul>	○ 宮城県公害防止条例 汚水等の規制基準改正 (トリクロロエチレン強化) (3月) ○ 生活環境の保全に関する環境基準改正 (底層溶存酸素量設定) (3月) ○ 環境基準(土壌)改正 (施行は平成29年4月) (クロロエチレン及び1,4-ジオキサン設定) (4月) ○ 土壌汚染対策法施行令改正 (施行は平成29年4月) (クロロエチレンを特定有害物質に指定) (4月) ○ 土壌汚染対策法施行規則改正(施行は平成29年4月) (4月) ○ 汚染土壌処理業に関する省令改正 (施行は平成29年4月) (4月) ○ 環境基準(地下水)改正(施行は平成29年4月) (4月)
2017	29年	<ul> <li>「仙台市生物多様性地域戦略(生物多様性の保全等に関する取り組み)」策定</li> <li>「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正(石炭火力発電所の規模要件撤廃)</li> <li>「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」策定(石炭火力発電所の立地抑制)</li> <li>「グリーン購入推進自治体特別賞」受賞</li> </ul>	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正(5月) ○ 土壌汚染対策法改正(調査契機の強化等,平成30年4月に一部施行,平成31年4月に完全施行)(5月)
2018	30年	<ul> <li>○ 蒲生測定局を開設しPM2.5の測定を開始(石炭火力発電所に対する取り組み)</li> <li>○ 「本市における地球温暖化対策のあり方について」環境審議会に諮問</li> </ul>	<ul> <li>○「気候変動適応法」公布(施行は平成30年12月)(6月)</li> <li>○ 環境基準(土壌),土壌汚染対策法施行令改正(シスー1,2-ジクロロエチレンからシス体とトランス体の濃度の和へ変更,平成31年4月施行)(9月)</li> <li>○ 環境基準(有害大気汚染物質)改正(トリクロロエチレンの基準強化)(11月)</li> </ul>
2019	31年 令和元年	○「本市における地球温暖化対策のあり方について」環境審議会より 答申 ○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対	
2020	2年	策推進計画の改定について」環境審議会に諮問  「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び同施行規則」施行  「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正(都心部における大規模 建築物に関して、対象となる要件を改正、太陽光発電所について、 森林地域を新設し、規模要件を改正)  「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」策定  「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」策定	<ul> <li>辻壌環境基準等の改正(カドミウム及びトリクロロエチレン強化、令和3年4月施行)(4月)</li> <li>→ 大気汚染防止法改正(石綿飛散防止対策強化、令和3年4月、令和4年4月に一部施行、令和5年10月に完全施行)(6月)</li> </ul>

西暦	年 号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
2021	3年	<ul> <li>「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申</li> <li>「仙台市環境基本計画」議決(「仙台市環境基本計画(杜の都環境プラン)」改定)</li> <li>「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定</li> <li>「仙台市環境行動計画」改定</li> <li>・地球温暖化対策推進課を新設し、まちづくり政策局防災環境都市・震災復興室から業務の一部を移管した上で、環境企画課・環境共生課と再編、環境企画課(企画調整係、環境影響評価係)、地球温暖化対策推進課(推進係、エネルギー企画係)、環境共生課(環境共生株(板))に改約</li> </ul>	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 (5月) ○ 大気汚染防止法施行令改正 (ボイラー規模要件緩和,令和4年10月施行) (9月) ○ 環境基準 (水質,地下水) 改正 (六価クロム強化) (令和4年4月施行) (10月) ○ 生活環境の保全に関する環境基準改正 (大腸菌群数削除,大腸菌数設定) (令和4年4月施行) (10月) ○ 騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の改正 (一定の要件を満たす機器を特定施設から除外,令和4年12月施行) (12月)
2022	4年	生係)に改組 「仙台市環境基本計画及び仙台市地球温暖化対策推進計画の改定に	○「宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例」制定
2022	4年 5年	<ul> <li>「仙台市環境基本計画及び仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問</li> <li>「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」制定</li> </ul>	○「宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例」制定(令和4年10月施行)(7月)

# 仙台市の廃棄物処理事業の歩み及び年表

### 1 ごみを中心としたあゆみ

### (1) 汚物掃除法の時代(明治,大正時代)

仙台市の廃棄物処理事業の歴史は、明治33年の「汚物掃除法」の施行により、環境衛生担当課に清掃係を新設、掃除監督・掃除巡視の職員を配置し、汚物掃除費を予算に計上して荷馬車付常傭夫を傭い上げ、じん芥収集を開始したときに始まる。

大正7年にはこれまでの収集処理を請負制度(当初請負業者は1業者,大正9年から2業者)に改め、請負業者が荷馬車によって収集するとともに、市においても区域を定めて小車10台により直営収集を開始した。収集されたじん芥はもっぱら農肥として処理してきたが、大正9年、請負業者の1名が連坊小路(市の移転命令により大正14年原町字志波東に移転)にじん芥焼却場を建設、同13年に市営のじん芥焼却場(焼却能力:26.25t/8h)を現在の小田原三丁目に建設して本格的な処理体制に入った。その後、昭和6年に請負業者によるじん芥焼却場が新たに建設され、じん芥は焼却し、焼却灰を農肥として売却するという処理体制が整った。

終戦後,じん芥の排出量が増加し、市では小車収集をトレーラー付ダッチキャリア1台に切り替え、 多量排出者のじん芥は有料で、一般家庭は無料で収集に当たった。また、じん芥排出量の急増や焼却場 の老朽化による能力低下によって、埋立や農肥処分が増加して市街地近郊にその堆積が目立つように なった。

#### (2) 清掃法の時代

#### ① 昭和30年代

昭和29年の「清掃法」制定と同時に、「仙台市清掃条例」及び「同規則」を公布し、これを契機に民生部に清掃課を新設した。市では直営収集区域を拡大するとともに、収集能力の増強に努めてきたが、人口の増加・市街地の拡大に伴い、請負業者による市街地近郊の埋立・農肥処理が限度を超え、荷馬車による遠距離輸送にも困難をきたすようになったことから、昭和31年より請負制を廃止し、機械力による衛生的、効率的な処理を行うことを目指して、全市直営による有料収集に切り替えた。この結果、従来の請負制による10日に1度の収集が7日に1度の収集となった。さらに、昭和32年に鶴ケ谷じん芥焼却場(焼却能力75t/日)が竣工(従来の焼却場を廃止)し、市が全面的に収集処理する体制を整え、同年度のごみ焼却率は69%となった。

料金の徴収にあたっては、清掃責任者(世帯主などの土地の所有者等)が、「塵芥(じんかい)処理券」を出張所(支所)から事前に購入し、処理量に応じ、収集者に引き渡すこととしていた。

昭和36年には清掃課が清掃部に昇格,1部2課(管理課,業務課)体制となった。市街地の拡大・交通事情の悪化に対応するため、昭和39年に北・南・東の3清掃事業所を設置するとともに、作業能率の向上と地域環境の美化を図るため、ステーション方式による定時容器収集(ポリバケツによる排出)を一部地域で開始し、引き続き対象地域の拡大に努めていくこととした。また、ごみ排出量の増加に対応するため、昭和39年に小牛沼埋立地を確保した。

# ② 昭和40年代

昭和30年代後半より我が国は高度経済成長時代を迎え、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済システムが「使い捨て」の社会的風潮を助長し、ごみの急激な増加及び質的多様化をもたらし、大きな都市問題となった。昭和43年に「ごみとし尿の悩み(仙台市清掃白書)」を発表し、市民に

対してごみ問題の深刻さを訴えるとともに、機構改革により清掃部が清掃局に昇格し、3課4事業所1工場体制となった。

昭和43年12月には、それまで地域的に差のあった定時容器収集の収集回数を原則として週3回に統一した。また、昭和44年8月から、事業活動に伴って生じる「営業ごみ」と市民の家庭生活から排出される「生活ごみ」を分離し、「生活ごみ」は市が収集処理にあたる一方、「営業ごみ」は排出者である事業者が責任を持って処理あるいは許可業者に収集を委託するというルールを確立した。

「営業ごみ」の分離、定時容器収集体制の確立など、ごみ処理手数料無料化の条件が整ったため、昭和44年9月から「生活ごみ」の収集の無料化を実施した。手数料無料化の条件は、市の計画に基づいて市が定期的に収集するごみで収集1回当たりの容量が450未満でかつ重量が10kg未満のものを対象とし、実質的には一般家庭の日常生活から通常排出されるごみを無料で収集するものである。

昭和43年に、本市としては初めての本格的な焼却施設である今泉清掃工場(焼却能力:180t/日)が竣工し、ごみの急増に伴って昭和42年度には18%に落ちていたごみ焼却比率が、48%に上昇した。その後、昭和46年に松森清掃工場(焼却能力:300t/日)が竣工し、焼却比率は57%となった。また、昭和46年に森郷埋立地の使用を開始した。

#### (3) 廃棄物処理法の制定

#### ① 昭和40年代後半(適正処理の確保)

昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が施行され、昭和47年3月の「仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の施行に伴って業務課に産業廃棄物班を設置し、産業廃棄物処理に対する指導業務を開始した。

廃棄物処理法施行後も、ごみの排出量は増え続け、昭和48年のオイルショックで一時的に減少したものの、増加傾向に歯止めがかからず、ごみ量の急増は大きな社会問題となった。ごみ減量に関する市民団体の活動も活発となり、昭和48年には約2,000人の市民の参加を得て「ごみ問題市民集会」を開催するとともに、「ごみ白書」を発行し、市民に対してごみ減量を訴えた。

一方,ごみ減量対策としては、昭和47年から粗大ごみの計画収集(年2回)を開始し、金属類などの有価物は回収業者が有償で回収し、無価物のみを市が有料で収集することとした。さらに、従来から地域の町内会や子供会による廃品回収が実施されていたが、昭和48・49年度に通産省の古紙集団回収促進対策事業モデル都市の指定を受けたことを契機に、資源回収業界の協力を得ながら、集団資源回収団体の育成事業を開始した。

#### ② 昭和50年代(直接埋立処理から資源化・焼却処理へ)

昭和52年に小鶴清掃工場 (焼却能力:600t/日) が竣工し、老朽化した今泉清掃工場を廃止した。 これにより、ごみ焼却比率は78%に上昇した。

昭和55年に仙台市廃棄物資源化促進等審議会から「廃棄物の資源化に関する調査報告書」が提出され、これに基づき、ごみの適正処理と減量資源化を前提とした新たな処理体系の検討が進められ、昭和59年に、その運営主体として第3セクターの㈱仙台市環境整備公社を設立し、空き缶、空きびん類の分別収集を開始した。

同時に含有水銀による環境汚染が懸念される廃乾電池類の分別収集を開始した。

#### ③ 昭和60年代

昭和60年に今泉清掃工場 (焼却能力:600t/日) が竣工し、老朽化した松森清掃工場を廃止した。 これにより、空き缶、空きびん類を除くごみの焼却比率は92%となった。今泉清掃工場では余熱利 用を一層進めるために、自家発電を行い、余剰電力を電力会社に売却するほか、温水プール等の市民利用施設に蒸気を供給している。翌61年には、今泉粗大ごみ処理施設(処理能力:120t/5h)が竣工し、それに伴い、資源回収業者による粗大ごみの中の有価物収集を廃止し、市が一括して無料で収集し、金属類の回収・資源化も行うこととなった。また、昭和61年に石積埋立処分場の使用を開始した。

#### ④ 昭和から平成へ (減量・リサイクル)

昭和62年から63年にかけて宮城町・秋保町・泉市と合併し、平成元年4月の政令指定都市への移行に伴い、機構改革を行い、環境事業局と名称を変更し、4課3事業所2工場1センター体制となった。平成3年には、産業廃棄物指導課を新設するとともに、新たに部制を敷き、2部5課3事業所2工場1センター体制となった。

平成3年には、合併市町間で異なっていた処理体制を統一し、家庭ごみの排出方法をポリバケツ・指定袋・コンテナボックスの3種類に統一するとともに、粗大ごみの収集回数を年4回とした。平成4年には、総合的な環境行政の推進を図るため、環境事業局と衛生局内の公害行政にかかる部門及び経済局、建設局の自然環境保全にかかる部門を統合して環境局を設置した。また、廃棄物処理法の抜本的な改正内容や、「再生資源の利用の促進に関する法律」の立法趣旨を踏まえ、廃棄物の減量の推進及び適正処理を図るため、平成5年に「仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定した。

平成7年には、葛岡工場(焼却能力:600t/日)、葛岡粗大ごみ処理施設(処理能力:140t/5h)及び葛岡資源化センター(処理能力:70t/5h)の処理施設群が竣工し、高度処理化が図られた。そのため、松森環境センター及び秋保環境センターを廃止した。また、ごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、機構改革によりリサイクル推進課を新設するとともに、市民啓発の拠点施設としてリサイクルプラザを整備した。

平成8年には、タバコの吸殻や空き缶、紙くずなどの散乱ごみ対策として環境美化促進事業を強化し、「まち美化推進モデル地区」を指定して市民、事業者、行政が一体となってまち美化に関する施策を重点的に実施するとともに、市民の環境美化意識の高揚のための各種啓発活動を展開した。平成9年には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)への対応として10月から、ペットボトルの分別収集を開始した。また、その開始に合わせ、圧縮梱包設備を松森及び葛岡資源化センターに整備し、平成10年10月からはペットボトルの事業者回収モデル事業を開始した。

#### ⑤ 平成10年代(循環型社会の構築)

清潔で快適なまちづくりを推進することが市政の重要な課題の一つとされ、市民参加による「ポイ捨てごみから、まちづくりを考えるキャンペーン」を平成10年度から展開し、多くの市民の意見を参考に、平成11年3月、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定、同年5月に施行した。

地球温暖化やダイオキシン問題等に対応するとともに、限りある資源の有効活用を図るため、資源循環型の社会構築に向けた新たな法制度の整備等、廃棄物行政を取り巻く諸情勢が変化してきた。 平成9年から、ダイオキシン削減対策の一環として、市焼却施設のダイオキシン削減対策に係る 改造工事を順次実施するとともに、一般家庭や民間事業所の小型焼却炉の使用自粛を呼びかけ、同 年9月には、小型焼却炉の無料回収を実施した。一方、ダイオキシン問題への対応が困難なことか ら、平成12年度末に西田中工場を、平成13年度末に延寿ベッド専用焼却炉を、それぞれ廃止した。 また、平成10年度から、環境事業所の指導業務やごみ収集業務のあり方についての検討が行われ、 その結果を受け、平成11年度から、環境事業所を各区に設置し、指導業務に従事する職員を増員す る一方、家庭ごみの収集は段階的に民間委託を行うこととした。

平成11年3月には、環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築を目指し、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改正し、ごみの排出抑制・リサイクルに関し、数値目標を定めた。同年11月、同計画を一部改定し、ごみの排出抑制についてさらに高い目標を設定した。この目標達成のための施策について「100万人のごみ減量大作戦」を展開し、市民・事業者に対して協力を呼びかけた。

平成12年度には、家庭から紙類を随時持ち込める常設の紙類回収庫を公共施設等に設置した。また、12月には、容器包装リサイクル法の完全施行を受け、全市拡大に向けて各種のデータ収集や収集方法等の検証をするため、プラスチック製容器包装の分別収集をモデル地区において開始した。

平成13年4月には、家電リサイクル法の施行により、法対象の家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)を粗大ごみ収集品目から除外するとともに、粗大ごみの収集方法を従来の年4回のステーション式無料収集から隔週の戸別有料収集に変更した。また、ごみ処理手数料等を改定し、ごみ処理原価に対する手数料の負担割合の適正化を図った。

平成14年4月には、モデル事業として取り組んでいたプラスチック製容器包装分別収集を全市に拡大するとともに、週3回の家庭ごみ収集のうち1回を同収集に振り替えたことから、収集の効率化を図るため、家庭ごみを含めた収集曜日の全市的な見直しを行った。併せて、市役所本庁舎、各区役所、総合支所等において、プラスチック製容器包装の分別・リサイクルを開始した。

また、本市の学校給食センターの生ごみ、公園事業での剪定枝葉及びし尿系の脱水汚泥による堆肥化を進める実験プラントとしての「仙台市堆肥化センター」が稼働開始した。

さらに、ベッド専用焼却炉の廃止に伴い、スプリング入りマットレスの解体装置を今泉工場に設置した。

平成14年度の「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーンに、キャンペーンキャラクターの「ワケルくん」が登場、ごみの分別徹底を市民に呼びかけた。

平成14年11月, (財)日本容器包装リサイクル協会から本市のびん、ペットボトルの分別品質が悪く、改善するよう指摘された。このため、国の「緊急雇用創出特別基金事業」の補助を受け、ふたの除去作業を行った。

平成15年4月,産業廃棄物指導課を廃棄物指導課とし,廃棄物処理業の許可事務の集約化を図った。同年9月,事業系紙類のリサイクル促進のため,無料で受け入れる紙類回収庫を若林,泉の両環境事業所内に設置した。10月には,家庭系パソコンを粗大ごみ収集品目から除外し,製造業者等によるリサイクルの推進を図った。廃蛍光管については,従来資源化センターで破砕後にリサイクル施設に搬入していたが,破砕機の老朽化等を考慮し,平成16年度から,破砕せずに搬入しリサイクルできる施設へ処理先を変更した。

平成16年4月から、一般廃棄物 (ごみ) 処理業の許可方針を見直し、事業ごみの収集運搬業について新規参入の条件を緩和した。

平成16年度にはごみ減量・リサイクルの情報総合サイト「ワケルネット」を開設したほか、紙類 回収推進のため、スーパーなどの駐車場に紙類回収車を派遣する「紙類回収キャラバン隊」事業を 開始するとともに、青葉環境事業所に事業系紙類回収庫を設置した。

また、家庭から出る生ごみのリサイクル推進のため、NPOにより青葉区で行われていた家庭用電気式生ごみ処理機の生成物と新鮮野菜との交換制度を全区に拡大した。このほか、業務用電気式

生ごみ処理機を2カ所の町内会(戸建住宅地域,集合住宅地域)に設置し、生成物を農家が野菜作りに利用する生ごみの循環型リサイクルシステムモデル事業を開始した(平成26年3月終了)。

平成17年1月の自動車リサイクル法完全施行に合わせ、解体業者など関連事業者に対する指導や 登録・許可に向けた業務を平成16年4月から開始した。

平成17年3月,老朽化した小鶴工場を廃止し、その代替施設として8月に松森工場(焼却能力:600t/日)が竣工した。

同年3月には、廃棄物を取り巻く情勢の変化や市の現状等を踏まえて、仙台市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行った。

同年4月からは再生可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止するとともに、民間事業所の協力により紙類回収ステーション事業を開始し、9月には古紙等のリサイクルを一層推進するため、地域のごみ集積所を利用した古紙、布類の定期回収を約2万世帯でモデル事業として開始した(平成20年9月末終了)。

平成18年9月には、葛岡資源化センターにスプレー缶破砕機を設置し、従来は埋立処分していた スプレー缶のリサイクルを開始した。

平成19年5月には、レジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制を一層促進するため、事業者及び市民団体と、「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、レジ袋の有償提供による削減に取り組んだ。

平成19年12月には、宮城野環境事業所に市内4カ所目となる事業系紙類回収庫を設置した。

⑥ 平成20年以降(家庭ごみ有料化の開始以降)

平成20年10月には、さらなるごみ減量リサイクルの推進などを目的として、家庭ごみ等の受益者 負担制度(有料化)及びごみ集積所を利用した月2回の紙類定期回収を開始した。

平成23年3月には、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改定し、資源循環型都市や低炭素社会の構築、市民・事業者・市の三者連携による施策の推進を目指し、新たに「ごみ総量」、「リサイクル率」、「燃やすごみの量」、「温室効果ガス排出量」の4項目について目標を定めるとともに、3つの数値目標を定めた。

また、同年3月、東日本大震災により震災廃棄物等272万トン(震災廃棄物137万トン、津波堆積物135万トン)が発生した。これに対し、「発災から1年以内に震災廃棄物等を撤去し、3年以内に処理を完了する」という目標を定め、平成24年3月に撤去を、平成25年9月に焼却処理を、平成25年12月にリサイクル・処分をそれぞれ完了し、平成26年3月には「がれき搬入場(中間処理場)」の原状復旧を終えた。

平成23年10月から、家庭からの使用済み天ぷら油などを回収し、バイオディーゼル燃料 (BDF) に資源化するモデル事業を開始した。

平成25年9月には、紙類回収庫を資源回収庫と改称し、回収対象品目に布類を追加した。

平成26年度は、震災後、資源物の混入割合が高くなったことから、「緊急分別宣言!!」と題したキャンペーンを実施し、震災後薄れつつある分別意識の向上を図った。

平成26年9月から、家庭からの携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電製品を回収し、資源化する事業を開始した。

平成27年度は、平成26年度に引き続き、家庭ごみへの資源物の分別徹底を訴える「続・緊急分別 宣言」と題したキャンペーンを実施した。また、仙台市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行 い、「ごみ総量」、「リサイクル率」、「燃やすごみの量」の3項目について新たな目標値を掲げると ともに、「1人1日当たり家庭ごみ」を目標項目に追加した。

平成28年度は、6月から「ワケアップ!仙台」をキャッチコピーとしたキャンペーンを展開し、 ごみ減量キャラバン等の市民・事業者との協働による取り組みを実施した。

また、平成29年9月には、同キャンペーンの一環として、家庭から排出される生ごみや食品ロス削減を目指し食の3Rを進めるサイト「モッタイナイキッチン」を開設した。

また、事業ごみ等の更なる減量と費用負担の適正化のため、平成29年3月にごみ処理手数料等の 改定に係る条例改正を行い、平成30年4月から、一般廃棄物を自ら処理施設に搬入する場合の手数 料を改定した。さらに、搬入物検査装置を3カ所の清掃工場に設置し、平成30年2月から、専任の 検査員により事業ごみの内容物検査を行い、搬入禁止物の混入を調査し、適正排出指導を行ってい る。

平成30年4月には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に進めるため、一般社団法人仙台建設業協会、宮城県解体工事業協同組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部(現一般社団法人宮城県産業資源循環協会仙台支部)の3団体と本市を含めた4者で「仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結したほか、令和2年3月には、平成19年に策定した「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」を全面的に見直し、「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定した。

また、リサイクル推進に向けた取り組みとして、平成30年9月から、家庭から排出される剪定枝等を資源化するモデル事業を実施し、令和2年5月からは家庭系剪定枝資源化事業として本格実施しているほか、資源化が困難とされていた防水加工等がされた紙製容器を資源回収庫で拠点回収し、リサイクルする事業を行っている。

令和3年3月には、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改定した。本計画では、「"杜の都の資源"を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして」の基本的な考えのもと、「ごみ総量」、「最終処分量」、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」、「家庭ごみに占める資源物の割合」の4項目について基本目標を定め、プラスチックごみや食品ロス削減の喫緊の課題に重点的に取り組みながら、ごみ減量・リサイクルを一層推進することとしている。

また、リチウムイオン電池等が家庭ごみやプラスチックごみに混入し、収集運搬や処理の際に発 大する事例が発生している状況を踏まえ、事故の未然防止と一層のリサイクルを図るため、令和4 年7月からリチウムイオン電池等の定日収集を開始した。

喫緊の課題であるプラスチック資源循環の推進に向けては、他の政令市に先駆け令和5年4月より、これまでのプラスチック製容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックについても分別収集を開始している。事業実施にあたっては、令和2年度、3年度に一部地域で実証事業を行ったうえで、令和4年9月に国から、全国で第1号となる再商品化計画の認定を取得した。また令和5年1月から市内10地区(各区2か所)で先行実施し、同年4月から全市展開している。

#### 2 し尿を中心としたあゆみ

## (1) 昭和30年代(農家処理から市の処理)

し尿処理は市民と農家の自由契約によって行われていたが、昭和29年の清掃法の施行により、市・許可業者・農家の三者により収集し、近郊農家の農肥として還元処理してきた。しかし、市街地拡大と人口増に伴う排出量の増加、化学肥料の普及により農肥としての利用価値が次第に薄れ、その円滑な処理に支障をきたすようになった。この対応策として昭和30年6月より海岸砂防林施肥を開始し、さらに翌31年2月から海洋投入処分を開始した。

海洋投入にあたっては、市内から収集運搬されたし尿を中野係船場(中野清掃事業所)に係留されている「清仙丸(36 k0 積み)」(昭和31年12月からは、第二、第三(それぞれ36 k0 積み)の3 艘体制)に積み替え、太平洋上の投棄場所(東経141°15′以東、北緯38°0′以南の海域)まで運搬し、投棄していた。

その後,塩釜土地造成事業のための貞山運河の埋立事業が昭和34年末に終了し新航路が完成したため,昭和35年1月に中野清掃事業所を廃止し、多賀城市の笠神地区に笠神清掃事業所を設置した。

昭和36年3月には、大型の「あおば丸 (180 kg 積み)」が竣工し、3艘の清仙丸は、笠神清掃事業所から「あおば丸」(塩釜第3港区停泊)への中継積替専用船とした。

しかし、農肥需要の減少に伴って許可業者は処理場に窮するようになり、不適正な処理をする業者 も見られるようになったため、昭和37年から業者所有車両を傭上し、貯留槽を開放し終末処理は市が 行うこととした。昭和40年からは委託契約に改めた。

#### (2) 昭和40,50年代(海洋投入から陸上処理へ)

陸上での衛生的処理を目指して、昭和37年に南蒲生下水処理場内にし尿消化槽(180 k0/日:昭和40年増設 計360 k0/日)を設置した。これにより、昭和40年度から砂防林への施肥(浸透処理)を廃止した。

昭和41年には、原町事業所内にし尿の下水管投入施設(110kg/日)を建設した。

昭和44年から、計画的な定期収集と処理施設の処理能力に対する収集量の安定化を図るため、全便槽を把握するため便槽番号制を採用した。継続して汲み取りをするものについては、地区別に作業日を定めて月1回汲み取りを行う「定日一斉汲み取り」を実施することとし、手数料額を人頭割による定額制とした。また、同時に「定日一斉汲み取り」はすべて委託業者による収集とした。

昭和48年には郡山下水管投入施設(110 kg/日)を建設し、陸上での処理能力が一層向上した。また、下水道の普及によりし尿収集量が減少してきたこともあり、昭和50年に海洋投入を廃止し、すべて陸上による衛生処理とした。

#### (3) 昭和60年代(合併処理浄化槽の普及啓発)

昭和63年には、それまで直営だった臨時汲み取りを委託収集とし、直営収集をすべて取り止めた。 また、作業依頼から処理手数料の徴収まで一貫したオンラインシステムを導入した。

昭和61年から、開発行為等によって設置された共同で使用される合併処理浄化槽の維持管理費補助制度を実施し、住民負担の軽減と公共用水域の水質保全を図っている。

また、平成2年から、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置費の補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及を図っている。

#### (4) 昭和から平成へ(施設の効率化)

下水道の普及による汲み取りし尿の減少と施設の老朽化に伴い原町下水管投入施設を平成元年に廃止し、それまで市で処理を行っていなかった汲み取り式水洗便所のし尿を郡山下水管投入施設で処理することとした。また、旧泉市のし尿処理施設であった松森環境センターし尿処理施設を浄化槽汚泥専用施設に改造(50 k0/日)し、さらに老朽化した南蒲生処理施設を更新(193 k0/日)し、南蒲生環境センターと名称を変更した。これにより、平成2年から、し尿は南蒲生環境センターで、浄化槽汚泥は松森環境センターし尿処理施設で処理する体制となった。平成3年に郡山下水管投入施設を廃止し、汲み取り式水洗便所し尿も南蒲生環境センターで処理することとした。

平成3年から、合併各市町の収集形態や手数料を委託業者による月1回定日収集、人頭割による定

額制に統一した。

平成9年4月から、10人槽以下の専用の住宅合併処理浄化槽を管理している者に対し、合併処理浄化槽維持管理費の補助をすることにより、管理費の負担軽減を図り、併せて合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進している。

#### (5) 平成10年代以降

工事現場等に設置される仮設便所からのし尿の収集運搬については、設置者のほとんどが事業者等であり、費用負担の適正化を図るなどのため、平成13年4月から、委託収集から民間事業者の許可制とした。

平成14年3月には、老朽化した南蒲生環境センターのし尿消化槽を廃止し、下水道処理に切り替えた。また、4月には、し尿系の脱水汚泥等による堆肥化を進めるため「仙台市堆肥化センター」が稼働開始した。

平成15年4月, 浄化槽関連を建設局下水道管理部施設管理課(平成15年4月下水道局廃止)に移管 した。

平成19年2月に、仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を締結した。

浄化槽汚泥の処理については、そのほぼ全量を松森し尿処理施設で行っていたが、施設の老朽化が著しいことから、平成20年4月から南蒲生環境センターで処理することとし、松森し尿処理施設を廃止することとした。また、平成21年3月末で三居沢貯留槽施設を休止し、災害時における緊急用施設とした。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、通常の各家庭等のし尿くみ取りに加え、指定避難所等から排出されるし尿の収集・処理が必要であった。他都市の応援を得て収集を行ったほか、休止中の三居沢貯留槽や下水道終末処理場(建設局所管の浄化センター)を活用し処理を行った。その後、津波により甚大な被害を受けた南蒲生環境センターにおいても、簡易処理を開始した。

平成26年6月に収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に関する協定書(し尿等)」 を締結した。

月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
	汚物掃除法施行により, 環境衛生担当課に清掃係 を置き,汚物掃除費を予 算に計上する		荷馬車付常傭夫を傭上 げ,じん芥収集処理を開 始		
			じん芥収集処理方法を一部請負制度に改め,市においても小車10台により市直営区域の収集処理に当る (請負業者1人)		
			更に1人と請負契約を結ぶ (請負業者2人)		
			市営じん芥焼却場を現在 の市内小田原三丁目に築 造する (焼料飲力26.25+/8h)		
			1請負業者を市が馬車付 人夫として直傭する(昭 和 6 年請負に復帰)		
			市の小車収集をトレーラー付ダッチキャリア1台に切替え、多量排出者のじん芥を有料で収集し、請負業者は一般家庭の分を無料収集する		
6 7 7	民生部に清掃課新設。衛生課の清掃係を吸収し、庶務・清掃第一・清掃第二の3係を置く 清掃法施行(法律第72号) 仙台市清掃条例(仙台市条例第14号)及び仙台市	8	ごみ処理手数料 「ごみ」「燃え殻」等 20kg-20円 20kg-10円 (焼却場搬入) 犬,猫の死体 一頭につき50円	7	ふん尿処理手数料 180-10円 特掃地域のうち重点区域及 び公衆便所を市直営とし, 他を従来からのくみ取り業 者に担当区域を定めて許可 し,し尿くみ取り作業を開 始
0	18号)の公布			11	岩切貯留槽完成 (540kl)
9	ける (宮城県告示第612号)			12	中田町貯留槽完成 (828kl)
7	現在の市内大梶16-2に 建設中の清掃課車庫が完成し、仮車庫から移転			2	西多賀貯留槽・郡山貯留槽 完成 (各540k0)
9	宮城県規則第39号をもっ て清掃法施行規則の公布			3	高砂貯留槽完成 (540kl)
				4	六郷貯留槽完成 (540k@)
				6	各貯留槽が満量となり, く み取りし尿処理に困窮をき たしたため, 市内深沼海岸 の市有林に施肥をかねて砂 中浸透処理を開始
				9	汚物処理船の係留地を市内 中野字高松地先貞山運河に 選定する(中野係船場)
				12	し尿海洋投入海域を北緯38 度以南,東経141度15分以東 とする 汚物処理船「清仙丸」竣工
	7 7 9 9	環境衛生担課に清掃を予算に計上する    (本)	環境衛生担当課に清掃係を置き, 汚って 第に計上する    1	環境衛生担当課に清掃係 を置き、汚物掃除費を予算に計上する	環境衛生担当課に清掃係を置き、汚物掃除費を予算に計上する    この

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和31年	5	特別清掃地域の変更指定 を受ける		それまでの10日に1回の 収集から週1回収集に	2	し尿の海洋投入開始
			11	じん芥収集全市直営に切 換え,有料収集とする	3	清掃条例の一部改正により, ふん尿処理手数料を 180-13円に改める
				(料金) ごみ収集10kg- 10円,燃え殻収集20kg- 10円,犬・猫死体収集1頭	11	   汚物処理船「第2清仙丸」   及び「第3清仙丸」竣工
				10円,人·加允体収集1項 -100円		(各36kl)
			11	三八埋立地の埋立開始		
昭和32年	8	泉村が町制施行で泉町となる	8	鶴ケ谷じん芥焼却場竣工 (75 t /8h)		
	11	機構改革により民生部が 民生局となる	9	小田原焼却場廃止		
	11	原町車庫を原町清掃事業 所に,中野係船場を中野	10	鶴ケ谷じん芥焼却場の用 地内に事務室及びじん芥 収集用自動車車庫が竣工		
		清掃事業所に、鶴ケ谷じ		以采用日勤平平岸//· 极工		
		ん芥焼却場を鶴ケ谷清掃				
		事業所に改称し,各主任 を配置				
昭和34年	4	特別清掃地域の変更指定	5	鶴ケ谷清掃事業所内のじ		
		を受け(宮城県告示第179号),支所区域を除く他の		ん芥焼却炉から排出する 汚水の処理施設完成		
		区域(本庁管轄内)が特別 清掃地域に含められる		1771-272-22-22-22-22-22-22-22-22-22-22-22-22		
		何畑地域に古めりれる				
	11	機構改革により衛生局が				
		設置され,清掃課は衛生 局の所属となる				
昭和35年	1	中野清掃事業所を廃し, 笠神清掃事業所を設置	12	鶴ケ谷清掃事業所内に建 設中の犬猫焼却炉竣工		
			12	大猫の死体一頭につき100		
				円を150円に,汚物焼却場 使用料ごみ10kgにつき5		
				円を20kgにつき5円に改 正		
昭和36年	5	機構改革により衛生局清	3	泉町で南光台, 黒松団地	3	「あおば丸」(180kℓ)による
		掃課は,衛生局清掃部に昇格,2課4係3事業所と		を中心にごみ収集を開始		海洋投入の開始に伴い「清仙丸」3隻はし尿中継船と
		なる (管理課に庶務係,	3	三八埋立地の埋立満了		する
		指導係を,業務課に業務 第一係,業務第二係を置	4	追分埋立地の埋立開始	4	片平,通町,上杉山通の3
		<)				出張所地区を市直営区域とする。このため従来のくみ
						取り許可業者7社のうち2
						社を傭上げて直営地域内の くみ取り作業に当たらせる
昭和37年	3	「健康都市宣言」をする			4	くみ取り許可業者6社のう
						ち2社の車輌を傭上げて直 営地域のくみ取り作業に参
						加させる
					10	くみ取り許可業者 6 社の車
						輌を傭上げ、全市(特掃地域)を直轄とする
昭和38年			3	追分埋立地の埋立満了	9	   南蒲生し尿消化槽   (180k0/24h) 稼働開始
			4	富谷埋立地の埋立開始		
			12	ステーション収集(定時 容器収集)を一部開始		
<u></u>	1	I	<u> </u>	付前収未月で一部開始	l	<u> </u>

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
	Я	一版争埙		, ,,,,,		
昭和38年			12	清掃条例の一部改正により大掃除ごみを無料,市営焼却場への自己搬入ごみを無料,定時容器収集ごみは半額(10kg-5円),犬猫死体処理手数料を1頭500円に改める	12	清掃条例の一部改正により, ふん尿処理手数料を 180-22円に改める
昭和39年	2	特別清掃地域の変更指定 を受ける(宮城県告示第 57号)。旧市内全域,及び 西多賀,中田,高砂の3支 所の一部が特別清掃地域 となる	5	小牛沼埋立地の埋立開始 (~昭和46年10月) 富谷埋立地の埋立満了		
	12	南清掃事業所及び東清掃 事業所を設置,鶴ケ谷, 笠神の両清掃事業所をそ れぞれ鶴ケ谷焼却場,笠 神係船場とする 北清掃事業所設置				
昭和40年	2	特別清掃地域の変更指定を受ける(宮城県告示第 238号)。これにより岩切地区編入される			10	車輌傭上げを委託契約に切り替える(収集業者8社,運搬業者2社),砂防林への施肥を廃止する 南蒲生し尿消化槽(360k0/
					10	24h) 処理可能となる
昭和41年	4	原町清掃事業所を業務課 処理係に編入し原町事業 場とする	3	今泉清掃工場着工	9	原町し尿下水管投入施設完成,稼働開始する (処理能力110k0/24h)
昭和42年			3	泉町で約6 t の簡易焼却炉 を委託業者が建設		
昭和43年	4	特別清掃地域の変更指定 を受ける(宮城県告示第 215号)。これにより生 出,六郷,七郷,高砂の 一部が編入される	6 7	今泉清掃工場竣工 (180t/24h) 「ごみとし尿の悩み」(仙 台市清掃白書1968) 公表		
	4	機構改革により、清掃局に昇格、計画課を新設し計画係と施設係を置くまた業務課の処理係を廃止し料金係を新設する	12	ごみ収集回数を原則とし て週3回収集に統一		
昭和44年	4	昨し科金保を新設する 特別清掃地域の変更指定 を受ける(宮城県告示第 221号)。これにより東部	2	砂崩埋立地の埋立開始 南清掃事業所を今泉清掃	5	   行政指導によりし尿委託業   者4社を統合
	4	海岸に接する地域と柳生 地区が編入される 機構改革により業務課に	8	工場敷地内に新築移転 営業ごみ収集の分離及び 許可業者収集体制の確立	7	ふん尿処理手数料を従量制 から人頭割と従量制の2本立 てに改める(1人1月60円, 180-24円)
		指導係を新設、計画課の 計画係を管理課に置き、 施設係を課に昇格させ施	9	生活ごみの無料化実施	8	し尿の定日一斉くみ取り制 度の実施
		設課とし、施設係と建設 係を置く また原町事業場を課に昇	12	ごみ容器収集の徹底と容 器の生活保護家庭への無 料配付		
		格させ原町事業所とし第 一係,第二係を置く さらに業務課の出先機関 である笠神係船場,鶴ケ 谷焼却場をそれぞれ原町 事業所と東清掃事業所に 統合する	12	秋保町,ごみ焼却炉建設 (5 t /日),ごみ収集業務 開始(温泉旅館を主体に 一般家庭の一部)		

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和44年	11	秋保町, じん芥処理条例 制定				
昭和45年			1	あひる沼埋立開始	7	便槽カードの各戸貼付を行
			4	松森清掃工場 (300t/ 24h) 建設事業の本工事及 び付帯工事開始		うことにより、くみ取り対象便槽数の確認とくみ取り 作業の効率化を図る
			4	ごみ収集作業中に破損し たポリ容器の弁償開始		
			5	あひる沼埋立満了		
			7	砂崩埋立地の埋立満了		
			11	えんこ沼埋立地の埋立開始		
昭和46年	3	宮城町廃棄物処理及び清 掃に関する条例制定 泉町清掃条例制定	2	泉町,仙台市とごみ焼却 の委託処理確認書を昭和 50年10月まで,1日30 t でとりかわす	2 8	泉町清掃センターし尿処理 場(50k0/日)完成 西多賀貯留槽を笊川改修工
	4	水町伸木内町た		(29)3-429	0	事のため撤去
	6	清掃事業5カ年実施計画 (46年度~50年度)発表	5	松森清掃工場竣工,東清 掃事業所を松森工場敷地 内に新築移転	10	高砂貯留槽に脱臭装置装備
	9	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(昭和45年法 律第137号)施行	6	えんこ沼埋立地埋立満了宮城町、ごみ焼却炉建設		
	11	泉町が市制施行で泉市と		(10 t / 日) ごみ収集業務 開始		
		なる	10	小牛沼埋立地の埋立満了 森郷埋立地 (利府町所 在)を借地し,埋立開始 (~昭和61年3月)		
			12	森郷埋立地に大規模火災 発生,鎮火までに約10日間を要する 防火水槽(200 t)防火帯		
				の整備等を決定し、昭和 47年1月17日再開する		
昭和47年	3	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例(仙台 市条例第3号)及び同規則	3	家庭粗大ごみ及び卸小売業排出廃棄物実態調査結果発表	4	宮城町, し尿くみ取り業者 3 社許可
	4	(仙台市規則第11号) 施行 泉市廃棄物の処理及び清	3	鶴ケ谷焼却場休止	5	郡山し尿下水管投入施設 (110kℓ/24h) 建設工事開 始
		掃に関する条例制定	5	従来無料であった事業者 等の埋立処分地等への自	5	   三居沢貯留槽 (150kℓ×2
	4	廃棄物処理法に基づき一 般廃棄物処理業者3社,し		己搬入について処理手数 料を徴収することとする		槽)の高級化建設工事開始
		尿浄化槽清掃業者12社, 産業廃棄物処理業者3社を 許可する。許可手数料を		(埋立処分-200kgごとに 150円,焼却処分-200kg ごとに200円)その他犬猫	5	し尿料金を1人月額60円,事 業所等は900ごとに120円に 改定
	5	3,000円にする 業務課に産業廃棄物班(4		等の死体の収集手数料を 一頭1,000円に値上げす る等の料金改定を実施	7	昭和46年度から始めたし尿 収集車66台(委託業者64
		人)を置く	6	従来の大掃除ごみ無料収 集を実状に合わせて粗大 ごみ無料収集として実施	10	台,直営車2台)への脱臭装置装備を完了した 秋保町,仙台市にし尿処理
			9	松森清掃工場敷地内に新		を委託 (〜昭和63年2月)
				しい犬・猫専用焼却炉を 建設	11	三居沢貯留槽竣工

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和47年			10	粗大ごみの計画収集開始 (有価物は回収業者が,無 価物は市が有料で収集)		
			10	市民団体と共催で第1回 ごみ追放展を開催		
			12	松森清掃工場に電気集じ ん機新設		
昭和48年	6	指定区域を取り消し全市 を計画処理区域とする 秋保町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例制定	2	廃棄されるテレビ等から メーカーの責任でPCB 部品の有無の確認と抜き 取りをさせ(仙台方式), 安全なもののみを回収す る方式を始める	6	郡山下水管投入施設 (110k0/24h) 完成
			4	ごみ戦争バスの運行開始 (昭和59年度より清掃施設 を見る会バスに名称変 更)		
			4	清掃110番を設置して不法 投棄の防止を強化		
			5	集団資源回収事業を開始		
			7	仙台市の清掃行政の現況 と問題点、今後の課題等 をまとめた「仙台市ごみ 白書」公表		
			9	2,000人の市民が参加して、第1回ごみ問題市民 集会が開催される 併せてごみ追放展と不用 品即売会を開催		
昭和49年	9	市内の主婦8人を一日清掃 局長に委嘱	6	小鶴清掃工場 (200 t / 24h×3基) 着工	4	宮城町,熊ケ根貯留槽 (300kl) 建築
			7	ごみ問題に関する世論調 査実施	6	宮城町、仙台市へし尿処理 委託開始 (~昭和62年10 月)
			7	夏休み子供ごみ戦争バス 実施		
昭和50年	5	業務課の産業廃棄物班が 産業廃棄物係に昇格	3	小学生用副読本補助資料 「ごみとわたしたち」発行 (古紙再生紙使用)	1 3	し尿の海洋投入廃止 し尿海洋投入船「あおば
	11	廃棄物処理手数料改正	8	不用品あっせんコーナー設置(~昭和63年度)	11	丸」廃船
			9	ごみ資源化展開催	11	月額120円と一便槽月額100 円を加えた額等に改定
			10	泉市清掃センター(松森ごみ焼却場)試運転開始 (120 t/日)		
			11	ごみ等の収集・運搬・処分50kg300円,焼却処分200kg450円,埋立処分200kg350円に改定		
			12	ウィスキーあきびんの回 収の対象品目拡大		

1	I					
年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和51年			3	泉市清掃センター竣工		
			10	今泉清掃工場休止		
			11	小鶴清掃工場試運転開始		
昭和52年	3	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律・廃棄物処理	3	小鶴清掃工場竣工		
		施設整備緊急措置法の一 部を改正する法律の施行	10	資源回収実践者のつどい 開催		
	5	施設課検査係新設				
	11	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する規則の一部 改正				
昭和53年	6	宮城県沖地震発生,清掃施設の被害甚大 (被害総額約2億円)	3	森郷埋立地第1号締切堰堤 完成 秋保町清掃センター建設	3	泉市清掃センターし尿処理 場増設工事完了 (30kℓ/日 増設,計80kℓ/日)
			J	(ごみ焼却炉13t/日), 翌月にごみ焼却炉(5t/ 日)を廃止	10	秋保町, し尿貯留槽 (200kℓ)建設
			6	泉市,クリーンいずみ運動を提唱し,ごみの減量 化対策にのり出す		
			6	地震ごみの森郷埋立地へ の無料搬入認める		
			10	森郷埋立地排水処理施設 着工		
昭和54年	1	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する規則の一部 改正	3	宮城町, ごみ焼却炉 (10t/日) 建設, 計20t /日となる	4	原町事業所改築 し尿料金を一般家庭1人月額 150円・一便槽130円等に改
	6	廃棄物処理手数料改定 泉市の機構改革により,	4	泉市で可燃・不燃・資源 物・有害物の4大分別収集 が全市でスタート		定
		民生部衛生課環境衛生 係,清掃係を独立させ経 済環境部環境整備課とな	4	東清掃事業所を小鶴清掃 工場隣接地に新築移転		
		り4係を置く 清掃センターを課扱いと する	6	ごみの収集・運搬・処分 を50kg350円等に改定		
		地域下水処理場を清掃センター管轄から下水道課 管轄に変更	7	宮城県環境事業公社の小 鶴沢処分場が搬入開始		
			9	森郷埋立地排水処理施設 完成		
			9	廃家電製品回収方策会議 の発足		
			10	仙台市廃棄物資源化促進 等審議会発足		
昭和55年	3	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する規則の一部 改正	2	小鶴·松森両工場塩化水 素除去装置竣工		

が合併し尿処
し尿処
人月額 等に改
きを
A + 3+
金方法)る
り収集 援作業 市,宮

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和61年	10	仙台市廃棄物の処理及び	3	宮城町,可燃ごみの処理	9	仙台市共同下水処理施設管
		清掃に関する条例,規則 の一部改正		の一部を仙台市へ委託		理費の補助に関する要綱を 制定
			4	宮城町,生ごみ処理器購入費補助制度の実施(昭和62年度まで)		昭和61年度分から交付
			4	石積埋立処分場供用開始 (第1期工事分)		
			7	今泉清掃工場に併設し て,粗大ごみ処理施設完 成		
			8	災害ごみの石積埋立処分 場,今泉清掃工場への無 料搬入認める		
			10	粗大ごみの計画収集に係 る手数料を無料化する		
			10	コンテナボックスによる 収集開始		
昭和62年	1	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する規則の一部 改正	12	(仮称) 泉市第二ごみ焼却場(40t/16h×2基,(西田中工場)着工		
	8	管理課・業務課・施設課 の3課が東二番丁仮庁舎 (仙台大同生命ビル) に移 転				
	11	宮城町の合併編入に伴い 関係条例,規則を整備, 施行				
昭和63年	3	仙台市環境美化の促進に 関する条例の制定	6	延寿埋立処分場の粗大ご み処理施設で火災が発生 し、稼働休止となる(平	2	し尿処理手数料事務をオン ライン化システムに移行
	3	泉市, 秋保町の合併編入 に伴い関係条例, 規則を		成元年4月再稼働)	4	し尿処理手数料の納入方法 について口座振替制度も利
		整備,施行	9	大倉じん芥処理場を中継 施設に改造し,焼却炉を 休止		用可とする
			10	産業廃棄物処理業者への 期限つき(5年)許可の 実施(〜平成元年3月)		
平成元年	3	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例,規則	1	西田中工場試運転開始	3	原町下水管投入場を廃止
		の一部改正	2	秋保埋立地の使用を取り 止める	4	郡山下水管投入場でくみ取 り水洗し尿の受入れ処理開
	4	政令指定都市に移行	3	西田中工場竣工		始
	4	機構改革により、清掃局 から環境事業局となる 業務課、原町事業所を業	3	小鶴工場塩化水素ガス除 去装置の更新完成	4	今泉貯留槽 (800kℓ) 使用開始 (六郷貯留槽は廃止)
		務第一課,業務第二課に 再編,泉総合支所経済環境部環境整備課を泉区役 所市民生活課清掃係とする	9	第2回産業廃棄物と生活 環境を考える全国大会を 仙台市で開催	7	南蒲生し尿投入施設(193k0/24h, 現南蒲生環境センター)の更新建設着工
	7	生活環境 (ごみ等) に関 する市民意識調査の実施				

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成2年	10	管理課・業務第一課・業 務第二課・施設課の4課 が北庁舎(旧水道局庁 舎)に移転	4	宮城地区・秋保地区でも 空き缶・空きびん収集を 開始	4	南蒲生環境センター竣工 松森貯留槽(200kℓ)使用開 始
	10	今泉工場で爆発事故発 生,職員5人が重傷を負い,うち1人が死亡	6	全庁的にコピー機等への 再生紙利用を開始 南環境事業所新築	4	仙台市合併処理浄化槽設置 事業補助金交付要綱を制 定,施行
	12	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例,規則 の一部改正	12	仙台市産業廃棄物の適正 処理に関する指導要綱を 制定		
平成3年	4	機構改革で管理部,業務の2部制とし、産業の2部制と、産業の2部制と東東物場で、産業の場所を産業の場所を選出の場所を選出し、産業のでは	3 3 4 8 10	仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策止 大倉中継施設を廃止 ごみの統一方策を実施 指定袋による収集,料金統一 租大ごみ収集を年4回とし、業者委託に来の処分手 数料の減免扱いを取り止める 産業廃棄物懇談会を設置 リサイクルに開設 葛岡工場(300 t / 24h×	3 4	郡山下水管投入場を廃止 し尿の統一方策を実施 月1回の定期収集を委託業 者で行うこと、1人月160 円・900 毎320円の料金に統一 浄化槽汚泥の処分料は無料 とする
平成4年	3	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例,規則 の一部改正	2	2基)着工 クリーン仙台推進員のモ デル事業を実施		
	5	機業公境環設を企環調を 指量 建と 議棄審部 び部 野部環, 施課を 課境質 指量 建と 議棄審部 び部 が の規 を係 に と は の	3 5 5 9 10	ペット斎場竣工 産業廃棄物懇談会の廃止 仙台、大田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田・佐田		

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成5年	3	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例・規則 を全部改正し、仙台市廃	3	延寿埋立処分場内に延寿 ベッド焼却施設竣工	3	松森し尿処理施設内の旧設 備50k0/日解体 南蒲生環境センター新設に
		棄物の減量及び適正処理 等に関する条例・規則と する(4月施行)	4	ごみ処理手数料等を改定 ごみの収集・運搬・処分 50kg700円等に改定 (7 月実施)		伴い浄化槽汚泥処理のみの 施設として運用開始
	4	機構改革により、業務部 産業廃棄物指導課内に排 出指導係と施設指導係 を、業務部北・南・東環 境事業所内に指導係を設	4	空き缶・空きびんの週1 回収集区域を全市の半分 に拡大		
	5	置仙台市廃棄物対策審議会	6	葛岡粗大ごみ処理施設・ 葛岡資源化センターの建 設着工		
		における審議を経て「仙台市における産業廃棄物の処理のあり方について」を市長に提言	10	松森資源化センターの処理 能力の増大を図り,空き 缶・空きびん類の週1回収 集区域を全市域に拡大		
			10	リサイクルプラザの建設着工		
平成6年	4	機構改革により,環境保 全部環境計画課を管理 係,計画係,調整係の3	1	事業系一般廃棄物の減量 及び適正処理に関する計 画書の提出を受ける	4	三居沢貯留槽の検収業務を 自動化
		係制とする	8	大倉じん芥処理場焼却施 設を廃止	7	仙台市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画の策定
			10	廃棄冷蔵庫からのフロン 回収をモデル実施		
平成7年	1	阪神・淡路大震災発生 神戸市からの要請により ごみ収集作業支援を実施 (総勢82名)	3	リサイクルプラザ竣工(後 に今泉リサイクルプラザの 設置に伴い, 葛岡リサイク ルプラザに改称)	3	仙台市浄化槽指導要綱を制 定
	4	機構改革により,業務部 業務第一課,業務第二課 を業務課(管理係,指導 係,料金係,浄化槽係,	3	秋保環境センター, 松森 環境センター焼却施設を 廃止		
		松森環境センター),リサイクル推進課(事業推進 係,指導啓発係)に再	3	仙台市リサイクルプラザ 条例を制定		
		編,施設部に葛岡工場を設置	4	家庭ごみの排出方法を全 区で統一		
			4	廃棄冷蔵庫からのフロン 回収を全市域で実施		
			4	北環境事業所を葛岡工場 敷地内に新築移転し, 西 環境事業所に名称変更		
			8	葛岡工場, 葛岡粗大ごみ 処理施設, 葛岡資源化セ ンター竣工		
			8	松森環境センターリサイ クルプラザを休止		
			9	クリーンリサイクルタウン として厚生大臣から顕彰		
			10	リサイクル推進功労者等 表彰式で通商産業大臣賞 を受賞		

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成8年	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正	8	太白区長町地区を第一号 のまち美化推進モデル地 区に指定	4	今泉貯留槽の検収業務を自 動化
	4	機構改革により,環境保 全部を環境部,業務部を 廃棄物事業部,管理課を 総務課,環境保全課を環	10	リサイクル推進功労者等 表彰式で内閣総理大臣賞 を受賞		
		総務課, 環境保室課を環境対策課(推進係, 大気 騒音係, 水質係), 業務課 を廃棄物管理課とする	10	第1期仙台市分別収集計画策定		
平成9年	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例 の一部改正	3	産業廃棄物処理指導計画 策定	4	合併処理浄化槽維持管理費 の補助に関する要綱を制 定,施行
	5	一般廃棄物循環型システ ム構築調査実施	4	産業廃棄物適正処理監視 指導員 (産廃Gメン) 設置		
	8	ダイオキシン対策会議設置	9	まち美化懇話会を設置		
			10	し尿収集運搬委託業者5 社が出資し,新会社を設立,旧仙台地区の粗大ご み収集運搬業務を行う		
			10	ペットボトルの分別収集 開始		
			10	第6回全国ごみ減量化推進全国大会仙台市で開催		
			12	まち美化懇話会を廃止		
平成10年	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例 の一部改正	4 9	産廃110番設置 小型焼却炉の無料回収を		
	4	機構改革により,環境部環境計画課を管理係,計画係,調整係,活動推進係の4係制とし,施設部施設課の施設係を管理係とする	10	実施ペットボトルの事業者回収モデル事業を開始		
	4	環境率先行動計画策定				
	6	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正				
	8	生ごみ減量化(コンポスト化)調査開始				
平成11年	3	ごみの散乱のない快適な まちづくりに関する条例 制定 (5月30日施行)	4	太白区 (秋保地区を除く) の家庭ごみ収集を民間に委託		
	3	仙台市一般廃棄物処理基 本計画を全面改定	5	葛岡リサイクルプラザ利   用者50万人突破		
	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正				

年号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平 亏 — — 平成11年				, , , , , , ,	И	し水渕休寺県
平成11年	4	機構改革により、西・南・東環境事業所とする	6	(仮称) 松森工場(ごみ焼 却施設) の環境影響調査 結果を公表		
	12	仙台市一般廃棄物処理基 本計画を一部改定	6	第2期仙台市分別収集計 画策定		
		本山岡で 即以た	6	屋内設置型の生ごみ堆肥 化容器を補助対象に追加		
			11	100万人のごみ減量大作戦 展開		
平成12年	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例 の一部改正	2	家庭用電気式生ごみ処理 機の購入費補助事業を開 始		
	4	機構改革により,環境部 環境対策課の大気騒音係 を大気係とし,環境影響	4	若林区の家庭ごみ収集を 民間に委託		
		審査課を新設し同課に審 査係を置く 廃棄物事業部若林環境事	9	環境配慮型店舗(エコに こショップ)認定制度開 始		
		業所の庶務係を廃止,施 設部施設課の延寿埋立処 分場を廃止し,石積埋立 処分場を石積埋立管理事	10	仙台まち美化サポートプログラムを実験的に実施		
	5	務所とする   仙台市廃棄物の減量及び	12	プラスチック製容器包装 分別収集モデル事業を開始		
		適正処理等に関する規則の一部改正	12	ペットボトル事業者回収モデル事業終了		
	9	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正	12	堆肥化センター (25 t / 日) 着工		
	11	建設リサイクル法施行				
	12	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例 の一部改正				
平成13年	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条 例・規則の一部改正	2	資源物店頭回収事業を開 始	3	南蒲生環境センターのし尿 処理を嫌気性消化処理から 脱水処理に改造
	4	機構改革により、施設部	3	西田中工場を廃止	4	仮設トイレ等のし尿の収集
	1	葛岡工場の西田中工場を廃止	3	廃棄冷蔵庫からのフロン 回収モデル事業終了	1	運搬を許可制とする
	4	家電リサイクル法施行	3	紙類拠点回収事業開始 (2カ所)		
	5	食品リサイクル法施行	4	粗大ごみのステーション		
	6	フロン回収・破壊法公布	<b>T</b>	方式無料収集を戸別有料 収集とする		
	6	P C B 特別措置法公布	4	宮城野区の一部の家庭ご み収集を民間に委託		
			4	不法投棄巡視員を設置		
			4	今泉リサイクルプラザ開 館		

F 11	п	4D. + 4	п	~ 18 K + **	н	) 口眼だ士で
年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成13年			4	ごみ処分手数料100kg850 円等に引き上げる(平成 12年3月改定)		
			5	(仮称) 松森工場 (200 t /24h×3基) 本体工事着 工		
			10	プラスチック製容器包装 分別収集に係る地域説明 会開始		
平成14年	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則	3	延寿ベッド専用焼却炉廃 止	3	堆肥化センター竣工
		の一部改正	3	堆肥化センター竣工		
	4	機構改革により,環境部 環境計画課,環境影響審 査課を環境管理課(企画 管理係,環境影響評価	4	プラスチック製容器包装 分別収集全市拡大		
		室),環境都市推進課(環境活動推進係、地球	4	家庭ごみの祝日収集開始		
		環境係) に再編, 廃棄物 事業部宮城野環境事業所 の庶務係を廃止	4	宮城野区の家庭ごみ・プラごみ収集を民間に完全 委託		
			6	第3期仙台市分別収集計画策定		
			10	ダイオキシン排出規制に 伴い、ペット斎場の焼却 炉を改修		
			11	100万人のごみ減量大作戦 キャンペーン (ワケルくん によるごみ分別の徹底)		
			11	容器包装リサイクル協会 より,びんの分別の改善 を要請される(ふた)		
平成15年	4	機構改革により,総務課 庶務係及び企画係を総務 係に再編,廃棄物事業部 廃棄物管理課浄化槽係を	1	資源化センターにびん, ペットボトルのふた取り 要員を配置(各施設7人 計14人)		
		廃止,産業廃棄物指導課 を廃棄物指導課に,リサ イクル推進課事業推進係 及び指導啓発係を企画係 及び啓発係に再編	4	青葉区東部地区の家庭ご み・プラごみ収集を民間 に委託		
	7	宮城県北部地震発生	4	プラスチック製容器包装の祝日収集開始		
	9	宮城県北部地震罹災ごみの受け入れ開始 (矢本町,鳴瀬町,河南町)	4	ご み 処 分 手 数 料 100kg1,000円に引き上げ る(平成12年3月改定)		
	9	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正	9	事業系紙類回収庫の設置 (若林,泉環境事業所)		
	10	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例 の一部改正				
平成16年	10	新潟県中越地震発生 長岡市の要請により,被 災地支援実施(携帯用簡 易トイレ)	4	青葉区中部地区の家庭ご み・プラごみ収集を民間 に委託		

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成16年			4	乾燥生ごみと野菜との交 換制度全市拡大		
			6	紙類回収キャラバン隊事 業開始		
			9	食器洗浄車「ワケルモービル」貸出開始(平成28年度 終了)		
			9	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事 業開始 (太白区)		
			10	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事 業開始 (宮城野区)		
			11	ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」開始		
			12	事業系紙類回収庫の設置 (青葉環境事業所)		
平成17年	2	宮城県北部地震罹災ごみ の受け入れ終了	3	小鶴工場を廃止		
	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正	3	試験運転期間中の松森工 場で触媒損傷事故発生, 4月予定の施設の引き渡 しが延期		
	4	機構改革により,施設部 小鶴工場を廃止し,松森 工場(管理係,技術係,	3	一般廃棄物処理基本計画 改定(中間見直し)		
	_	運転計画係)を設置	4	再生可能な紙類の焼却工 場への搬入禁止		
	5	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正	4	富谷町収集分の可燃性ご み,不燃性ごみ,犬猫等 死体の受入開始		
			4	青葉区西部地区の家庭ご み・プラごみ収集を民間 に委託(市内全域の家庭 ごみ・プラごみが民間委 託へ)		
			4	缶・びん・ペットボト ル・廃乾電池類の祝日収 集開始		
			6	第4期仙台市分別収集計画 策定		
			6	紙類回収ステーション事 業開始 (36カ所)		
			8	松森工場竣工		
			8	環境配慮型事業所(エコ にこオフィス)認定制度 開始		
			9	古紙等定期回収モデル事 業開始 (48町内会)		

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成18年	3	太白環境事業所が建設局 郡山監視センター内に移 転	9	葛岡資源化センターにスプレー缶破砕機を設置		
	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する規則 の一部改正				
	4	機構改革により、総務課に企画係を設置、環境部の環境管理課環境影響評価室を環境調整係、廃棄無調を受けるのが推進課金画係を資源化推進係とする				
	5	総務課・環境部・廃棄物 管理課・リサイクル推進 課・廃棄物指導課・施設 課が一番町仮庁舎(小田 急仙台ビル)に移転				
平成19年	10	仙台市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例,規則 の一部改正(家庭ごみ等	3	仙台市産業廃棄物処理指 導方針,同実施計画を作 成	2	仮設トイレを保有する民間 事業者と「災害時における 仮設トイレ等の供給協力に
		有料化)	5	事業者,市民団体,市に よる「仙台市におけるレ ジ袋の削減に向けた取り 組みに関する協定」締結 (4事業所・4店舗)		関する協定」を締結(7社)
			9	「仙台市におけるレジ袋の 削減に向けた取り組みに 関する協定」への参加事 業者・店舗の拡大 (6事業者・14店舗)		
			10	家庭ごみ等の受益者負担制度(有料化)及び紙類定期回収の平成20年10月からの実施が決定		
			10	第5期仙台市分別収集計画 策定		
			12	宮城野環境事業所に事業 系紙類回収庫設置		
平成20年	4	機構改革により,環境部 環境都市推進課環境活動 推進係及び地球環境係を	2	家庭ごみ等有料化に係る 地域説明会開始	3	松森し尿処理施設での浄化 槽汚泥受入を終了し,施設 は廃止
	6	環境都市推進係に再編 岩手・宮城内陸地震発生	6	松森環境センターリサイ クルプラザを廃止	4	南蒲生環境センターでの浄 化槽汚泥受入を開始
	U	岩子・宮城内陸地震発生 宮城県の要請により、被 災地支援実施(携帯用簡 易トイレ)	9	古紙等定期回収モデル事業終了		1611年177亿又八で開知
			10	家庭ごみ等有料化及び紙 類定期回収開始		
平成21年			3	松森工場の灰溶融炉でス ラグ流出・火災事故が発 生	3	し尿処理手数料新システム 稼働
					3	三居沢貯留槽施設を休止 し,災害時における緊急用 施設として活用

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成21年	4	機構改革により,環境部 環境管理課及び環境場市 推進課を再編し,環境を 画課(企画調整係,地球 温暖化対策係),環境 市推進課(環境啓発係, 環境調整係)とする			4	仮設トイレを保有する民間事 業者と「災害時における仮設 トイレ等の供給協力に関する 協定」を再締結(7社)
		南蒲生環境センターを廃 棄物事業部廃棄物管理課 から施設部施設課に移 管,廃棄物管理課料金係 を業務係とする				
	11	「仙台市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会に諮問				
平成22年	7	「仙台市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」[改定版]中間案発表 (パブリックコメント及び地域説明会の実施)	7	第6期仙台市分別収集計画 策定		
平成23年	3 3 5	「仙かのでである。」 「仙かのでである。」 「山かいのでである。」 「山かいのでである。」 「山かいのでである。」 「山かいのでである。」 「山かいのでである。」 「山かいのでである。」 「山かいのでである。」 「山かいのでである。」 「中本のでである。」 「中本のでである。」 「中本のでである。」 「中本のでである。」 「中本のでである。」 「中本のでは、できないのである。」 「は、いっし、いっし、は、	3 4 5	焼設す震に床開沿入蒲 宅去入去 高戸損請月 石衛か処は処に 農(1損成了 損撤了) 機搬撤 み 申9 立庭却市生月 始 助終 ・終 でに 区 集 搬 撤 搬撤 み 申9 立庭却市生月 始 助終 ・終 で 2 は 東 2 が 3 が 3 に 東 3 が 3 に 東 3 に 東 3 に 東 4 に 東 5 に 東 6 に 東 6 に 東 6 に 東 6 に 東 7 に 東 6 に 東 7 に 東 8 に 東 9 に 9 に	111	南蒲生環境センタ備の簡易の理説が簡易の理とででででででででででででででででででででででででででででででいます。 でんしょう はい

年号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成23年			9	損壊ブロック塀等の自費解 体助成申請受付開始(11月		- 3770000 7 /
			10	受付終了) 蒲生・井土搬入場の仮設焼		
			10	却炉稼働 家庭用使用済み食用油リサイクルモデル事業開始		
			12	荒浜搬入場の仮設焼却炉稼働		
				津波の塩害による枯死高木 の伐採・撤去申請受付開始 (平成24年1月終了)		
平成24年			3	津波堆積物撤去完了	4	仮設トイレを保有する民間事 業者と「災害時における仮設
			5	損壊ブロック塀等及び枯死 高木の撤去終了		トイレ等の供給協力に関する 協定」を再締結 (7社)
			7	津波堆積物等の国公共事業 (海岸防災林事業・海岸堤 防事業)への再生利用開始		
			7	石巻市の木くず等の可燃物 5万トンの受入れ・処理開 始(平成25年5月終了)		
			10	がれき搬入場の原状復旧開始		
平成25年	4	機構改革により、松森工場運転計画係を廃止、環	7	第7期仙台市分別収集計画 策定		
		境企画課地球温暖化対策 係を再生可能エネルギー 推進係とする	9	布類の拠点回収を開始 (37 カ所)		
			9	全搬入場の仮設焼却炉の稼 働終了		
			11	3工場 (今泉・葛岡・松 森) にて一般廃棄物収集運 搬業許可業者が搬入する事 業ごみの展開検査を開始		
			12	がれき等の処理完了		
平成26年	4	機構改革により、震災廃棄物対策室を廃止、環境企画	2	損壊家屋等の解体・撤去 終了	6	収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に
		課再生可能エネルギー推 進係を地球温暖化対策係 とする	3	がれき搬入場の原状復旧 完了		関する協定書(し尿等)」を締結(9社)
			3	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事 業を終了		
			6	収集運搬業務委託業者と 「災害時における応急対策 活動に関する協定書(家庭 ごみ等)」を締結(8社)		
			9	小型家電リサイクルモデ ル事業開始		

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成27年	4	環境都市推進課を環境共 生課に改称	3	小型家電リサイクルモデ ル事業終了	4	仮設トイレを保有する民間 事業者と「災害時における
	量推	総務課・環境部・ごみ減 量推進課・廃棄物管理 課・廃棄物指導課・施設	3	今泉リサイクルプラザ利 用者25万人突破		仮設トイレ等の供給協力に 関する協定」を再締結(7社)
		課が二日町第二仮庁舎 (MSビル二日町)に移転	3	クリーン仙台推進員の永 年勤続表彰制度を創設		
	9	「仙台市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」[中間評価案]及び[改定素案]を廃棄物対策審議会で審議	3	第3回国連防災世界会議 東日本大震災総合フォー ラムにおいて「巨大災害発 生時における災害廃棄物対 策」をテーマとしたシン ポジウムを実施		
	10	「仙台市一般廃棄物(ご み)処理基本計画」[改 定案]に対する意見募集	4	小型家電リサイクル事業 開始		
		(パブリックコメント及び説明会の実施)	12	石積埋立処分場整備 (第 2期)着工		
平成28年	1	「仙台市一般廃棄物 (ご み) 処理基本計画」の改 定案について廃棄物対策	6	第8期仙台市分別収集計 画策定		
	3	審議会に報告	6	「ワケアップ!仙台」キャ ンペーン開始		
	3	み) 処理基本計画」の改定	10	ごみ減量キャラバン2016 実施		
平成29年	3	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例 の一部改正	3	葛岡工場の基幹的設備改 良工事完了(平成26年10月 ~)		
	4	機構改革により,廃棄物事業部ごみ減量推進課,廃棄物管理課及び廃棄物指導課を再編し,廃棄物企画課(全画係,収集計画係),家庭ごみ減量課(管理係,減量推進係),事業ごみ減量課(事業ごみ減量課(事業との表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	9	食の3R推進サイト「モッタイナイキッチン」開設 ごみ減量キャラバン2017 実施		
平成30年			2	搬入物検査(展開検査) 装置による事業ごみの内 容物検査開始		
			4	ごみ処分手数料100kgまで1,500円,100kg超10kg までごとに150円に引き上げる(平成29年3月改定)		
			4	環境配慮事業者(エコにこマイスター)認定制度開始 (環境配慮型店舗・事業所認定制度から移行)		
			4	災害廃棄物処理に係る業 界3団体と「仙台市にお ける災害廃棄物の処理等 の協力に関する協定」を 締結		
			9	家庭系剪定枝資源化モデ ル事業開始		

年 号	月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成30年			9	防水加工等がされた紙製 容器の拠点回収開始		
			10	石積埋立処分場供用開始 (第2期工事分)		
令和元年	7	「仙台市一般廃棄物処理 基本計画」の改定につい て廃棄物対策審議会に諮	6	第9期仙台市分別収集計画 策定		
		問	10	令和元年東日本台風に伴 う本市災害ごみ処理開始		
	10	食品ロス削減推進法施行		(12月末完了)		
	10	令和元年東日本台風発生	11	葛岡工場にて丸森町の災害ごみの受入開始(令和2年3月13日終了)		
令和2年	3	「仙台市災害廃棄物処理 計画」を策定	3	スプレー缶・カセットボ ンベの排出ルールを「穴 開け不要」に変更		
	4	新型コロナウイルス感染 症緊急事態宣言(対象地 域:全国,4月16日~5 月6日)	4	3工場(今泉・葛岡・松 森)にて自己搬入ごみ処 分手数料徴収時の二度計 量方式を運用開始		
	9	「仙台市一般廃棄物処理 基本計画」[中間案]に 対する意見募集 (パブ リックコメント及び説明 会の実施)	5	家庭系剪定枝資源化事業本格実施		
令和3年	1	「仙台市一般廃棄物処理 基本計画」の改定につい て廃棄物対策審議会から 答申	3	今泉工場の基幹的設備改 良工事完了(平成29年10 月~)		
	3	「仙台市一般廃棄物処理 基本計画」の全面改定	3	松森資源化センターの基 幹的設備改良工事完了 (令和元年10月~)		
	4	機構改革により,環境部に地球温暖化対策推進配表別、併せて環境上の標準を設置、併せて環境を再編し、環境企画課(企画調整係、環境を画調整係),地球温暖化対策推進課(推進係、環境共本に重係),環境共生課(環境共生係)とする				
令和4年	4	プラスチックに係る資源 循環の促進等に関する法 律施行	7	リチウムイオン電池等の 収集開始		
	10	仙台市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例	7	第10期仙台市分別収集計 画策定		
		適止処理等に関する条例の一部改正	9	プラスチックに係る資源 循環の促進等に関する法 律第33条に基づく再商品 化計画について環境大臣 及び経済産業大臣の認定 を取得(全国第1号)		
			10	食の3R推進サイト 「モッタイナイキッチン」を 「ワケルネット」に統合		

年 号 月	一般事項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
令和5年		1 4	製品プラスチック分別収 集を先行実施 製品プラスチック分別収 集を全市展開		